

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

横浜市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>1 横浜市における国民健康保険事務(以下「国民健康保険業務」という。)</p> <p>(1)事務の概要 国民健康保険法(以下「国保法」という。)に基づき、横浜市は神奈川県とともに国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)となる。横浜市は、市内に住所のある者のうち、他の医療保険の制度に該当している者や生活保護の受給者等以外の者について被保険者として管理を行い、国民健康保険事業を行う。</p> <p>①資格事務 保険給付や保険料の賦課・徴収、特定健康診査等の事務のため、被保険者の資格の管理を行う(国保法第5条(被保険者)、同法第6条(適用除外)等)。国保法第9条(届出等)により世帯全員の異動について世帯主に届出の義務が課せられていることから、被保険者の期間及び世帯主の期間を世帯単位で管理する。</p> <p>②給付事務 資格情報に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対して給付を行う。給付は被保険者の属する世帯の世帯主からの申請に基づき行われる「現金給付」と、被保険者が医療機関等を受診する際に被保険者証を提示することにより行われる「現物給付」とに分かれている。給付情報及び給付を行うにあたり必要な所得区分について管理する。</p> <p>③賦課事務 国保法第76条(保険料)に基づき、国民健康保険事業に要する費用を世帯主から徴収するため、保険料額の算定を行う。保険料額は、被保険者ごとに均等に賦課する被保険者均等割額と、被保険者の所得金額に応じて賦課する所得割額の合計額となり、低所得世帯に対する減額制度は、世帯主(加入有無を問わない)及び被保険者の所得金額の合計額により該当可否を判断するため、世帯主及び被保険者の収入・所得情報等について管理する。 決定した保険料額は、世帯ごとの賦課台帳において管理し、世帯主あてに通知するほか、変更がある場合に、保険料額の再計算・通知を行う。なお、通知した保険料について納付が困難となった場合、世帯主からの申請をもとに保険料の減免を行う。</p> <p>④収納・滞納事務 保険料は、窓口納付(区役所の窓口で納付)、納付書納付(指定金融機関・収納代行金融機関やコンビニエンスストアで納付書を用いて納付)、口座振替(指定金融機関・収納代行金融機関の口座から自動的に振替納付)、特別徴収(年金保険者が納付義務者に年金を支払う際に保険料を徴収)のいずれかの方法で徴収する。 世帯主ごとに納付状況の管理を行い、納期限までに納付がなかった場合には督促状や催告書作成処理を行い、時効起算日の管理・延滞金の計算を行う。 また、納付された保険料が過誤納となった場合、未納の期に充当したり、還付を行う。</p> <p>⑤特定健康診査関連事務 保険者として被保険者への特定健康診査、及びその結果に基づく特定保健指導を行う(高齢者の医療の確保に関する法律第19条(特定健康診査等実施計画)、第20条(特定健康診査)、第24条(特定保健指導))。</p> <p>(2)特定個人情報ファイルの利用 ①被保険者の資格管理のため、届出に基づき必要な情報を入手し、資格情報・証発行情報を管理する。 ②保険給付の実施のため必要な給付情報・所得区分を管理する。 ③保険料の賦課のため、収入・所得情報について入手し、賦課台帳を管理する。 ④保険料の収納・滞納情報を管理する。 ⑤特定健康診査・特定保健指導の情報を管理する。</p> <p>2 市町村保険者事務共同処理業務 (1)事務の概要 平成30年度の国民健康保険都道府県単位化に伴い、各都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に委託して、県内市町村間で資格情報及び高額該当(1か月あたりの医療費が世帯の限度額を超過したことにより高額療養費の該当となったことを指す)情報について共同管理を行う。</p> <p>(2)特定個人情報ファイルの利用 被保険者の資格情報及び高額該当の引き継ぎ情報について、国保連合会が管理する「次期国保総合システムおよび国保情報集約システム」(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)を介して、県内他市町村との間でデータの連携を行う。</p>

3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)

(1)事務の概要

法改正によりオンライン資格確認(※)の仕組みが導入されたことに伴い、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について他の医療保険者等と共同して「国保連合会または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託して行う。また、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。

※ オンライン資格確認

健康保険の被保険者が医療機関等を受診する際に、医療機関等がオンラインにより最新の資格情報等を確認できるようになる仕組み。確認は、マイナンバーカード又は被保険者証・資格確認書に記載された被保険者証番号・枝番等により行う。これにより、既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐこと等が可能となり、事務の効率化・適正化が図られる。

(2)特定個人情報ファイルの利用

- ①国保連合会から委託を受けた国保中央会が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、市が管理する個人情報について、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ提供を行う。
- ②支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるための機関別符号の取得・紐付け情報の提供を行う(当該処理については、支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため、当評価の対象外)。

③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
-------	------------	--

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、自治体中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能 符号取得要求を自治体中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5)自治体中間サーバー稼働状況確認機能 連携する自治体中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能 既存業務システムと自治体中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (自治体中間サーバー、既存業務システム)</p>

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち、情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能は使用しないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</p> <p>(1) 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ②被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 ③オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 (※1)当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 ①機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 ②情報照会 及び③情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は自治体中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 ④情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 (※2)当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3) 本人確認事務に係る機能 ①個人番号取得 及び②基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、自治体中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム)									

3. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性

<国民健康保険業務>

・共通データベース

各業務で使用する共通的な情報を一元管理する。

・資格データベース

世帯主からの届出により、住所や氏名、生年月日等を把握し、その対象者の国民健康保険の被保険者資格台帳を作成する。

その際、療養の給付を受ける期間や保険料を計算する期間についても、併せて管理を行うことで効率的に他の事務を進めることが可能になる。住民登録外被保険者については、被保険者資格の適正化を図るため、個人番号の特定を行う。

・賦課データベース

被保険者の資格期間、世帯主及び被保険者の所得情報等により、国民健康保険料の計算、及び減免額の計算を行い、対象世帯の国民健康保険の賦課台帳を作成する。

・給付データベース

世帯主からの申請に基づく現金給付及び被保険者が医療機関等を受診することにより行われる現物給付に基づき、給付情報を作成する。

・収納データベース

被保険者の保険料収納状況を管理する。

・滞納データベース

被保険者の保険料滞納状況を管理する。

・特定健診データベース

被保険者が年度中1回特定健康診査を受けることができるよう、受診券を発行する。また、特定健康診査の結果に基づき特定保健指導利用券を作成する。

・受付管理・申請業務支援データベース

マイナポータルと連携し国民健康保険の事務手続きに関して、電子申請を実施する。

○各データベース共通

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下

「番号法」という。)第22条

(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、

統合番号連携システムを使用し、自治体中間サーバーにアップロードを行うとともに、資格情報、給付情報、所得情報等について情報保有機関に対して情報照会を行い、被保険者資格や給付、保険料計算、所得区分管理等の適正化を図る。

<オンライン資格確認の準備業務>

オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。

<p>②実現が期待されるメリット</p>	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通データベース 各業務で使用する情報を一元管理することで、データベースの最適化を行い、各業務間のデータの整合性を確保する。 ・資格データベース 健康保険法等の被保険者情報について情報提供を得られれば、住民基本台帳では確認できない、国保法第6条の該当及び非該当の確認ができ、より正確に被保険者資格の適正化を行えるようになる。 ・賦課データベース 住民登録外台帳で課税されている個人と住民登録内台帳で課税されている個人との紐づけ等により、被保険者の資格期間及び所得情報等の適正化が期待でき、より適正な保険料計算を行えるようになる。 ・給付データベース 他保険者等の給付情報について情報提供を得られれば、本市国保との間での給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。 ・収納データベース 従来は文書照会等の手段で他保険者の収納状況を確認していたが、より即時的に確認ができるようになる。 ・滞納データベース 従来は文書照会等の手段で他保険者の滞納状況を確認していたが、より即時的に確認ができるようになる。 ・特定健診データベース 被保険者の資格情報に基づき管理を行うことで、事務の効率化が図られる。 ・受付管理・申請業務支援データベース 区役所の窓口混雑の緩和や、市民の申請手続きへの負担の軽減、事務処理の効率化が図られる。 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者証番号等の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p>
<p>5. 個人番号の利用 ※</p>	
<p>法令上の根拠</p>	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第44項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第7号) 第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項、第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
<p>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p><国民健康保険業務> 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、132、137、141、145、158、161、164、165、166、173 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第134条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 69、70、71 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条、第72条、第73条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3 第1項、第2項</p>
<p>7. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>健康福祉局生活福祉部保険年金課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>保険年金課長</p>
<p>8. 他の評価実施機関</p>	
<p>なし</p>	

(別添1) 事務の内容

図1 事務概略図と特定個人情報保護評価の範囲

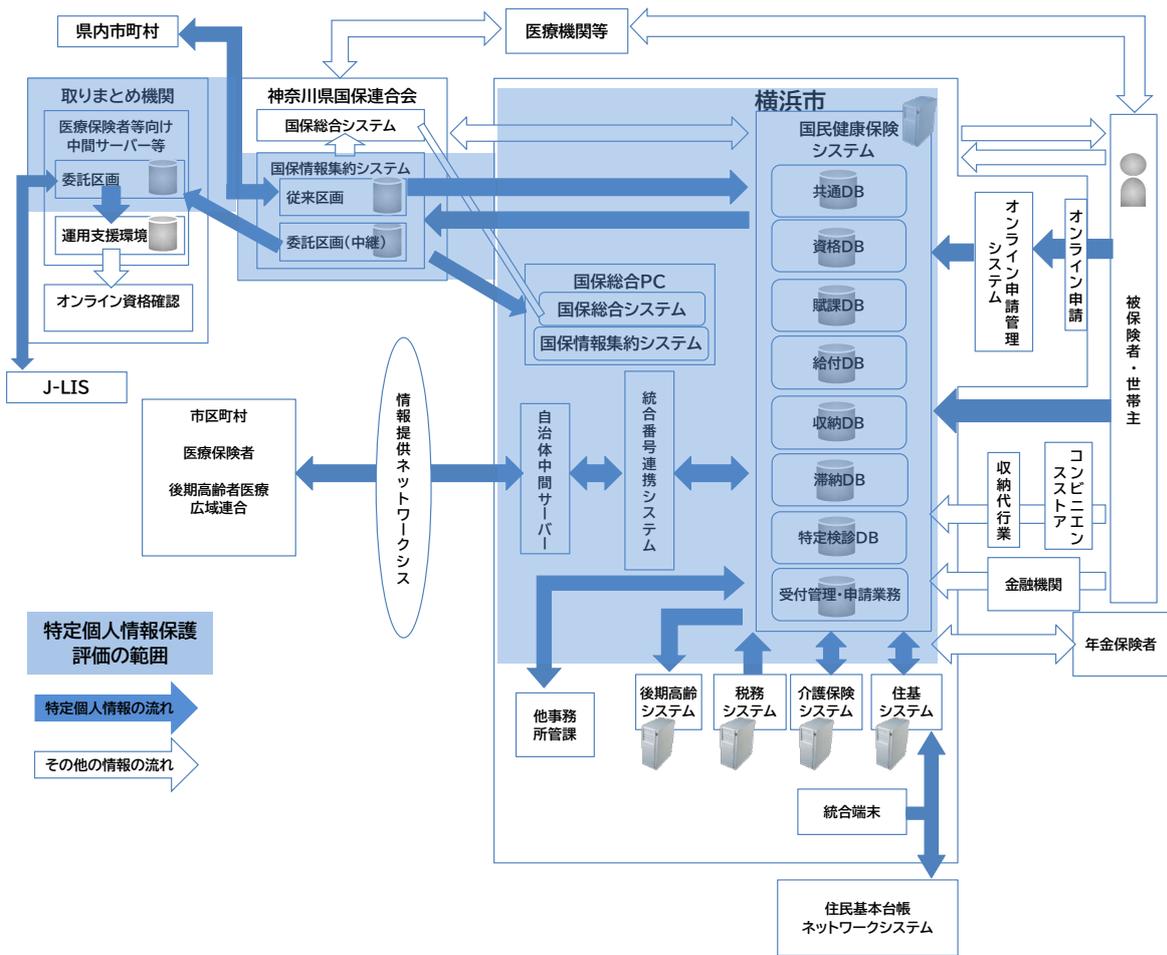
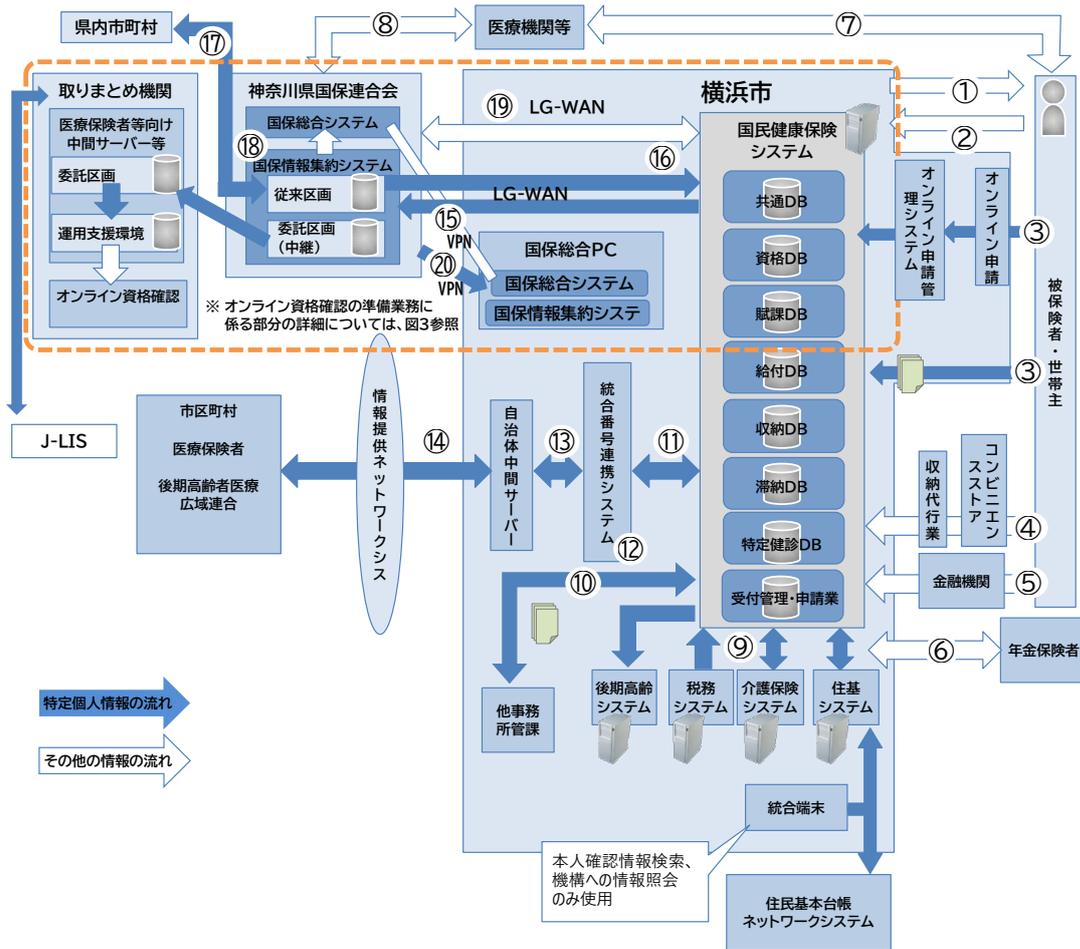
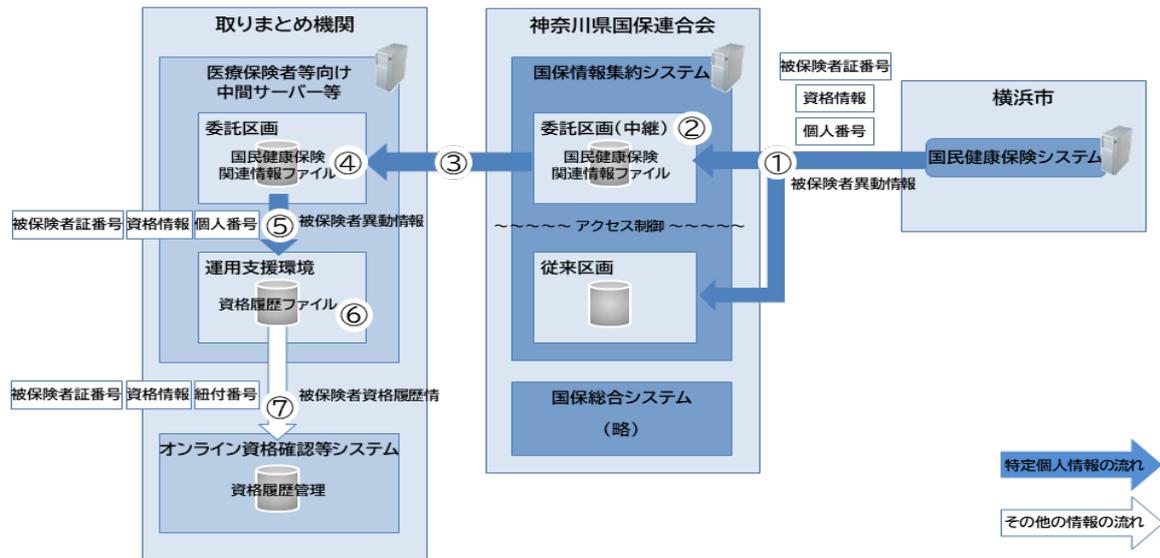


図2 国民健康保険事務の全体図



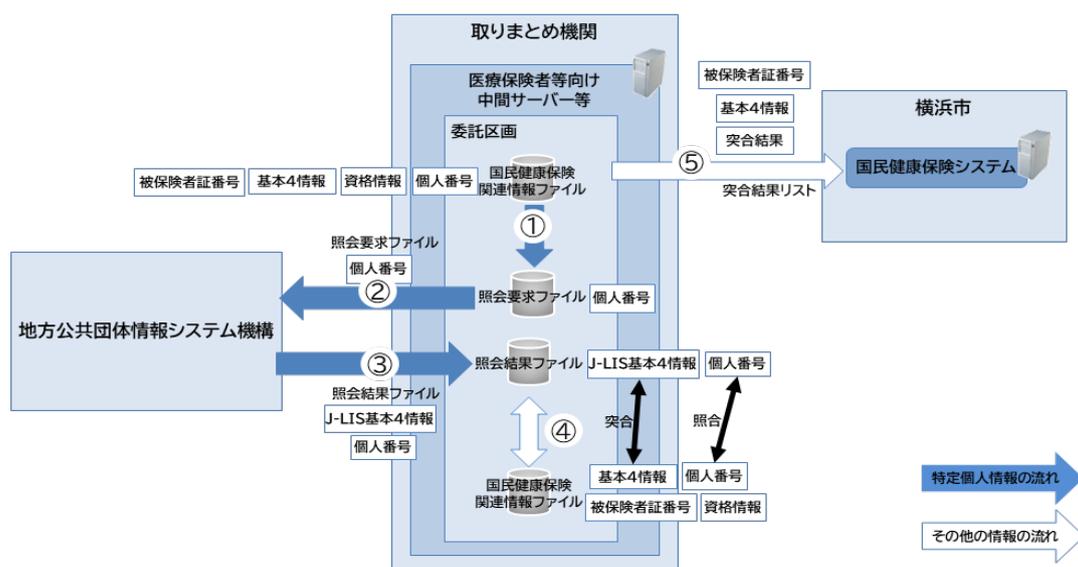
- ① 被保険者証等の交付、保険料額の通知、現金給付の支給等
- ② 保険料の納付、収入申告、保険料の減免申請等
- ③ 資格に関する届出、現金給付の申請等
- ④ 収納情報を受領(納付書)
- ⑤ 収納情報を受領(納付書・口座振替)
- ⑥ 特別徴収候補者・対象者情報を授受、収納情報を受領(特別徴収)
- ⑦ 受診、医療サービス提供、一部負担金の請求・支払(現物給付)、特定健診診査・特定保健指導の受診・利用
- ⑧ 診療報酬請求・支払、特定健康診査・特定保健指導の費用の請求・支払
- ⑨ システム間情報移転
- ⑩ 紙媒体による情報移転
- ⑪ 情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携
- ⑫ 業務固有番号・個人番号の紐づけ、住民登録外被保険者への統番番号の付番
- ⑬ 情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携(統番番号による)
- ⑭ 情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携(符号による)
- ⑮ 資格異動情報のアップロード、継続世帯の確定処理
- ⑯ 継続候補世帯の抽出
- ⑰ 市町村保険者事務共同処理業務による県内市町村間の情報連携
- ⑱ 資格情報連携(レセプト点検、電算共同処理等用)
- ⑲ 現金給付に係る審査情報の授受、特定健康診査・特定保健指導の結果の授受
- ⑳ 健診・保健指導情報、医療情報等の参照

図3 オンライン資格確認の準備業務に係る流れ



- ① 異動があった被保険者の情報について被保険者異動情報ファイルを作成しアップロードする。
- ② 横浜市から送信された被保険者異動情報に基づき、情報を更新し、医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信するための被保険者異動情報を作成する。
※ 国保情報集約システム委託区画においては、市町村ごとに論理的に区分された区画に情報が保存され、他の市町村の情報との間で提供等は行われぬ。
また、従来区画ともアクセス制御により切り離されている。
- ③ 作成した被保険者異動情報について、取りまとめ機関の医療保険者等向け中間サーバーシステムへ送信する。
- ④ 国保連合会から送信された被保険者異動情報に基づき、情報を更新する。
※ 国保情報集約システム委託区画においては、市町村ごとに論理的に区分された区画に情報が保存され、他の市町村の情報との間で提供等は行われぬ。
- ⑤ 委託区画から運用支援環境へ情報を連携し、資格履歴ファイルに格納する。
- ⑥ 個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理等を行う。
また、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
- ⑦ オンライン資格確認等システムへ資格情報を提供する(機関間提供)。

図4 オンライン資格確認の準備業務に係る流れ



- ① 取りまとめ機関が、医療保険者向け中間サーバー等システムの委託区画に登録されている被保険者情報の正確性を担保するために、同区画の同情報から「基本4情報照会要求ファイル」を抽出する。
- ② 取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムに「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を送信する。
- ③ 取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(照会対象者の基本4情報(本人確認情報) + 個人番号)を取得(受信)する。
- ④ 取りまとめ機関は、照会結果ファイルと委託区画に登録されている被保険者資格情報の基本4情報が同じかどうかのチェックを個人番号で突合を行い、突合結果を横浜市へ通知するために突合結果リストデータを作成する。
突合結果リストには個人番号は記録しない。
- ⑤ 取りまとめ機関は、突合結果リストデータを横浜市へ通知する。
(通知された突合結果をもとに、横浜市が住民基本台帳や住基ネット端末を用いて最新情報を調査し、必要に応じて特定個人情報の訂正を行い、既設ルートで被保険者情報の異動を行う)

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①課税住所地在横浜市である者 ②課税住所地在横浜市でない者のうち、次に該当する者 ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 ③年金保険者から年金受給情報の提供があった者
その必要性	<国民健康保険加入者> 国民健康保険の被保険者として給付を受ける期間の確認や保険料等を賦課、徴収、還付等を効率的に行うために必要であり、また、国民健康保険を脱退した後も、同様の業務が発生する場合があるため、被保険者情報は世帯の全員が資格を喪失してから5年間保管している。これは給付等の時効が最大5年であるため、5年を過ぎても保険料等の未納が残っている場合や、保険料等を還付、充当をしたり、現金給付を行った日や振替を行った日から5年を過ぎていない場合は、それぞれの日と保険料等の未納がなくなった日のうち、直近の日から5年間保管している。 <国民健康保険非加入者> 所得情報については、国民健康保険の非加入者であっても、保険料の減額判定に必要となる場合がある。また、国民健康保険に加入した場合における保険料を仮計算する際に使用するために保有する必要がある。 年金受給情報については、徴収方法の決定にあたり、一時的に保有する必要がある(年金保険者においては、国民健康保険の加入者であるかどうかの判断がつかないため)。

④記録される項目	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[100項目以上] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
<p style="text-align: center;">主な記録項目 ※</p>	<p>・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書 のシリアル番号)</p>
	<p>個人番号…対象者を正確に特定するため その他識別番号…他の庁内連携システムの個人を紐づけるため 4情報…管理する対象の個人を特定するため 連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため 地方税関係情報…保険料の計算や所得区分判定に所得情報が必要であるため 健康・医療関係情報…特定健康診査・特定保健指導等実施のため 医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため 介護・高齢者福祉関係情報…保険料の特別徴収対象者の判定を行うため 年金関係情報…保険料の特別徴収を行うため その他…電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号:申請者の本人確認のため</p>
	<p>全ての記録項目 別添2を参照。</p>
⑤保有開始日	令和9年1月4日
⑥事務担当部署	横浜市役所健康福祉局生活福祉部保険年金課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 南区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課 旭区役所福祉保健センター保険年金課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 緑区役所福祉保健センター保険年金課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課 栄区役所福祉保健センター保険年金課 泉区役所福祉保健センター保険年金課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (財政局税務課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局医療援助課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (各金融機関、収納代行業者) <input type="checkbox"/> その他 (各医療保険者等、神奈川県国民健康保険団体連合会、日本年金機構・共済組合等の年金保険者)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)
③入手の時期・頻度	<p><国保連合会からの入手時期・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務の被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等、国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報) : 日次 ・高額該当の引き継ぎ業務(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等、転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報) : 月次 ・現物給付(レセプト)情報 : 月次 ・特定健康診査等情報 : 月次 <p><税務主管課からの入手時期・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> 課税住所地在横浜市である者の所得情報 : 月次(税務システムから入手) <p><年金保険者からの入手時期・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収候補者情報 : 随時 ・特別徴収による収納情報 : 2か月に1回 <p><その他の入手時期・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報:届出のある都度随時(2か月に1度、住民基本台帳情報との整合性を保つため照会を行う。) ・現金給付情報、保険料関係情報(減免、特別徴収を希望しない旨の申出) : 被保険者の属する世帯の世帯主からの申請に基づき随時 ・税情報(市外転入等により、横浜市が課税住所地となっていない被保険者) : 加入の届出時等で把握する都度、課税住所地へ照会を行い随時 ・税情報(税務主管課から入手する所得情報等で所得の申告がされていない者、不要とされている者、及び課税住所地へ行った照会の回答で所得情報等が不明とされている者) : 把握の都度、及び毎年9月に収入申立書を送付することにより随時 ・収納情報 : 日次(納付書又は口座振替データに対する収納がある都度)

④入手に係る妥当性

<国保連合会からの入手に関する妥当性>

国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、本市分の被保険者、被保険者の属する世帯の世帯主で被保険者ではない者(以下「みなす世帯主」という。)、過去に被保険者であった者、過去にみなす世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。

・被保険者情報に関する入手の時期・頻度の妥当性

国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。

・被保険者情報に関する入手方法の妥当性

入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。

・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手の時期・頻度の妥当性

高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。

・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手方法の妥当性

入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。

・現物給付(レセプト)情報の入手に関する妥当性

被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。

・特定健康診査等情報の入手に関する妥当性

高齢者の医療の確保に関する法律第20条(特定健康診査)、第24条(特定保健指導)において特定健康診査、

特定保健指導の実施が定められており、国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託)において

国保連合会に委託できる旨が定められている。

<その他の入手に関する妥当性>

・資格情報 : 国保法第9条の規定により、世帯主には届出の義務があり、国保法第5条及び第6条の該当、非該当や住所、氏名等の個人情報に変更となった場合、届出なければならない。

また、国保法第5条から、市町村内に住所を有する者が被保険者となるが、その住所の認定について法令上特段の定めがないため、民法第22条(住所)の「各人の生活の本拠をもってその住所とする。」という規定を準用しており、この「生活の本拠」は定住の事実と定住の意思を勘案し総合的に判断している。その際、住民基本台帳は住民の居住関係を公証するためのものであるため、重要な手掛かりとしている。

しかし、やむを得ない理由(DV等)がある場合は、本市の住民基本台帳へ登録されなくても、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行っている。また、この場合、個人番号を基に住民登録地で国民健康保険に加入していないかや、国保法第6条の適用除外の要件に該当していないかを確認する。

・現金給付情報 : 国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって入手する。

・保険料関係情報 : 保険者は、国民健康保険事業に要する費用を世帯主から徴収しなければならないと定められており(国保法第76条)、保険者が徴収する世帯主に対する保険料額は、国民健康保険法施行令(以下「国保法施行令」という。)に基づき、地方税法314条の2第1項(所得控除)に規定する所得金額を基に計算する(国保法施行令第29条の7(市町村の保険料の賦課に関する基準))。そのため、保険者は世帯主及び被保険者の正確な所得情報を把握していなければならない。

また、横浜市に所得情報がない被保険者についても、必要があると認めるときは、官公署に対し必要な資料の提供を求めることができることが定められている(国保法第113条の2(資料の提供等))。世帯主から所得情報の申告を受ける際は、横浜市国民健康保険条例(以下「市条例」という。)第19条の3(申告書の提出)及び横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「市国保条例施行規則」という。)第12条の4に規定された収入申立書により入手する。

特別徴収候補者情報は国民健康保険制度を維持するための保険料の徴収事務に必要なものである。これは国保法第76条の3及び4の要請によるものであり、その要請実現のために入手する。

保険料減免に伴う情報は、市条例第22条(保険料の減免)及び市国保条例施行規則第15条(保険料の徴収猶予又は減免)に規定された申請書により入手する。

・税情報(保険給付関係) : 支給金額の決定にあたって所得情報が必要である旨、国保法施行令第29条の3(高額療養費算定基準額)等に記載されている。

また、横浜市に課税情報がない被保険者について、必要があると認めるときは、官公署に対し必要な資料の提供を求めることができることが定められている(保険料関係と同様)。

・収納情報 : 保険者は、国民健康保険事業に要する費用を世帯主から徴収しなければならないと定められており(国保法第76条)、保険者として納付義務者の納付状況は常に把握する必要がある。

⑤本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> ・国保法、国保法施行令、国保法施行規則、市条例等に明示されている内容であり、その上での個人情報入手であるため、利用目的は明らかである。また、収納情報については、本人への納入の通知に基づく納付情報であるため、納入の通知段階で明示されている。 ・他の機関等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されている。 							
⑥使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、保険料滞納情報、保険料徴収情報、特定健康診査等情報の管理 ・保険料賦課及び保険給付に必要な所得の判定、保険料の特別徴収の可否とその金額の管理 							
変更の妥当性		—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	横浜市役所健康福祉局生活福祉部保険年金課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 南区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課 旭区役所福祉保健センター保険年金課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 緑区役所福祉保健センター保険年金課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課 栄区役所福祉保健センター保険年金課 泉区役所福祉保健センター保険年金課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課							
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<p>国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、税情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、保険料滞納情報、特別徴収情報、特定健康診査等情報を適正に管理し、国民健康保険制度の健全な運営を行う。特別徴収情報については、特別徴収依頼情報や中止・変更等に係る対象者の情報を年金保険者に提供する。</p> <p>国民健康保険に加入していない者について保有している税情報は、加入した場合における保険料を仮計算する際に使用する。</p> <p>また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他の機関等へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。</p>							
情報の突合 ※		住所、氏名、生年月日等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行う。他の機関等へ情報提供や情報照会する際、住民基本情報システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用する。							
情報の統計分析 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者数及び世帯数、さらに年齢別等の細かい被保険者数の推移を統計分析する。 ・給付実績を基に月報及び年報を作成する。 ・保険料額等の細かい金額の推移を統計分析する。 ・収入、所得状況等の細かい金額の推移を統計分析する。 ・収納率及び欠損額の推移を統計分析する。 							
権利利益に影響を与え得る決定 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者個人及び世帯の所得区分に基づき給付額を決定する。 ・所得金額等に基づき保険料額、徴収方法及び減免額を決定し通知する。 ・滞納処分の必要要件として、督促状を発付する。滞納がある場合、保険給付を差し止める場合がある。督促状の納期限を過ぎて支払われた保険料に関しては、条例に従い延滞金の計算を行い、延滞金が発生する場合は世帯主に請求する。 							
⑨使用開始日		令和9年1月4日							

委託事項2～5		
委託事項2	保守業務委託	
①委託内容	システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
	その妥当性 <input type="checkbox"/> 作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (保守拠点からの遠隔操作にて取扱いを行う。)	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	保守支援業務

委託事項3		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (保守拠点からの遠隔操作にて取扱いを行う。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		日本企画株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務

委託事項4		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 クラウド事業者が管理するデータセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		東武デリバリー株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務

委託事項5		帳票印刷業務委託
①委託内容		帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市が管理するプリントサーバーへ、出力が必要な帳票データのみを転送する。 委託先は、出力操作専用端末を操作することにより、プリントサーバーの帳票を確認し出力する。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社アイネット
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	帳票印刷支援業務

⑥委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	資格継続業務及び高額該当回数を引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)等。
委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。

⑥委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
	委託事項8	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用した、オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。

⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
	委託事項9	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、みなす世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、みなす世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とみなす世帯主に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は2年間有効、地方自治法第236条第1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の現物給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()

⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。		
⑥委託先名	神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div>	
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>	
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	
	委託事項10	オンライン申請管理システム運用保守業務委託	
①委託内容	システム障害時の対応及び修正プログラムの適用等の運用保守作業を、民間事業者に委託することにより、専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 </div>		
	対象となる本人の数	[] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。)		
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。		

⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等)・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オンライン申請管理システム運用保守支援業務
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (28) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (14) 件 [] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第1項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条	
②提供先における用途	・健康保険法施行規則第24条(被保険者の資格取得の届出)第1項の全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条(被扶養者の届出)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	
③提供する情報	被保険者資格に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報照会の都度	

提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第13項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第15条
②提供先における用途	・児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 ・児童福祉法第19条の7の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務
③提供する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先7	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第14項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第18条
②提供先における用途	児童福祉法第21条の5の31の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第19項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第21条
②提供先における用途	児童福祉法第24条の22の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先9	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第27項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第29条
②提供先における用途	予防接種法第16条(給付の範囲)第1項第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第38項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第40条
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第30条(費用の負担)の規定による費用の負担の調整に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先11～15	
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第42項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第44条
②提供先における用途	・生活保護法第19条(実施機関)第1項の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条(申請による保護の開始及び変更)第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条(職権による保護の開始及び変更)第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条(保護の停止及び廃止)の保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第63条(費用返還義務)の保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条(費用等の徴収)第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③提供する情報	・保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先12	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第48項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第50条
②提供先における用途	地方税法第703条の4(国民健康保険税)の国民健康保険税の課税に関する事務
③提供する情報	非自発的失業者の国民健康保険料の軽減措置該当者に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 ・雇用保険における特定受給資格者または特定理由離職者が国民健康に加入した世帯
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第158項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第160条
②提供先における用途	・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条(申請)第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第10条(支給認定の変更)第2項の支給認定の変更の認定に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第12条(他の法令による給付との調整)の特定医療費の支給の調整に関する事務
③提供する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先15	国家公務員共済組合								
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第65項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第67条 								
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合法第60条の2第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第60条の3第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第61条第2項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第88条(被扶養者の申告)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第95条(組合員被扶養者証)第3項において準用する同令第92条(組合員証の検認等)第1項の共済組合の組合員の被扶養者証の要件の確認に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第113条の4の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務 								
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 専用線</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 紙</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙	[<input type="checkbox"/>] その他 ()
[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線								
[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()								
⑦時期・頻度	情報照会の都度								

提供先16～20	
提供先16	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第69項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条
②提供先における用途	・国保法第57条の2(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第57条の3(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第76条の保険料の賦課に関する事務 ・国民健康保険法施行規則第2条(資格取得の届出)第1項、第3条、第4条第1項、第11条、第12条又は第13条第1項(第4条第1項及び第11条を除き、これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第69項)
②提供先における用途	国保法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項による特別徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	保険料の特別徴収額の通知等に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険料を特別徴収により納付する者 ・国民健康保険料を特別徴収により納付する世帯のうち、国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である者

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	未定	
提供先 18	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第83項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第85条 	
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員等共済組合法第62条の2(高額療養費)第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第62条の3(高額介護合算療養費)第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第63条(出産費及び家族出産費)第2項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第66条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第94条(被扶養者の申告)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第3項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第1項の共済組合の組合員の被扶養者証の要件の確認に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第119条の2の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 	
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	情報照会の都度	
提供先 19	市町村長	
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第87項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第89条 	
②提供先における用途	老人福祉法第28条(費用の徴収)第1項の費用の徴収に関する事務	
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報照会の都度	
提供先20	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第111項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第113条	
②提供先における用途	雇用保険法第37条(傷病手当)第8項の傷病手当の支給の調整に関する事務	
③提供する情報	国保法第58条第2項の傷病手当金の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報照会の都度	

移転先1	健康福祉局生活福祉部生活支援課	
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第42項) ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(以下「市番号条例」という。)第4条第3項 	
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 	
③移転する情報	・保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活支援課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	情報照会の都度	

移転先3	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第125項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③移転する情報	・保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>生活支援課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者</p> <p>①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主</p> <p>②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主</p>
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム</p> <p>[] 電子メール</p> <p>[] フラッシュメモリ</p> <p>[] その他 ()</p> <p>[] 専用線</p> <p>[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[○] 紙</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

移転先4	健康福祉局生活福祉部医療援助課
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・市番号条例第4条第2項(別表第2の1)
②移転先における用途	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条(助成の方法の特例)第1項の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	・被保険者資格に関する情報 ・国保法第54条第1項若しくは第2項の療養費の支給、同法第54条の2第1項の訪問看護療養費の支給、同法第54条の3第1項の特別療養費の支給又は同法第57条の2第1項の高額療養費の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
移転先5	健康福祉局生活福祉部医療援助課
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・市番号条例第4条第2項(別表第2の2)
②移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条(助成の方法)第1項ただし書若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	・被保険者資格に関する情報 ・国保法第54条第1項若しくは第2項の療養費の支給、同法第54条の2第1項の訪問看護療養費の支給、同法第54条の3第1項の特別療養費の支給又は同法第57条の2第1項の高額療養費の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
移転先8	財政局主税部税務課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第48項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	地方税法第314条の2第3項(所得控除)に定める社会保険料控除適用の判定のため
③移転する情報	住所、氏名(漢字)、被保険者番号、収納額合計(合計及び徴収区分別)
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該年に納付した世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(1月)
移転先9	健康福祉局生活福祉部医療援助課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第158項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項の支給認定の変更の認定に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第12条の特定医療費の支給の調整に関する事務
③移転する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥ 移転方法	[] 庁内連携システム [<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦ 時期・頻度	月1回
移転先10	健康福祉局生活福祉部保険年金課
① 法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第74項) ・市番号条例第4条第3項
② 移転先における用途	国民年金法による保険料の納付に関する処分に係る申請等に係る事実についての審査に関する事務
③ 移転する情報	保険料の賦課に関する情報
④ 移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	保険年金課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥ 移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦ 時期・頻度	情報照会の都度

移転先11～15	
移転先11	健康福祉局生活福祉部医療援助課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第115項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金の算定に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の保険料の賦課に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第37条第2項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請又は同令第42条第2項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第4項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第6項において準用する同令第20条第1項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務
③移転する情報	保険料の賦課に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会の都度
移転先12	健康福祉局こころの健康相談センター
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第145項) ・市番号条例第4条第3項
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の自立支援給付の支給の調整に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	・保険給付の支給に関する情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	こころの健康相談センターから照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報照会の都度	
移転先13	健康福祉局生活福祉部医療援助課	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第145項) ・市番号条例第4条第3項	
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の自立支援給付の支給の調整に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	
③移転する情報	・保険給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報照会の都度	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのサーバー機器はガバメントクラウドに設置する。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 ・オンライン申請管理システムのデータのバックアップは、入退館管理を行っている遠隔地のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管している。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 913 470 1052"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="470 913 1520 1052"> <p><選択肢></p> <p>[定められていない]</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1052 470 1232"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="470 1052 1520 1232"> <p>国民健康保険の被保険者として給付を受ける期間の確認や保険料等を賦課、徴収、還付するため、世帯の全員の資格を喪失してから5年間保管している。これは給付等の時効が5年であることからであり、5年を過ぎても保険料等の未納が残っている場合や、保険料等を還付・充当したり、療養費等の申請及び支給を行った日又は振替を行った日から5年を過ぎていない場合は、それぞれの日と保険料等の未納がなくなった日のうち、直近の日から5年間保管する。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢></p> <p>[定められていない]</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>国民健康保険の被保険者として給付を受ける期間の確認や保険料等を賦課、徴収、還付するため、世帯の全員の資格を喪失してから5年間保管している。これは給付等の時効が5年であることからであり、5年を過ぎても保険料等の未納が残っている場合や、保険料等を還付・充当したり、療養費等の申請及び支給を行った日又は振替を行った日から5年を過ぎていない場合は、それぞれの日と保険料等の未納がなくなった日のうち、直近の日から5年間保管する。</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢></p> <p>[定められていない]</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>国民健康保険の被保険者として給付を受ける期間の確認や保険料等を賦課、徴収、還付するため、世帯の全員の資格を喪失してから5年間保管している。これは給付等の時効が5年であることからであり、5年を過ぎても保険料等の未納が残っている場合や、保険料等を還付・充当したり、療養費等の申請及び支給を行った日又は振替を行った日から5年を過ぎていない場合は、それぞれの日と保険料等の未納がなくなった日のうち、直近の日から5年間保管する。</p>				

③消去方法	<p><横浜市における措置></p> <p>○電子データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に前回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 <p>○紙書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務で入手した申請書等、システムから出力した帳票等は裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	
特になし	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

共通データベース

【住登外者情報】
市区町村コード
宛名番号
履歴番号
最新フラグ
世帯番号
住民種別
個人番号
異動年月日_処理日_日付
異動年月日_処理日_処理時刻
氏名
氏_日本人
名_日本人
氏名_外国人ローマ字
氏名_外国人漢字
氏名_振り仮名(フリガナ)
氏_日本人_振り仮名
名_日本人_振り仮名
旧氏
旧氏_フリガナ
通称
通称_フリガナ
通称_フリガナ確認状況
性別
性別表記
生年月日_元号
生年月日
生年月日_不詳フラグ
生年月日_不詳表記
続柄コード1
続柄コード2
続柄コード3
続柄コード4
世帯主氏名
世帯主氏名_フリガナ
住所_市区町村コード
住所_町字コード
指定都市_行政区等コード
所管区コード
住所
住所_都道府県
住所_市区郡町村名
住所_町字
住所_番地号表記
住所_番地枝番数値
住所_方書コード
住所_方書_フリガナ
住所_郵便番号
住所_国名コード
住所_国名等
住所_国外住所
宛名氏名_氏名
宛名氏名_氏名_フリガナ
在留資格コード
在留資格名称
在留期間等コード_年
在留期間等コード_月
在留期間等コード_日
在留期間の満了の年月日
注意情報
番号法更新区分
真正性確認フラグ
真正性確認年月日
共有者人数
備考年月日
備考
異動年月日
宛名世帯主氏名
宛名世帯主氏名_読み仮名

短期滞在者フラグ
名寄せ元フラグ
名寄せ先宛名番号
統合宛名フラグ
他業務参照不可フラグ
独自施策システム等ID
業務ID
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【送付先情報】
市区町村コード
宛名番号
国保業務詳細コード
開始年月日
最新フラグ
終了年月日
送付先住所
送付先住所_市区町村コード
送付先住所_町字コード
送付先住所_都道府県
送付先住所_市区郡町村名
送付先住所_町字
送付先住所_番地号表記
送付先住所_方書
送付先住所_方書カナ
送付先住所_郵便番号
送付先名称
送付先名称カナ
送付先登録年月日
送付先電話番号
指定都市_行政区等コード
備考
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【口座情報】
市区町村コード
宛名番号
国保業務詳細コード
履歴番号
口座登録区分
最新フラグ
振替区分
振替開始年月日
振替終了年月日
口座停止開始年月日
口座停止終了年月日
金融機関コード
店舗番号
口座番号
通帳連番
口座種別コード
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
掲載希望区分
口座申請年月日
口座廃止年月日
備考
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【連絡先情報】
市区町村コード
宛名番号
最新フラグ
連絡先名称漢字
連絡先郵便番号
連絡先住所
連絡先住所_市区町村コード
連絡先住所_町字コード
連絡先住所_都道府県
連絡先住所_市区郡町村名
連絡先住所_町字
連絡先住所_番地号表記
連絡先漢字方書
連絡先電子メールアドレス
電話番号_1
電話番号_2
登録年月日
電話番号区分_1
電話番号区分_2
備考
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【XE情報】
市区町村コード
国保業務詳細コード
XE区分
宛名番号
世帯番号
国保記号番号
給付番号
履歴番号
最新フラグ
公開対象区分
公開対象コード
公開期限
登録年月日
登録時刻
重要度
XEタイトル
XE内容
登録ユーザー
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【抑止情報】
市区町村コード
宛名番号
抑止開始年月日
最新フラグ
抑止区分
抑止動作区分
抑止理由コード
抑止終了年月日
備考
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【返送物管理情報】
市区町村コード
返送管理番号
履歴番号
宛名番号
最新フラグ
帳票ID
帳票名
登録日
賦課年度
対象年度
期別
月
国保業務詳細コード
通知書番号
発送日
返送日
再発送日
公示送達日
返送理由
返送状態
住所
郵便番号
住所_市区町村コード
住所_町字コード
住所_都道府県
住所_市区郡町村名
住所_町字
住所_番地号表記
住所_方書
備考
氏名
氏名
居所判明フラグ
居所判明日
状況区分
帳票種類判定
追跡番号
受付場所
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【納税組合情報】
市区町村コード
納税組合コード
最新フラグ
納組名称
設立年月日
送付先郵便番号
送付先住所
送付先住所_市区町村コード
送付先住所_町字コード
送付先住所_都道府県
送付先住所_市区郡町村名
送付先住所_町字
送付先住所_番地号表記
送付先方書カナ
送付先方書漢字
電話番号
内線番号
納組会長_宛名番号
就任年月日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【納組所属情報】
市区町村コード
宛名番号
履歴番号
最新フラグ
納税組合コード
加入年月日
脱退年月日
備考
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【納税管理人情報】
市区町村コード
宛名番号
最新フラグ
納付管理人区分
納付管理人_宛名番号
国保業務詳細コード
履歴番号
開始年月日
終了年月日
備考
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【名寄登録情報】
市区町村コード
名寄元_宛名番号
最新フラグ
名寄先_宛名番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【金融機関情報】
市区町村コード
金融機関コード
最新フラグ
金融機関名_カナ
金融機関名_漢字
郵便番号
住所
電話番号
内線番号
金融機関有効開始日
金融機関有効終了日
指定金融区分コード
電子納付対応有無コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【金融機関店舗情報】
市区町村コード
金融機関コード
店舗番号
最新フラグ
本店支店区分
手形交換所番号
店舗郵便番号
店舗住所
店舗電話番号
店舗名_漢字
店舗名_カナ
店舗有効開始日
店舗有効終了日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

資格データベース

【被保険者資格情報】
市区町村コード
宛名番号
被保険者履歴番号
最新フラグ
国保記号番号
構成員番号
資格区分
資格適用開始日
資格適用開始届出日
資格適用開始事由
資格適用終了日
資格適用終了届出日
資格適用終了事由
市区町村国保加入日
市区町村国保脱退日
取得国保異動区分
喪失国保異動区分
続柄コード
記載順位
資格区コード
国籍等_国名コード
国籍名等
第30条45規定区分
国籍喪失年月日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【退職者資格情報】
市区町村コード
宛名番号
被保険者履歴番号
退職履歴番号
最新フラグ
国保記号番号
退職区分
退職本人紐付け情報
退職該当日
退職該当届出日
退職該当異動事由
退職非該当日
退職非該当届出日
退職非該当事由
国保扶養事由区分
扶養開始日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【遠隔地該当事務情報】
市区町村コード
宛名番号
被保険者履歴番号
履歴番号
最新フラグ
国保記号番号
マル学マル遠区分
遠隔地該当日
遠隔地該当届出日
遠隔地非該当予定日
遠隔地非該当日
遠隔地非該当届出日
遠隔証有効期限日
住所地特例区分
学校/施設名称
学校/施設区分
住所地特例事由
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【特定同一世帯所属者情報】
市区町村コード
宛名番号
履歴番号
最新フラグ
特定同一世帯所属者該当年月日
特定同一世帯所属者該当入力年月日
特定同一世帯所属者非該当年月日
特定同一世帯所属者非該当入力年月日
世帯主_宛名番号
国保記号番号
申請年月日
発効日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高齢者負担区分情報】
市区町村コード
国保記号番号
宛名番号
対象年度
連番
最新フラグ
開始年月日
負担割合
負担区分1
負担区分2
負担区分3
負担区分4
負担区分5
負担区分6
負担区分7
負担区分8
負担区分9
負担区分10
負担区分11
負担区分12
判定負担区分
判定事由区分
判定事由該当年月日
申請区分
申請年月日
世帯非課税区分
世帯内最高所得額
住民税合計所得金額
住民税課税所得額_年少扶養控除後
低所得用合計所得額
被保険者数16歳未満
被保険者数19歳未満
住民税課税所得金額_年少扶養控除前
旧ただし書き所得
高齢者旧ただし書き所得合計
生年月日
登録日
照会状況
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【旧被扶養者情報】
市区町村コード
宛名番号
連番
最新フラグ
旧被扶養該当日
旧被扶養非該当日
発効日
申請年月日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【離職者該当事務情報】
市区町村コード
宛名番号
連番
最新フラグ
離職該当日
離職事由
給付軽減終了日
賦課軽減終了日
発効期年月日
申請年月日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【世帯課税区分情報】
市区町村コード
国保記号番号
課税対象年度
連番
最新フラグ
課税区分1
課税区分2
課税区分3
課税区分4
課税区分5
課税区分6
課税区分7
課税区分8
課税区分9
課税区分10
課税区分11
課税区分12
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【保険証交付情報】
市区町村コード
国保記号番号
宛番号
保険証種類区分
発行連番
最新フラグ
マル学マル遠区分
証交付日
発効期日
適用開始年月日
有効期限日
交付方法
証交付状況
高齢証負担割合
限度額認定証区分
短期証該当月数
回収日
回収理由
証回収場所
退職区分
特定疾病名区分
長期入院該当年月日
履歴番号
保険証形態区分
発行年月日
交付理由区分
回収方法区分
判定負担区分
減額認定申請国保履歴番号
交付氏名_カナ
交付氏_カナ
交付名_カナ
交付氏名_漢字
交付氏_漢字
交付名_漢字
証交付場所
生年月日
特定疾病自己負担限度額
資格コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高齢者負担区分世帯情報】
市区町村コード
国保記号番号
対象年度
最新フラグ
負担区分1
負担区分2
負担区分3
負担区分4
負担区分5
負担区分6
負担区分7
負担区分8
負担区分9
負担区分10
負担区分11
負担区分12
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【認定申請者情報】
市区町村コード
対象年度
国保記号番号
宛番号
国保履歴番号
最新フラグ
申請区分
適用区分
発効期日
該当終了日
長期入院該当年月日
長期入院該当申請日
長期入院該当終了日
回収日
申請日
限度額状態 (申請受理、却下、認定等)
限度額認定日
限度額認定理由
却下理由 (滞納、適用区分による認定対象外等)
高齢者該当非該当フラグ
特定疾病認定区分
特定疾病状態 (申請受理、却下、認定等)
特定疾病認定日
自己負担額
特定疾病認定理由
特定疾病終了日 (解除日)
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【資格取得喪失年月日連携情報】
市区町村コード
国保記号番号
宛番号
履歴番号
最新フラグ
国保資格取得届出日
国保資格取得年月日
国保資格取得事由
国保資格喪失届出日
国保資格喪失年月日
国保資格喪失事由
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【転居特例対象世帯情報連携情報】
市区町村コード
国保記号番号
対象年月
最新フラグ
特例対象世帯フラグ
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【転居年齢到達特例対象者連携情報】
市区町村コード
国保記号番号
宛番号
対象年月
最新フラグ
特例対象フラグ
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【市区町村被保険者ID情報】
市区町村コード
国保記号番号
宛番号
履歴番号
最新フラグ
市区町村被保険者ID
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【資格情報個人基本情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
最新フラグ	
市区町村保険者番号	
データ区分	
被保険者証記号	
被保険者証番号	
世帯番号	
資格情報（個人）ファイル_宛名番号	
予備	
市区町村被保険者ID	
行政区保険者番号	
旧市区町村保険者変更日	
旧市区町村保険者番号	
旧被保険者証記号	
旧被保険者証番号	
旧世帯番号	
旧宛名番号	
旧番号有効日	
旧個人番号有効日	
旧行政区保険者番号	
氏名（カナ）	
氏名（漢字）	
通称名（カナ）	
通称名（漢字）	
本名通称名区分	
氏名（カナ）の 文字数・未登録外字有無	
氏名（漢字）の 文字数・未登録外字有無	
通称名（カナ）の 文字数・未登録外字有無	
通称名（漢字）の 文字数・未登録外字有無	
生年月日	
性別	
続柄	
氏名（カナ）（発送用）	
氏名（漢字）（発送用）	
氏名（カナ）（発送用）	
文字数・未登録外字有無	
氏名（漢字）（発送用）	
文字数・未登録外字有無	
郵便番号（発送用）	
住所（発送用）	
番地（発送用）	
方書（発送用）	
電話番号（発送用）	
住所（発送用）	
文字数・未登録外字有無	
方書（発送用）	
文字数・未登録外字有無	
住基転入前コード	
住基転出先コード	
住登外フラグ	
性別抑止フラグ	
送付物抑止フラグ（個人単位）	
在留資格コード	
在留期限日	
校番	
被保険者証記号券面	
被保険者証番号券面	
氏名漢字券面	
氏名カナ券面	
氏名漢字その他	
氏名カナその他	
氏名券面（漢字）の 文字数・未登録外字有無	
氏名券面（カナ）の 文字数・未登録外字有無	
氏名その他（漢字）の 文字数・未登録外字有無	
氏名その他（カナ）の 文字数・未登録外字有無	
性別裏面フラグ	
自己情報提供不可フラグ	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【資格情報個人異動情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
異動届出日	
異動年月日	
異動事由	
字違該当	
施設入所区分	
居住地市区町村保険者番号	
原爆区分	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【資格情報個人得喪情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
国保適用開始届出日	
国保適用開始年月日	
国保適用開始事由	
国保適用終了届出日	
国保適用終了年月日	
国保適用終了事由	
国保適用変更届出日	
国保適用変更年月日	
国保適用変更事由	
保険証回収日	
回収事由	
給付終了年月日	
制度	
退職本人コード	
本人との続柄	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【資格情報個人保険証情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
証区分	
交付年月日	
有効期限	
通用年月日	
回収日	
回収事由	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【資格情報個人高齢証情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
交付年月日	
有効期限	
発効期日	
一部負担金割合	
回収日	
回収事由	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【資格情報個人各種証情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
証区分	
交付年月日	
有効期限	
発効期日	
回収日	
回収事由	
限度額適用区分	
限度額適用区分（開始年月日）	
限度額適用区分（終了年月日）	
長期入院該当年月日	
自己負担限度額	
認定疾病名コード	
減免等証明	
減免等証明（割合）	
減免等証明（開始年月日）	
減免等証明（終了年月日）	
有効終了年月日	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【資格情報世帯基本情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
最新フラグ	
作成年月日	
送付年月日	
市区町村保険者番号	
データ区分	
被保険者証記号	
被保険者証番号	
世帯番号	
行政区保険者番号	
旧市区町村保険者変更日	
旧市区町村保険者番号	
旧被保険者証記号	
旧被保険者証番号	
旧世帯番号	
旧番号有効日	
旧行政区保険者番号	
世帯主氏名（カナ）	
世帯主氏名（漢字）	
世帯主氏名（カナ） 文字数・未登録外字有無	
世帯主氏名（漢字） 文字数・未登録外字有無	
郵便番号（管理用）	
住所（管理用）	
番地（管理用）	
方書（管理用）	
電話番号（管理用）	
住所（管理用）	
文字数・未登録外字有無	
方書（管理用）	
文字数・未登録外字有無	
世帯主氏名（カナ）（発送用）	
世帯主氏名（漢字）（発送用）	
世帯主氏名（カナ）（発送用）	
文字数・未登録外字有無	
世帯主氏名（漢字）（発送用）	
文字数・未登録外字有無	
郵便番号（発送用）	
住所（発送用）	
番地（発送用）	
方書（発送用）	
電話番号（発送用）	
住所（発送用）の 文字数・未登録外字有無	
方書（発送用）の 文字数・未登録外字有無	
地区統計コード（リスト出力用）	
行政区コード（リスト出力用）	
世帯区分	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【資格情報世帯異動情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
履歴番号	
最新フラグ	
異動届出日	
異動年月日	
異動事由	
国保適用開始届出日	
国保適用開始年月日	
国保適用開始事由	
国保適用終了届出日	
国保適用終了年月日	
国保適用終了事由	
国保適用変更届出日	
国保適用変更年月日	
国保適用変更事由	
世帯主宛名番号	
世帯主区分	
旧世帯主宛名番号	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【一部負担金減免情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
申請日	
受付年月日	
申請者_宛名番号	
申請理由コード	
申請理由詳細	
発病年月日	
傷病名称	
医療機関県番号	
医療機関点数区分	
医療機関番号	
申請減免区分	
申請減額割合	
申請期間月数	
申請減免開始日	
申請減免終了日	
決定年月日	
決定内容コード	
決定理由詳細	
決定減免区分	
決定減額割合	
決定期間月数	
決定減免開始年月日	
決定減免終了年月日	
取消年月日	
取消理由詳細	
備考	
一部負担金減免等状態 (申請受理、却下、認定)	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【基準収入額適用認定情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
基準収入額適用申請日	
受付年月日	
基準収入額適用認定日	
基準収入額適用開始年月	
基準収入額適用終了年月	
負担割合	
基準収入額	
基準収入額適用認定状態	

認定理由	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【枝番管理】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
最新フラグ	
枝番	
発送年月日	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【自己情報提供不可管理】	
市区町村コード	
宛名番号	
最新フラグ	
提供不可理由コード	
申請年月日	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【限度額適用区分判定履歴管理】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
対象年度	
証区分	
交付年月日	
有効期限	
発行年月日	
限度額適用区分	
開始年月	
終了年月	
境界層区分	
境界層適用開始年月日	
境界層適用終了年月日	
措置後基準	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【性同一性障害者情報】	
市区町村コード	
宛名番号	
最新フラグ	
通称名	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【特定疾患情報】	
市区町村コード	
国保記号番号	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
開始年月日	
開始届出年月日	
終了年月日	
終了届出年月日	
連絡票整理番号	
受給者番号	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【被扶養者情報】	
市区町村コード	
対象年度	
被扶養者_宛名番号	
最新フラグ	
扶養者_宛名番号	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

賦課データベース

【賦課世帯情報】
市区町村コード
国保記号番号
世帯主 宛名番号
対象年度
履歴番号
賦課コード区分
最新フラグ
賦課更正年月日
賦課更正事由
徴収番号
世帯主資格区分
賦課基準額
所得割額
資産税額
資産割額
賦課被保険者数
均等割額
平等割額
軽減判定総所得
軽減区分
産前産後所得割軽減額
未就学児均等割軽減額
産前産後均等割軽減額
軽減均等割額
軽減平等割額
限度超過額
年算出額
月割増減額
減免額
端数
賦課額
現年度賦課期別額1
現年度賦課期別納期限1
現年度賦課期別額2
現年度賦課期別納期限2
現年度賦課期別額3
現年度賦課期別納期限3
現年度賦課期別額4
現年度賦課期別納期限4
現年度賦課期別額5
現年度賦課期別納期限5
現年度賦課期別額6
現年度賦課期別納期限6
現年度賦課期別額7
現年度賦課期別納期限7
現年度賦課期別額8
現年度賦課期別納期限8
現年度賦課期別額9
現年度賦課期別納期限9
現年度賦課期別額10
現年度賦課期別納期限10
現年度賦課期別額11
現年度賦課期別納期限11
現年度賦課期別額12
現年度賦課期別納期限12
現年度賦課期別額13
現年度賦課期別納期限13
普徴現年度賦課額計
過年度賦課年度1
過年度賦課期別1
過年度賦課期別納期限1
過年度賦課年度2
過年度賦課期別2
過年度賦課期別納期限2
過年度賦課年度3
過年度賦課期別3

過年度賦課期別額3
過年度賦課期別納期限3
過年度賦課年度4
過年度賦課期別4
過年度賦課期別額4
過年度賦課期別納期限4
過年度賦課年度5
過年度賦課期別5
過年度賦課期別額5
過年度賦課期別納期限5
過年度賦課年度6
過年度賦課期別6
過年度賦課期別額6
過年度賦課期別納期限6
過年度賦課年度7
過年度賦課期別7
過年度賦課期別額7
過年度賦課期別納期限7
過年度賦課年度8
過年度賦課期別8
過年度賦課期別額8
過年度賦課期別納期限8
過年度賦課年度9
過年度賦課期別9
過年度賦課期別額9
過年度賦課期別納期限9
過年度賦課年度10
過年度賦課期別10
過年度賦課期別額10
過年度賦課期別納期限10
過年度賦課額計
特徴賦課期別額1
特徴賦課期別額2
特徴賦課期別額3
特徴賦課期別額4
特徴賦課期別額5
特徴賦課期別額6
特徴賦課額計
特定同一対象区分
離職軽減対象区分
期別14期調定額
期別15期調定額
期別16期調定額
期別17期調定額
期別18期調定額
期別19期調定額
期別20期調定額
期別14納期限
期別15納期限
期別16納期限
期別17納期限
期別18納期限
期別19納期限
期別20納期限
算出額
算定額
介護区分
介護退職区分
失業者合計決定保険税額
仮徴収通知書番号
本徴収通知書番号
単身平等割額
国保退職区分
未申告該当非該当
条例減免額
期別調定額差引額
仮算本算区分
賦課区コード
現年度賦課期別賦課区コード1

現年度賦課期別賦課区コード2
現年度賦課期別賦課区コード3
現年度賦課期別賦課区コード4
現年度賦課期別賦課区コード5
現年度賦課期別賦課区コード6
現年度賦課期別賦課区コード7
現年度賦課期別賦課区コード8
現年度賦課期別賦課区コード9
現年度賦課期別賦課区コード10
現年度賦課期別賦課区コード11
現年度賦課期別賦課区コード12
現年度賦課期別賦課区コード13
過年度賦課期別賦課区コード1
過年度賦課期別賦課区コード2
過年度賦課期別賦課区コード3
過年度賦課期別賦課区コード4
過年度賦課期別賦課区コード5
過年度賦課期別賦課区コード6
過年度賦課期別賦課区コード7
過年度賦課期別賦課区コード8
過年度賦課期別賦課区コード9
過年度賦課期別賦課区コード10
特徴賦課期別賦課区コード1
特徴賦課期別賦課区コード2
特徴賦課期別賦課区コード3
特徴賦課期別賦課区コード4
特徴賦課期別賦課区コード5
特徴賦課期別賦課区コード6
期別14期賦課区コード1
期別15期賦課区コード1
期別16期賦課区コード1
期別17期賦課区コード1
期別18期賦課区コード1
期別19期賦課区コード1
期別20期賦課区コード1
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【賦課退職世帯情報】
市区町村コード
国保記号番号
世帯主 宛名番号
対象年度
履歴番号
賦課退職レコード区分
最新フラグ
退職賦課基準額
退職所得割額
退職資産税額
退職資産割額
退職賦課被保険者数
退職均等割額
退職平等割額
退職未就学児均等割軽減額
退職軽減均等割額
退職軽減平等割額
退職限度超過額
退職年算出額
退職月割増減額
退職減免額
退職端数
退職賦課額
退職現年度賦課期別額1
退職現年度賦課期別額2
退職現年度賦課期別額3
退職現年度賦課期別額4
退職現年度賦課期別額5
退職現年度賦課期別額6
退職現年度賦課期別額7
退職現年度賦課期別額8
退職現年度賦課期別額9
退職現年度賦課期別額10
退職現年度賦課期別額11
退職現年度賦課期別額12
退職現年度賦課期別額13
退職過年度賦課年度1
退職過年度賦課期別1
退職過年度賦課期別額1
退職過年度賦課年度2
退職過年度賦課期別2
退職過年度賦課期別額2
退職過年度賦課年度3
退職過年度賦課期別3
退職過年度賦課期別額3
退職過年度賦課年度4
退職過年度賦課期別4
退職過年度賦課期別額4
退職過年度賦課年度5
退職過年度賦課期別5
退職過年度賦課期別額5
退職過年度賦課年度6
退職過年度賦課期別6
退職過年度賦課期別額6
退職過年度賦課年度7
退職過年度賦課期別7
退職過年度賦課期別額7
退職過年度賦課年度8
退職過年度賦課期別8
退職過年度賦課期別額8
退職過年度賦課年度9
退職過年度賦課期別9
退職過年度賦課期別額9
退職過年度賦課年度10
退職過年度賦課期別10
退職過年度賦課期別額10
退職特微賦課期別額1
退職特微賦課期別額2
退職特微賦課期別額3

退職特微賦課期別額4
退職特微賦課期別額5
退職特微賦課期別額6
退職14期期別調定額
退職15期期別調定額
退職16期期別調定額
退職17期期別調定額
退職18期期別調定額
退職19期期別調定額
退職20期期別調定額
退職算出額
退職算定額
退職半身平等割額
退職期別調定額差引額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【賦課個人情報】
市区町村コード
国保記号番号
世帯主 宛名番号
宛名番号
対象年度
個人賦課履歴番号
最新フラグ
総所得金額
離職軽減後総所得金額
賦課基準額
離職軽減後賦課基準額
資産税額
軽減判定総所得
離職軽減後軽減判定総所得
医療賦課資格区分
介護賦課資格区分
旧国保資格区分
旧被扶養者区分
離職賦課資格区分
産前産後資格区分
所得履歴番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【賦課被保所得資産情報】
市区町村コード
対象年度
宛名番号
所得履歴番号
最新フラグ
所得更正年月日
申告区分
申告把握区分
課税非課税区分
総所得金額
賦課基準額
市区町村民税所得割額
市区町村民税均等割額
住民税額
課税標準額_住民税
営業所得
農業所得
不動産所得
利子所得
配当所得
給与収入
給与所得
給与特定支出控除額

公的年金収入
雑所得その他分
総合譲渡短期所得
総合譲渡短期所得特別控除前
総合譲渡長期所得
総合譲渡長期所得特別控除前
一時所得
一時所得特別控除前
分離譲渡所得
分離譲渡特別控除前
山林所得
山林特別控除前
専従者給与収入
専従者給与控除
譲渡益
商品先物取引
上場株式等譲渡益
居住用損失額
上場株式配当
繰越純損失額
繰越雑損失額
繰越株式損失額
繰越居住用損失額
繰越先物損失額
繰越配当損失額
免税対象肉用牛所得
免税対象外肉用牛所得
繰越損失_軽減判定用
その他所得
合計所得額
調整控除対象者数1
調整控除対象者数2
固定資産税額
資産割算定基礎額
稼得区分
公寡外貨配当所得額
公寡他配当所得額
その他配当所得額
従たる給与支払額
総合譲渡分特別控除額
土地等雑所得額
超短期所得額
総合退職所得額
変動所得額
臨時所得額
免税所得額
肉用牛売却価格
雑損控除額
医療費控除額
社会保険料控除額
小規模共済控除額
生命保険料控除額
個人年金保険料支払額
損害保険料控除額
長期損害保険料支払額
寄附金控除額
控対配区分
配偶者区分
配偶者特別控除額
配持有無区分
扶養一般該当人数
扶養年少該当人数
扶養特定該当人数
扶養老人該当人数
扶養同居老人該当人数
扶養特障該当人数
扶養同居特障該当人数
扶養普障該当人数
未成年区分
老年者区分

寡婦区分
障害者区分
勤労学生区分
住民税申告区分
本専区分
配専区分
青色専従該当人数
白色専従該当人数
譲渡繰越損失額
居住用特定譲渡所得額
繰越損失軽減譲渡損失額
都道府県端数切捨所得割額
都道府県均等割額
個人分税額
共有分税額
分離配当所得額
失業給与所得額
失業総所得金額
長期一般特別控除額
寄付控除額
合計控除額
配偶者合計所得金額
総所得課税額
短期一般課税額
短期軽減課税額
長期一般課税額
長期特定課税額
長期軽減課税額
株式課税額
商品先物取引課税額
山林課税額
市区町村所得割減免額
市区町村均等割減免額
都道府県所得割減免額
都道府県均等割減免額
株式上場課税額
肉牛軽減課税額
配当割控除額
株式譲渡割控除額
住宅借入金特別控除可能額
分離配当課税額
山林純損失額
公的年金所得額
長期一般所得額
条約適用特例適用利子等所得額
長期特定所得額
長期軽減所得額
長期特別控除額
長期一般差引額
条約適用特例適用配当等所得額
長期特定差引額
長期軽減差引額
短期一般所得額
短期軽減所得額
短期特別控除額
短期一般差引額
短期軽減差引額
資産入力年月日
退職課税額
非課税所得額
短期一般特別控除額
短期軽減特別控除額
長期特定特別控除額
長期軽減特別控除額
条約適用特例適用課税額
株式譲渡特別控除額
山林特別控除額
退職所得額
退職所得控除額
退職支払額

市区町村源泉退職所得割額
都道府県源泉退職所得割額
総合退職所得控除額
平均課税対象金額
所得税株式譲渡上場所得額
所得税株式譲渡所得額
住民税未申告該当コード
所得デ-タ区分
資産デ-タ区分
失業者該当非該当フラグ
所得把握区分
特定中小株式損失額
上場株式繰越損失額
海外転入区分
基礎控除額
基礎控除判定用合計所得金額
所得金額調整控除額
所得金額調整控除子ども等該当フラグ
給与所得者等該当非該当フラグ
失業基礎控除額
失業基礎控除判定用合計所得金額
特定支出額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【特別徴収停止情報】
市区町村コード
宛名番号
最新フラグ
特徴停止事由
特徴停止年月
停止継続フラグ
特徴停止申請年月日
理由
国保記号番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【特別徴収該当者情報】
市区町村コード
宛名番号
対象年度
履歴番号
最新フラグ
基礎年金番号
特別徴収義務者コード
年金コード
特別徴収依頼日
特別徴収状態区分
特別徴収開始年月
特別徴収終了年月
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【徴収区分情報】
市区町村コード
対象年度
国保記号番号
世帯主_宛名番号
最新フラグ
徴収世帯主_宛名番号
徴収区分2分の1判定結果
判定時更正履歴番号
特徴開始月

特徴開始期
年金支給額
介護引落額
国保引落額1
国保引落額2
医療引落額1
医療引落額2
介護引落額1
介護引落額2
支援金引落額1
支援金引落額2
医療退職引落額1
医療退職引落額2
介護退職引落額1
介護退職引落額2
支援金退職引落額1
支援金退職引落額2
特徴依頼結果
年金コード
特別徴収義務者コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【介護適用除外者情報】
市区町村コード
宛名番号
履歴番号
最新フラグ
特例開始事由区分
特例開始年月日
特例開始届出年月日
特例終了事由区分
特例終了年月日
特例終了届出年月日
介護2号適用除外国保備考欄
特例施設区分
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【賦課世帯被保詳細情報】
市区町村コード
国保記号番号
世帯主_宛名番号
対象年度
履歴番号
最新フラグ
賦課更正事由
世帯区分0
被保数0
国保退職区分0
退職被保数0
軽減区分0
単身世帯軽減区分0
未申告該当非該当フラグ0
旧国保被保数0
旧被扶養者数0
介護区分0
介護被保数0
介護退職区分0
介護退職被保数0
世帯区分1
被保数1
国保退職区分1
退職被保数1
軽減区分1
単身世帯軽減区分1

未申告該当非該当フラグ1
旧国保被保数1
旧被扶養者数1
介護区分1
介護被保数1
介護退職区分1
介護退職被保数1
世帯区分2
被保数2
国保退職区分2
退職被保数2
軽減区分2
単身世帯軽減区分2
未申告該当非該当フラグ2
旧国保被保数2
旧被扶養者数2
介護区分2
介護被保数2
介護退職区分2
介護退職被保数2
世帯区分3
被保数3
国保退職区分3
退職被保数3
軽減区分3
単身世帯軽減区分3
未申告該当非該当フラグ3
旧国保被保数3
旧被扶養者数3
介護区分3
介護被保数3
介護退職区分3
介護退職被保数3
世帯区分4
被保数4
国保退職区分4
退職被保数4
軽減区分4
単身世帯軽減区分4
未申告該当非該当フラグ4
旧国保被保数4
旧被扶養者数4
介護区分4
介護被保数4
介護退職区分4
介護退職被保数4
世帯区分5
被保数5
国保退職区分5
退職被保数5
軽減区分5
単身世帯軽減区分5
未申告該当非該当フラグ5
旧国保被保数5
旧被扶養者数5
介護区分5
介護被保数5
介護退職区分5
介護退職被保数5
世帯区分6
被保数6
国保退職区分6
退職被保数6
軽減区分6
単身世帯軽減区分6
未申告該当非該当フラグ6
旧国保被保数6
旧被扶養者数6
介護区分6
介護被保数6

介護退職区分6
介護退職被保数6
世帯区分7
被保数7
国保退職区分7
退職被保数7
軽減区分7
単身世帯軽減区分7
未申告該当非該当フラグ7
旧国保被保数7
旧被扶養者数7
介護区分7
介護被保数7
介護退職区分7
介護退職被保数7
世帯区分8
被保数8
国保退職区分8
退職被保数8
軽減区分8
単身世帯軽減区分8
未申告該当非該当フラグ8
旧国保被保数8
旧被扶養者数8
介護区分8
介護被保数8
介護退職区分8
介護退職被保数8
世帯区分9
被保数9
国保退職区分9
退職被保数9
軽減区分9
単身世帯軽減区分9
未申告該当非該当フラグ9
旧国保被保数9
旧被扶養者数9
介護区分9
介護被保数9
介護退職区分9
介護退職被保数9
世帯区分10
被保数10
国保退職区分10
退職被保数10
軽減区分10
単身世帯軽減区分10
未申告該当非該当フラグ10
旧国保被保数10
旧被扶養者数10
介護区分10
介護被保数10
介護退職区分10
介護退職被保数10
世帯区分11
被保数11
国保退職区分11
退職被保数11
軽減区分11
単身世帯軽減区分11
未申告該当非該当フラグ11
旧国保被保数11
旧被扶養者数11
介護区分11
介護被保数11
介護退職区分11
介護退職被保数11
世帯区分12
被保数12
国保退職区分12

退職被保数12
軽減区分12
単身世帯軽減区分12
未申告該当非該当フラグ12
旧国保被保数12
旧被扶養者数12
介護区分12
介護被保数12
介護退職区分12
介護退職被保数12
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【国保料（税）率情報】
市区町村コード
対象年度
最新フラグ
世帯主課税対応方式区分
医療所得割率
医療資産割率
医療平等割額
医療単身平等割額
医療単身4分の1平等割額
医療2割軽減平等割額
医療4割軽減平等割額
医療5割軽減平等割額
医療6割軽減平等割額
医療7割軽減平等割額
医療特定世帯2割軽減平等割額
医療特定世帯4割軽減平等割額
医療特定世帯5割軽減平等割額
医療特定世帯6割軽減平等割額
医療特定世帯7割軽減平等割額
医療特定継続2割軽減平等割額
医療特定継続4割軽減平等割額
医療特定継続5割軽減平等割額
医療特定継続6割軽減平等割額
医療特定継続7割軽減平等割額
医療均等割額
医療2割軽減均等割額
医療4割軽減均等割額
医療5割軽減均等割額
医療6割軽減均等割額
医療7割軽減均等割額
医療賦課限度額
支援金所得割率
支援金資産割率
支援金平等割額
支援金単身平等割額
支援金単身4分の1平等割額
支援金2割軽減平等割額
支援金4割軽減平等割額
支援金5割軽減平等割額
支援金6割軽減平等割額
支援金7割軽減平等割額
支援金特定世帯2割軽減平等割額
支援金特定世帯4割軽減平等割額
支援金特定世帯5割軽減平等割額
支援金特定世帯6割軽減平等割額
支援金特定世帯7割軽減平等割額
支援金特定継続2割軽減平等割額
支援金特定継続4割軽減平等割額
支援金特定継続5割軽減平等割額
支援金特定継続6割軽減平等割額
支援金特定継続7割軽減平等割額
支援金均等割額
支援金2割軽減均等割額
支援金4割軽減均等割額

支援金5割軽減均等割額
支援金6割軽減均等割額
支援金7割軽減均等割額
支援金賦課限度額
介護所得割率
介護資産割率
介護平等割額
介護2割軽減平等割額
介護4割軽減平等割額
介護5割軽減平等割額
介護6割軽減平等割額
介護7割軽減平等割額
介護均等割額
介護2割軽減均等割額
介護4割軽減均等割額
介護5割軽減均等割額
介護6割軽減均等割額
介護7割軽減均等割額
介護賦課限度額
月別04月納期限
月別05月納期限
月別06月納期限
月別07月納期限
月別08月納期限
月別09月納期限
月別10月納期限
月別11月納期限
月別12月納期限
月別01月納期限
月別02月納期限
月別03月納期限
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【減免情報】
市区町村コード
国保記号番号
世帯主_宛名番号
対象年度
履歴番号
賦課レコード区分
最新フラグ
減免申請事由
減免申請日
減免率
減免金額
減免区分
端数処理コード
退職減免額
退職減免率
減免前決定額
退職減免前決定額
減免理由
医療減免額
医療退職減免額
介護減免額
介護退職減免額
支援金減免額
支援金退職減免額
医療減免率
医療退職減免率
介護減免率
介護退職減免率
支援金減免率
支援金退職減免率
減免前合計決定額
減免前医療決定額
減免前支援金決定額

減免前介護決定額
減免額合計
減免額医療
減免額支援金
減免額介護
減免後合計決定額
減免後医療決定額
減免後支援金決定額
減免後介護決定額
審査結果区分
減免審査理由コード
減免審査理由
減免認定状態
減免開始日
減免終了日
審査結果登録日
通知書発送日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【産前産後保険料免除申請情報】
市区町村コード
国保記号番号
産前産後減免該当者_宛名番号
履歴番号
最新フラグ
免除申請(届出)日
出産(予定)日
多胎該当区分
申請職権区分
備考
その他理由区分
産前産後保険料免除期間開始月
産前産後保険料免除期間終了月
審査結果区分
免除審査理由コード
免除審査理由
免除認定状態
世帯主_宛名番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【通知書情報】
市区町村コード
国保業務詳細コード
賦課年度
対象年度
通知書番号
最新フラグ
宛名番号
徴収方法区分
法定納期限
変更前納期限
欠損年月日
国保記号番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【期別情報】
市区町村コード
国保業務詳細コード
賦課年度
徴収方法区分
対象年度
通知書番号
期別
最新フラグ
期別納期限
変更前納期限
法定納期限
課税課更正日
期別税_料額
期別延滞金額
期別督促手数料
期別医療一般分
期別医療退職分
期別介護一般分
期別介護退職分
期別支援一般分
期別支援退職分
督促状発行日
督促状停止日
督促状返戻日
督促状公示日
催告状停止日
納税通知書返戻日
納税通知書公示日
不納欠損年月日
不納欠損額
繰越年度
繰越年月日
決算繰越本税額
繰越調定額医療一般分
繰越調定額医療退職分
繰越調定額介護一般分
繰越調定額介護退職分
繰越調定額支援一般分
繰越調定額支援退職分
時効予定日
納通発送年月日
更正届出年月日
過誤納金発生事由コード
特別徴収義務者コード
決算繰越調定額設定日
通知書発送日
国保記号番号
収納区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

給付データベース

【給付記録管理】
市区町村コード
審査年月
給付番号
最新フラグ
給付種別
本人家族入院外来区分
点数表
法別番号
診療年月
医療機関コード
診療科コード
国保記号番号
性別
開始日
終了日
診療実日数
決定金額
本人負担額
減免金額
食事療養費実日数
食事療養費
食事療養費標準負担額
公費法制1
公費府県1
公費負担者番号1
公費受給者番号1
公費実日数1
公費点数1
公費患者負担額1
公費対象一部負担金1
公費食事療養費実日数1
公費食事療養費1
公費食事療養費標準負担額1
公費法制2
公費府県2
公費負担者番号2
公費受給者番号2
公費実日数2
公費点数2
公費患者負担額2
公費対象一部負担金2
公費食事療養費実日数2
公費食事療養費2
公費食事療養費標準負担額2
公費法制3
公費府県3
公費負担者番号3
公費受給者番号3
公費実日数3
公費点数3
公費患者負担額3
公費対象一部負担金3
公費食事療養費実日数3
公費食事療養費3
公費食事療養費標準負担額3
給付割合
特記1
特記2
特記3
特記4
特記5
割引
転帰1
転帰2
転帰3
初診回数
再診回数
入院年月日
処方箋交付医療機関

調剤技術基本料有無
宛名番号
生年月日
過誤再審査区分
特定疾病区分
療養費受付日
支給区分
不支給理由
支給決定日
支給処理日
充当日
支払先
支払区分
支給決定額
充当額
差引支給額
支払医療機関コード
高額計算対象区分
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【出産育児一時金情報】
市区町村コード
国保記号番号
出産一時金区分
分娩者_宛名番号
出産連番
最新フラグ
直接支払区分
受付日
出生日
出生児_宛名番号
支給区分
支給決定日
支給処理日
充当日
支払先
支払区分
支給決定額
充当額
差引支給額
支払医療機関コード
貸付情報_貸付申請日
貸付情報_支給決定日
貸付情報_支給処理日
貸付情報_支払先
貸付情報_支払区分
貸付情報_支給決定額
貸付情報_差引支給額
海外出産の有無
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【葬祭費情報】
市区町村コード
国保記号番号
該当者_宛名番号
最新フラグ
申請受付日
死亡年月日
申請者_氏名
申請者_氏
申請者_名
住所_市区町村コード
住所_町字コード
住所_郵便番号

住所_都道府県
住所_市区郡町村名
住所_町字
住所_番地号表記
住所_方書
葬祭年月日
葬祭執行者_氏名
葬祭執行者_氏
葬祭執行者_名
支給決定日
支給処理日
充当日
支給区分
支払先
支払区分
支給決定額
充当額
金融機関コード
店舗番号
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
公金口座区分
文字列型予備項目
死亡者氏名漢字
支払承認区分
不支給理由
支払有無
支払額
増減調整額
申請者_宛名番号
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【不当利得情報】
市区町村コード
国保記号番号
不当通知番号
不当賦課年度
不当相当年度
返還科目
最新フラグ
不当通知発付日
不当通知納期限
不当督促発付日
不当督促納期限
不当催告発付日
不当催告納期限
不当決定額
不当領収日
不当収納日
不当納付額
分納回数
不当区分
診療年月
医療機関コード
診療実日数
請求年月
給付番号
決定点数
徴収区分
備考
宛名番号

給付割合
入外区分
本扶区分
国保一部負担額
保険制度区分
課税区分
負担区分
療養費種別
保険者負担額
実患者負担額
指定公費負担額
高額現物給付額
食事基準額
食事保険者負担額
食事患者負担額
公費負担額
公費食事患者負担額
公費食事負担額
公費食事保険者負担額
公費1公費負担者番号
公費2公費負担者番号
公費3公費負担者番号
不当理由
国保異動事由
国保異動年月日
国保届出年月日
戻入区分
納付書発行日
時効日
振替先回答結果
保険者番号
保険者名称
歳入歳出区分
現金現物区分
不納欠損事由
不納欠損年月日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【第三者行為情報】
市区町村コード
国保記号番号
該当者_宛名番号
第三者登録日
第三者登録事由
最新フラグ
第三者開始日
第三者事故発生日
第三者事故発生事由
第三者求償割合
第三者終了日
求償先区分1
住所_市区町村コード1
住所_町字コード1
住所_郵便番号1
住所_都道府県1
住所_市区郡町村名1
住所_町字1
住所_番地号表記1
住所_方書1
求償先電話番号1
求償額1
領収日1
収納日1
督促日
催告日
時効日
納付額1

分納回数
審査年月
給付番号
徴収停止状況
不納欠損事由
不納欠損年月日
戻入区分
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額療養費貸付情報】
市区町村コード
国保記号番号
申請日
最新フラグ
支給決定日
支給処理日
支給区分
支払先
支払区分
金融機関コード
店舗番号
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
公金口座区分
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【医療機関情報】
市区町村コード
医療機関コード
最新フラグ
医療機関名カナ
医療機関名
住所_郵便番号
住所_都道府県
住所_市区郡町村名
住所_町字
住所_番地号表記
住所_方書
電話番号
金融機関コード
店舗番号
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
医療機関略称
医療機関略称カナ
医療機関区分
医療機関所在地区分
住所_市区町村コード
住所_町字コード
振込先医療機関県番号
振込先医療機関点数区分
振込先医療機関番号
新設年月日
廃止年月日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【償還払い情報】
市区町村コード
償還種類
国保記号番号
宛名番号
診療年月
最新フラグ
償還受付日
医療機関コード
支給決定日
支給処理日
支給区分
支払先
支払区分
支給決定額
充当額
差引支給額
療養費種別
医療機関区分
診療科目
本扶区分
本人家族区分
課税区分
世帯負担区分
傷病コード
発病負傷年月日
療養期間開始年月日
療養期間終了年月日
診療実日数
総医療費
負担割合
指定公費負担額
高額現物
実患者負担額
公費負担者番号
受給者番号
公費総医療費
公費限度額
公費指定公費負担額
公費患者負担額
支払済額
負担金額
月中特例該当コード
支払承認区分
支払有無
不支給理由
増減調整額
申請者_宛名番号
申請者_氏名
申請者_氏
申請者_名
申請者_市区町村コード
申請者_町字コード
申請者_郵便番号
申請者_住所_都道府県
申請者_住所_市区郡町村名
申請者_住所_町字
申請者_住所_番地号表記
申請者_住所_方書
限度額適用区分
金融機関コード
店舗番号
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額介護合算申請情報】
市区町村コード
支給申請書整理番号
最新フラグ
申請年月日
申請対象年度
国保記号番号
申請形態区分
自己負担額証明書交付申請有無
郵便番号
住所_市区町村コード
住所_町字コード
住所_都道府県
住所_市区郡町村名
住所_町字
住所_番地号表記
住所_方書
申請者電話番号
計算開始年月日
計算終了年月日
金融機関コード
店舗番号
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
公金口座区分
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額介護合算申請対象者情報】
市区町村コード
支給申請書整理番号
被保険者_宛名番号
最新フラグ
被保険者開始年月日
被保険者終了年月日
被保険者_氏名カナ
被保険者_氏カナ
被保険者_名カナ
申請者_氏名
申請者_氏
申請者_名
被保険者_氏名
被保険者_氏
被保険者_名
生年月日
性別コード
世帯所得区分
世帯所得区分(高齢)
被保険者資格喪失年月日
被保険者資格喪失事由
国保世帯番号
国保資格区分
後期被保険者番号
後期被保険者番号
後期被保険者開始年月日
後期被保険者終了年月日
介護証記載被保険者番号
介護被保険者番号
介護被保険者開始年月日
介護被保険者終了年月日
支払方法区分
口座管理番号
本店名_漢字

支店名_漢字
振込先口座管理番号
保険者加入歴情報備考
送信年月日
申請者_宛名番号
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額介護合算加入履歴情報】
市区町村コード
支給申請書整理番号
被保険者_宛名番号
履歴連番
最新フラグ
保険者番号
開始日
終了日
添付証明書整理番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額介護合算保険者情報】
市区町村コード
保険者番号
最新フラグ
保険者名
郵便番号
住所_市区町村コード
住所_町字コード
住所_都道府県
住所_市区郡町村名
住所_町字
住所_番地号表記
住所_方書
保険者電話番号
保険制度コード
保険証記号
名称1
名称2
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【レセプト情報】
市区町村コード
審査年月
給付番号
最新フラグ
文字列型予備項目
電算管理番号
電算管理番号枝番
レセプトデータ区分
事業区分
処理区分
返戻区分
保険制度区分
保険種別区分
本扶区分
マル公区分
長処フラグ
マル交区分
原爆区分
継続療養費区分
限度額適用区分

福祉区分
減額割合
減免区分
算定区分1
算定区分2
算定区分3
初診料の算定有無
乳幼児加算区分
入院1画加算フラグ
入院基本料初期加算
補綴時診断フラグ
特定疾患療養フラグ
老人慢性フラグ
歯周疾患継続フラグ
特定薬剤治療フラグ
悪性腫瘍治療フラグ
小児治療フラグ
てんかん指導フラグ
難病外来指導フラグ
皮膚科特定疾患フラグ
在宅指導フラグ
歯科補綴ChBフラグ
歯科補綴GoAフラグ
歯科補綴PTGフラグ
寝たきり老人訪問フラグ
退院時指導フラグ
薬剤管理指導フラグ
特定疾患査定フラグ
老人慢性査定フラグ
訪問ハ医科フラグ
訪問薬剤医科フラグ
訪問栄養医科フラグ
老人訪問口腔フラグ
訪問歯科衛生フラグ
訪問薬剤師科フラグ
訪問薬剤師科フラグ
基本療養費訪問フラグ
管理療養費訪問フラグ
寝たきり老人在院診フラグ
疾病コード1
疾病コード2
総医療費
保険者負担額
公費負担額
公費患者負担額
高額現物給付額
指定公費負担額
過誤保留フラグ
再審査年月日
再審査理由コード
再審査フラグ
再審査回答日
再審査減点数
月中特例該当コード
負担区分
国保一部負担額
算定国保保険者負担額
算定国保患者負担額
算定公費保険者負担額1
算定公費公費負担額1
算定公費高額現物給付額1
算定公費指定公費負担額1
算定公費保険者負担額2
算定公費公費負担額2
算定公費高額現物給付額2
算定公費指定公費負担額2
算定公費保険者負担額3
算定公費公費負担額3
算定公費高額現物給付額3
算定公費指定公費負担額3

算定国保高額現物給付額
算定国保指定公費負担額
算定公費食事公費負担額1
算定公費食事患者負担額1
算定公費食事公費負担額2
算定公費食事患者負担額2
算定公費食事公費負担額3
算定公費食事患者負担額3
過誤再審査結果
診療開始年月日2
診療開始年月日3
資格チェックエラー項目情報
資格チェックエラーコード
給付チェックエラーコード
柔軟団体機関コード
過誤再審査理由番号
DPC区分
処方箋料算定有無
過誤区分
算定国保食事保険者負担額
算定国保食事患者負担額
負担割合
海外療養費区分
保険者番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【療養費情報】
市区町村コード
審査年月
給付番号
最新フラグ
文字列型予備項目
療養費種別
医療機関区分
入外区分
本扶区分
課税区分
世帯負担区分
傷病コード
発病負傷日
指定公費負担額
高額現物
公費点数
公費限度額
公費指定公費負担額
月中特例該当コード
支払承認区分
不支給理由
支払有無
療養費支払日
増減調整額
申請者_宛名番号
申請者_氏名
申請者_氏
申請者_名
申請者_住所_市区町村コード
申請者_住所_町字コード
申請者_郵便番号
申請者_住所_都道府県
申請者_住所_市区郡町村名
申請者_住所_町字
申請者_住所_番地号表記
申請者_方書
限度額適用区分
法制区分
レセプト取込対象フラグ
負担割合

処方箋交付機関番号
保険者番号
金融機関コード
店舗番号
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
公金口座区分
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額療養情報】
市区町村コード
国保記号番号
診療年月
最新フラグ
高額該当フラグ
強制修正区分
高額該当情報登録年月日
高額該当情報取込年月日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額療養支給情報】
市区町村コード
国保記号番号
診療年月
履歴番号
履歴番号連番
最新フラグ
文字列型予備項目
高額療養情報最新フラグ
明細書件数
高額明細件数
課税区分
世帯負担区分
年間該当回数
多数該当フラグ
請求年月
宛名番号
医療機関県コード
医療機関点数区分
医療機関番号
高齢者負担区分
診療科目
本扶区分
本人家族区分
入外区分
マル交区分
マル公区分
マル長区分
長処フラグ
診療実日数
総医療費
保険者負担額
実患者負担額
法制区分
公費負担額
公費患者負担額
高額現物給付額
合計一部負担額

高齢外来限度額
高齢外来高額
高齢外来貸付額
高齢外来償還額
高齢世帯合算対象額
高齢世帯限度額
高齢世帯高額
高齢世帯貸付額
高齢世帯償還額
世帯合算対象額
世帯限度額
世帯高額
世帯貸付額
世帯償還額
個人合算対象額
個人合算限度額
個人合算高額
個人合算貸付額
個人合算償還額
限度額
高額療養費
貸付額
支払確定額
月中特例該当コード
福祉振替額
支払方法区分
振込先区分
支払承認区分
不支給理由
支払有無
申請年月日
承認年月日
支払年月日
申請者_宛名番号
申請者_氏名
申請者_氏
申請者_名
申請者_住所_市区町村コード
申請者_住所_町字コード
申請者_郵便番号
申請者_住所_都道府県
申請者_住所_市区郡町村名
申請者_住所_町字
申請者_住所_番地号表記
申請者_方書
支払額
充当額
増減調整額
審査年月
給付番号
申請簡素化区分
福祉公費負担額
なお残る負担額
なお残る負担額被保険者分
なお残る負担額福祉公費分
金融機関コード
店舗番号
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
公金口座区分
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額療養費貸付詳細情報】
市区町村コード
国保記号番号
申請日
明細連番
最新フラグ
宛名番号
医療機関県コード
医療機関点数区分
医療機関番号
本人家族区分
支払貸付区分
文字列型予備項目1
仮受フラグ
承認番号
受付年月日
診療科目
本扶区分
診療期間開始年月日
診療期間終了年月日
月中特例該当コード
総医療費
実患者負担額
限度額
高額療養費
支給決定額
支払承認区分
不支給理由
支払有無フラグ
申請者_宛名番号
申請者_氏名
申請者_氏
申請者_名
申請者_住所_市区町村コード
申請者_住所_町字コード
申請者_郵便番号
申請者_住所_都道府県
申請者_住所_市区郡町村名
申請者_住所_町字
申請者_住所_番地号表記
申請者_方書
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【出産育児一時金詳細情報】
市区町村コード
国保記号番号
出産一時金区分
分娩者_宛名番号
出産連番
最新フラグ
文字列型予備項目
出生児_氏名
出生児_氏
出生児_名
妊娠週数
多胎区分
産科医療補償制度対象分娩区分
支払承認区分
不支給理由
支払有無
増減調整額
申請者_宛名番号
申請者_氏名
申請者_氏
申請者_名
申請者_住所_市区町村コード

申請者_住所_町字コード
申請者_郵便番号
申請者_住所_都道府県
申請者_住所_市区郡町村名
申請者_住所_町字
申請者_住所_番地号表記
申請者_方書
死産区分
金融機関コード
店舗番号
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
公金口座区分
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【出産請求書情報】
市区町村コード
国保記号番号
出産一時金区分
分娩者_宛名番号
出産連番
最新フラグ
取込年月
請求区分
保険者番号
請求年月
医療機関県コード
医療機関点数区分
医療機関番号
分娩機関管理番号
加入制度区分
本人家族区分
妊婦_氏名
妊婦_氏
妊婦_名
生年月日
在胎週数
出産数
入院日数
産科医療補償制度対象分娩区分
分娩区分
死産区分
入院料
室料差額
分娩介助料
分娩料
新生児管理保育料
検査薬剤料
処置手当料
産科医療補償制度額
その他額
一部負担金
妊婦合計負担額
代理受取額
備考
過誤保留フラグ
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額介護合算自己負担額情報】
市区町村コード
支給申請書整理番号
保険者番号
最新フラグ
国保記号番号
自己負担額状態区分
保険制度コード
被保険者証記号
被保険者証番号
被保険者_宛名番号
被保険者_氏名_カナ
被保険者_氏_カナ
被保険者_名_カナ
生年月日
性別コード
被保険者_氏名
被保険者_氏
被保険者_名
世帯所得区分
世帯所得区分(高齢)
自己負担額証明書整理番号
突合用後期保険者番号
突合用後期被保険者番号
突合用国保保険者番号
突合用国保被保険者証番号
国保被保険者_宛名番号
異動区分
補正済自己負担額送付区分
証明対象年度
計算開始年月日
計算終了年月日
被保険者開始年月日
被保険者終了年月日
申請年月日
対象年度04月自己負担額1
対象年度04月自己負担額2
対象年度04月摘要
対象年度05月自己負担額1
対象年度05月自己負担額2
対象年度05月摘要
対象年度06月自己負担額1
対象年度06月自己負担額2
対象年度06月摘要
対象年度07月自己負担額1
対象年度07月自己負担額2
対象年度07月摘要
対象年度08月自己負担額1
対象年度08月自己負担額2
対象年度08月摘要
対象年度09月自己負担額1
対象年度09月自己負担額2
対象年度09月摘要
対象年度10月自己負担額1
対象年度10月自己負担額2
対象年度10月摘要
対象年度11月自己負担額1
対象年度11月自己負担額2
対象年度11月摘要
対象年度12月自己負担額1
対象年度12月自己負担額2
対象年度12月摘要
翌年01月自己負担額1
翌年01月自己負担額2
翌年01月摘要
翌年02月自己負担額1
翌年02月自己負担額2
翌年02月摘要
翌年03月自己負担額1
翌年03月自己負担額2

翌年03月摘要
翌年04月自己負担額1
翌年04月自己負担額2
翌年04月摘要
翌年05月自己負担額1
翌年05月自己負担額2
翌年05月摘要
翌年06月自己負担額1
翌年06月自己負担額2
翌年06月摘要
翌年07月自己負担額1
翌年07月自己負担額2
翌年07月摘要
宛先_氏名_漢字
宛先_氏_漢字
宛先_名_漢字
宛先_住所_市区町村コード
宛先_住所_町字コード
宛先_郵便番号
宛先_住所_都道府県
宛先_住所_市区郡町村名
宛先_住所_町字
宛先_住所_番地号表記
宛先_住所_方書
証明書発行年月日
証明書発行者氏名
証明書発行者氏
証明書発行者名
証明書発行者住所_市区町村コード
証明書発行者住所_町字コード
証明書発行者郵便番号
証明書発行者住所_都道府県
証明書発行者住所_市区郡町村名
証明書発行者住所_町字
証明書発行者住所_番地号表記
証明書発行者住所_方書
問合せ先住所_市区町村コード
問合せ先住所_町字コード
問合せ先郵便番号
問合せ先住所_都道府県
問合せ先住所_市区郡町村名
問合せ先住所_町字
問合せ先住所_番地号表記
問合せ先住所_方書
問合せ先名称1
問合せ先名称2
問合せ先電話番号
計算結果送付先住所_市区町村コード
計算結果送付先住所_町字コード
計算結果送付先_郵便番号
計算結果送付先_住所_都道府県
計算結果送付先_住所_市区郡町村名
計算結果送付先_住所_町字
計算結果送付先_住所_番地号表記
計算結果送付先_住所_方書
計算結果送付先名称1
計算結果送付先名称2
計算結果送付先電話番号
窓口払対象者判定コード
支払場所
支払開始年月日
支払終了年月日
支払開始時間
支払終了時間
備考欄
受信年月日
送信年月日
外来年間合算支給申請書整理番号
外来年間合算算定状態区分
外来年間合算支給額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額介護合算計算結果連絡票情報】
市区町村コード
連絡票整理番号
連絡票整理番号枝番
明細番号
最新フラグ
保険制度コード
対象年度
自己負担額証明書整理番号
氏名_カナ
氏_カナ
名_カナ
氏名
氏
名
生年月日
性別コード
保険者番号
保険者名称
被保険者証記号
被保険者証番号
計算開始年月日
計算終了年月日
世帯負担総額
一部負担金世帯合算額
一部負担金世帯合算額2
世帯所得区分
世帯所得区分(高齢)
合算算定基準額
合算算定基準額2
世帯支給総額
世帯支給総額2
按分後支給額
按分後支給額2
介護低所得者再計算実施有無
備考
計算結果連絡先_郵便番号
計算結果連絡先住所_市区町村コード
計算結果連絡先住所_町字コード
計算結果連絡先_住所_都道府県
計算結果連絡先_住所_市区郡町村名
計算結果連絡先_住所_町字
計算結果連絡先_住所_番地号表記
計算結果連絡先_住所_方書
計算結果連絡先_連絡先名称1
計算結果連絡先_連絡先名称2
計算結果連絡先_通知年月日
発行者_氏名
発行者_氏
発行者_名
連絡票発行者_郵便番号
連絡票発行者住所_市区町村コード
連絡票発行者住所_町字コード
連絡票発行者_住所_都道府県
連絡票発行者_住所_市区郡町村名
連絡票発行者_住所_町字
連絡票発行者_住所_番地号表記
連絡票発行者_住所_方書
計算結果問い合わせ先_郵便番号
計算結果問い合わせ先住所_市区町村コード
計算結果問い合わせ先住所_町字コード
計算結果問い合わせ先_住所_都道府県
計算結果問い合わせ先_住所_市区郡町村名
計算結果問い合わせ先_住所_町字
計算結果問い合わせ先_住所_番地号表記
計算結果問い合わせ先_住所_方書
問合せ先名称1
問合せ先名称2
問合せ先電話番号
被保険者_氏名

被保険者_氏
被保険者_名
負担金額
支給額按分率
支給額
負担金額2
負担金額計
支給額按分率2
支給額2
支給額合計
備考欄記載負担額
備考欄記載負担額2
世帯負担額合計
世帯支給額合計
世帯負担額合計2
世帯負担額総合計額
世帯支給額合計2
世帯支給額総合計額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【高額介護合算支給決定通知情報】
市区町村コード
支給申請書整理番号
帳票関連付け番号
最新フラグ
自己負担額証明書整理番号
保険制度コード
宛先住所_市区町村コード
宛先住所_町字コード
宛先_郵便番号
宛先_住所_都道府県
宛先_住所_市区郡町村名
宛先_住所_町字
宛先_住所_番地号表記
宛先_住所_方書
宛先_氏名
宛先_氏
宛先_名
被保険者_氏名
被保険者_氏
被保険者_名
保険者番号
被保険者証記号
被保険者証番号
計算開始年月日
計算終了年月日
申請年月日
決定年月日
自己負担総額
支給・不支給区分
支給額
給付種類
不支給理由
備考
支払方法区分
支払場所
支払開始年月日
支払終了年月日
支払開始時間
支払終了時間
金融機関コード
金融機関名
店舗番号
支店名
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ

口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
公金口座区分
通知書発行者_氏名
通知書発行者_氏
通知書発行者_名
通知書発行者住所_市区町村コード
通知書発行者住所_町字コード
通知書発行者_郵便番号
通知書発行者_住所_都道府県
通知書発行者_住所_市区郡町村名
通知書発行者_住所_町字
通知書発行者_住所_番地号表記
通知書発行者_住所_方書
問合せ先郵便番号
問合せ先住所_市区町村コード
問合せ先住所_町字コード
問合せ先住所_都道府県
問合せ先住所_市区郡町村名
問合せ先住所_町字
問合せ先住所_番地号表記
問合せ先住所_方書
問合せ先名称1
問合せ先名称2
問合せ先電話番号
不服の申し立て先名称
申請対象年度
作成年月日
国保連合会名
支払承認区分
支払有無
支払年月日
充当額
増減調整額
支払額
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【第三者請求詳細情報】
市区町村コード
国保記号番号
該当者_宛名番号
第三者登録日
第三者登録事由
明細番号
最新フラグ
備考
処理状況
委託区分
仮受付年月日
委託年月日
除外年月日
決定年月日
完了年月日
事故発生時刻時
事故発生時刻分
事故場所
交通手段(被害者)
交通手段(加害者)
労災該当
負傷部位_1
負傷部位_2
負傷部位_3
負傷種別_1
負傷種別_2

負傷種別_3
自主提供の有無
診療期間開始年月日
診療期間終了年月日
症状固定日
加害者_宛名番号
加害者氏名カナ
加害者氏名漢字
加害者郵便番号
加害者住所
加害者生年月日
加害者電話番号
加害者職業
保有者_宛名番号
保有者氏名漢字
保有者郵便番号
保有者住所
保有者生年月日
保有者電話番号
加害者との関係
医療機関開コード
医療機関点数区分
医療機関番号
転医先医療機関開コード
転医先医療機関点数区分
転医先医療機関番号
自賠責保険有無
自賠責保険会社名
自賠責保険会社支店名
自賠責保険会社課名
自賠責保険会社担当者名
自賠責保険会社電話番号
自賠責保険証明書番号
自賠責保険登録車両番号
自賠責保険加入開始年月日
自賠責保険加入終了年月日
自賠責保険契約者氏名漢字
自賠責保険契約者郵便番号
自賠責保険契約者住所
任意保険有無
任意保険会社名
任意保険会社支店名
任意保険会社課名
任意保険会社担当者名
任意保険会社電話番号
任意保険証明書番号
任意保険登録車両番号
任意保険加入開始年月日
任意保険加入終了年月日
任意保険契約者氏名漢字
任意保険契約者郵便番号
任意保険契約者住所
保険会社の支援の有無
連合会整理番号
連合会担当者名
義務者氏名漢字
負傷原因照会書作成日
負傷原因照会書発送日
負傷原因回答書受付日
通知書番号
通知書発行年月日
納期限
督促発行年月日
督促納期限
催告発行年月日
催告納期限
給付種別
診療年月
本扶区分
入外区分

福祉区分
給付割合
国保実日数
国保食事実日数
総医療費
事故外金額
事故金額
保険給付額
実患者負担額
国保食事基準額
食事療養費
療養分損害賠償額
食事分損害賠償額
高額分損害賠償額
福祉分損害賠償額
療養分請求額
食事分請求額
高額分請求額
福祉分請求額
葬祭分損害賠償額
葬祭分請求額
送付年月日
審査年月
給付年度
返還請求年度
給付番号
受付区コード
歳入歳出区分
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【その他任意給付情報】
市区町村コード
国保記号番号
宛名番号
給付連番
最新フラグ
給付種別名称
支給決定額
充当額
増減調整額
支払額
支払方法区分
振込先区分
支払承認区分
不支給理由
支払有無
申請年月日
承認年月日
支払年月日
申請者_宛名番号
申請者_氏名
申請者_氏
申請者_名
申請者_郵便番号
申請者_住所_市区町村コード
申請者_住所_町字コード
申請者_住所_都道府県
申請者_住所_市区郡町村名
申請者_住所_町字
申請者_住所_番地号表記
申請者_方書
振込先_宛名番号
口座履歴番号
備考
受付区コード
金融機関コード
店舗番号

本店名漢字
支店名漢字
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
公金口座区分
対象期間開始年月日
対象期間終了年月日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【外來年間合算自己負担額情報】	
市区町村コード	
処理区分コード	
支給申請書整理番号	
自己負担額一斉連番	
被保険者証番号	
宛名番号	
最新フラグ	
国保記号番号	
証明対象年度	
自己負担額一斉区分	
保険制度コード	
保険者番号	
保険者名	
被保険者証記号	
証記号番号	
自己負担額証明書整理番号	
計算開始年月日	
計算終了年月日	
被保険者開始年月日	
被保険者終了年月日	
世帯所得区分(高齢)	
年度08月自己負担額	
年度08月福祉公費負担額	
年度08月現役並みフラグ	
対象年度08月摘要	
年度09月自己負担額	
年度09月福祉公費負担額	
年度09月現役並みフラグ	
対象年度09月摘要	
年度10月自己負担額	
年度10月福祉公費負担額	
年度10月現役並みフラグ	
対象年度10月摘要	
年度11月自己負担額	
年度11月福祉公費負担額	
年度11月現役並みフラグ	
対象年度11月摘要	
年度12月自己負担額	
年度12月福祉公費負担額	
年度12月現役並みフラグ	
対象年度12月摘要	
翌年01月自己負担額	
年度01月福祉公費負担額	
年度01月現役並みフラグ	
翌年01月摘要	
翌年02月自己負担額	
年度02月福祉公費負担額	
年度02月現役並みフラグ	
翌年02月摘要	
翌年03月自己負担額	
年度03月福祉公費負担額	
年度03月現役並みフラグ	

翌年03月摘要
翌年04月自己負担額
年度04月福祉公費負担額
年度04月現役並みフラグ
翌年04月摘要
翌年05月自己負担額
年度05月福祉公費負担額
年度05月現役並みフラグ
翌年05月摘要
翌年06月自己負担額
年度06月福祉公費負担額
年度06月現役並みフラグ
翌年06月摘要
翌年07月自己負担額
年度07月福祉公費負担額
年度07月現役並みフラグ
翌年07月摘要
申請者_宛名番号
宛先_氏名_漢字
宛先_氏_漢字
宛先_名_漢字
宛先_住所_市区町村コード
宛先_住所_町字コード
宛先_郵便番号
宛先_住所_都道府県
宛先_住所_市区郡町村名
宛先_住所_町字
宛先_住所_番地号表記
宛先_住所_方書
証明書発行年月日
証明書発行者名
証明書発行者_住所_市区町村コード
証明書発行者_住所_町字コード
証明書発行者_郵便番号
証明書発行者_住所_都道府県
証明書発行者_住所_市区郡町村名
証明書発行者_住所_町字
証明書発行者_住所_番地号表記
証明書発行者_住所_方書
問合せ先_住所_市区町村コード
問合せ先_住所_町字コード
問合せ先_郵便番号
問合せ先_住所_都道府県
問合せ先_住所_市区郡町村名
問合せ先_住所_町字
問合せ先_住所_番地号表記
問合せ先_住所_方書
問合せ先名称1
問合せ先名称2
問合せ先電話番号
計算結果送付先_住所_市区町村コード
計算結果送付先_住所_町字コード
計算結果送付先_郵便番号
計算結果送付先_住所_都道府県
計算結果送付先_住所_市区郡町村名
計算結果送付先_住所_町字
計算結果送付先_住所_番地号表記
計算結果送付先_住所_方書
計算結果送付先名称1
計算結果送付先名称2
計算結果送付先電話番号
備考欄
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【外來年間合算支給申請情報】	
市区町村コード	
処理区分コード	
支給申請書整理番号	
宛名番号	
最新フラグ	
処理状況区分	
国保記号番号	
申請対象年度	
支給申請区分	
申請年月日	
計算開始年月日	
計算終了年月日	
世帯所得区分(高齢)	
自己負担額交付申請有無	
支給申請形態区分	
基準日保険者名称	
申請者_宛名番号	
申請者_氏名	
申請者_氏	
申請者_名	
申請者_住所_市区町村コード	
申請者_住所_町字コード	
申請者_郵便番号	
申請者_住所_都道府県	
申請者_住所_市区郡町村名	
申請者_住所_町字	
申請者_住所_番地号表記	
申請者_住所_方書	
申請者電話番号	
支払区分	
金融機関コード	
店舗番号	
本店名漢字	
支店名漢字	
口座種別コード	
口座番号	
口座名義人_カナ	
口座名義人_漢字	
ゆうちょ銀行記号	
ゆうちょ銀行番号	
金融機関種別	
公金口座区分	
国保資格区分	
国保被保険者開始年月日	
国保被保険者終了年月日	
被保険者資格喪失事由	
被保険者資格喪失年月日	
加入歴01保険者名	
加入歴01加入開始年月日	
加入歴01加入終了年月日	
自己負担額証明書整理番号01	
加入歴02保険者名	
加入歴02加入開始年月日	
加入歴02加入終了年月日	
自己負担額証明書整理番号02	
加入歴03保険者名	
加入歴03加入開始年月日	
加入歴03加入終了年月日	
自己負担額証明書整理番号03	
加入歴04保険者名	
加入歴04加入開始年月日	
加入歴04加入終了年月日	
自己負担額証明書整理番号04	
加入歴05保険者名	
加入歴05加入開始年月日	
加入歴05加入終了年月日	
自己負担額証明書整理番号05	
加入歴06保険者名	
加入歴06加入開始年月日	

加入歴06加入終了年月日
自己負担額証明書整理番号06
加入歴07保険者名
加入歴07加入開始年月日
加入歴07加入終了年月日
自己負担額証明書整理番号07
加入歴08保険者名
加入歴08加入開始年月日
加入歴08加入終了年月日
自己負担額証明書整理番号08
加入歴09保険者名
加入歴09加入開始年月日
加入歴09加入終了年月日
自己負担額証明書整理番号09
加入歴10保険者名
加入歴10加入開始年月日
加入歴10加入終了年月日
自己負担額証明書整理番号10
保険者加入歴情報備考
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【外來年間合算支給決定通知情報】
市区町村コード
処理区分コード
支給申請書整理番号
最新フラグ
国保記号番号
申請対象年度
支給対象者_宛名番号
支給対象者_氏名漢字
支給対象者_氏漢字
支給対象者_名漢字
宛先郵便番号
宛先_住所_市区町村コード
宛先_住所_町字コード
宛先_住所_都道府県
宛先_住所_市区郡町村名
宛先_住所_町字
宛先_住所_番地号表記
宛先_住所_方書
宛先_氏名漢字
宛先_氏漢字
宛先_名漢字
被保険者証記号
自己負担額証明書整理番号
計算開始年月日
計算終了年月日
申請年月日
決定年月日
発行年月日
自己負担額合計
福祉公費負担額合計
高額療養費
支給額
福祉振替額
支払済額
振替済額
差引支給額
差引福祉振替額
充当額
増減調整額
支払額
給付種類
支給・不支給区分
不支給理由
支払方法区分

支払場所
支払開始年月日
支払終了年月日
支払開始時間
支払終了時間
金融機関コード
店舗番号
本店名漢字
支店名漢字
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
公金口座区分
備考
支払承認区分
支払有無
支払年月日
受付区コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【外來年間合算計算結果連絡票情報】
市区町村コード
処理区分コード
支給申請書整理番号
宛名番号
自己負担額デ-夕連番
明細連番
最新フラグ
保険制度コード
国保記号番号
申請対象年度
自己負担額証明書整理番号
被保険者証記号
被保険者証番号
保険者番号
保険者名称
計算開始年月日
計算終了年月日
世帯所得区分(高齢)
自己負担額合計
自己負担限度額
世帯支給総額
按分後支給額
計算結果送付先_郵便番号
計算結果送付先_住所_市区町村コード
計算結果送付先_住所_町字コード
計算結果送付先_住所_都道府県
計算結果送付先_住所_市区郡町村名
計算結果送付先_住所_町字
計算結果送付先_住所_表記
計算結果送付先_住所_方書
計算結果送付先名称1
計算結果送付先名称2
発行年月日
発行者_氏名
発行者_氏
発行者_名
住所_市区町村コード
住所_町字コード
郵便番号
住所_都道府県
住所_市区郡町村名
住所_町字

住所_番地号表記
住所_方書
問合せ先住所_市区町村コード
問合せ先住所_町字コード
問合せ先郵便番号
問合せ先住所_都道府県
問合せ先住所_市区郡町村名
問合せ先住所_町字
問合せ先住所_番地号表記
問合せ先住所_方書
問合せ先名称1
問合せ先名称2
問合せ先電話番号
精算対象者フラグ
備考
被保険者_氏名
被保険者_氏
被保険者_名
負担金額
支給額按分率
支給額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【外來年間合算月別計算結果情報】
市区町村コード
処理区分コード
支給申請書整理番号
宛名番号
自己負担額デ-夕連番
最新フラグ
国保記号番号
保険制度コード
保険者番号
申請対象年度
年度08月按分後支給額
年度09月按分後支給額
年度10月按分後支給額
年度11月按分後支給額
年度12月按分後支給額
年度01月按分後支給額
年度02月按分後支給額
年度03月按分後支給額
年度04月按分後支給額
年度05月按分後支給額
年度06月按分後支給額
年度07月按分後支給額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【過誤情報】
市区町村コード
給付番号
最新フラグ
履歴番号
有効フラグ
請求年月
調剤レセプト管理番号
レセプトデ-夕区分
事業区分
処理区分
デ-夕区分
返戻区分
保険制度区分
保険種別区分
点数表コード

療養費種別
保険者番号
国保記号番号
宛名番号
診療年月
医療機関コード
医療機関点数区分
医療機関番号
診療科目
入外区分
本扶区分
本人家族区分
性別
生年月日
診療開始年月日
入院年月日
給付割合
特記事項コード1
特記事項コード2
特記事項コード3
特記事項コード4
特記事項コード5
国保実日数
国保請求総医療費
国保決定総医療費
国保限度額
国保一部負担額
点検年月
連合会独自区分
申請区分
過誤種類
訂正保険者番号
訂正国保記号番号
訂正宛名番号
訂正氏名漢字
訂正生年月日
訂正性別
訂正本扶区分
訂正診療科目
訂正本人家族区分
訂正入外区分
訂正中特例該当コード
訂正総医療費
訂正国保一部負担額
訂正診療年月
過誤修正区分
過誤事由コード
訂正有無
レセプト反映フラグ
備考1
備考2
摘要1
摘要2
過誤再審査区分
過誤再審査コード
過誤再審査事由
喪失異動年月日
喪失届出年月日
徴収区分
過誤再審査申出日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【医療費通知減額情報】
市区町村コード
給付番号
最新フラグ
履歴番号
有効フラグ
宛名番号
国保記号番号
受診医療機関コード
入外区分
請求医療費
請求患者負担額
決定医療費
決定患者負担額
減額医療費
減額患者負担額
診療年月
取込年月
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【医療費通知対象外世帯情報】
市区町村コード
国保記号番号
履歴番号
最新フラグ
有効フラグ
対象外開始年月日
対象外終了年月日
対象外登録理由
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【医療費通知対象外個人情報】
市区町村コード
宛名番号
履歴番号
最新フラグ
有効フラグ
対象外開始年月日
対象外終了年月日
対象外登録理由
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【医療費通知対象外医療機関情報】
市区町村コード
医療機関コード
履歴番号
最新フラグ
有効フラグ
対象外開始年月日
対象外終了年月日
対象外登録理由
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

収納データベース

【納付履歴情報】
市区町村コード
国保業務詳細コード
徴収方法区分
賦課年度
対象年度
通知書番号
期別
最新フラグ
収納履歴連番
還付充当区分
出納区分
本税収入額
延滞金収入額
督促手数料収入額
収入日
納付区分
金融機関コード
店舗番号
口座種別コード
口座番号
口座名義人_カナ
口座名義人_漢字
ゆうちょ銀行記号
ゆうちょ銀行番号
金融機関種別
収納コンビニ店舗コード
収納コンビニ支店コード
滞納消込特定キ一情報1
滞納消込特定キ二情報2
前納報奨金
還付発生事由
還付加算金
支払日
還付先_宛名番号
充当元先賦課年度
充当元先対象年度
充当元先国保業務詳細コード
充当元先通知書番号
充当元先期別
歳入歳出区分
宛名番号
帳票区分コード
納税組合コード
納付情報_還付発生納付額
還付処理状態コード
過誤納金発生事由コード
更正届出年月日
還付発生年月日
還付情報_還付発生納付額
還付発生延滞金
還付発生督促料
初回通知発行年月日
再発行年月日
払込区分コード
還付決議年月日
支払決議年月日
還付時効年月日
繰越還付未済納付額
繰越還付未済延滞金収納額
繰越還付未済督促料収納額
繰越還付未済還付加算金
還付発生時期別調定額
還付発生時延滞金調定額
還付発生時督促料調定額
還付発生時累計調定収納額
還付発生時累計延滞金収納額
還付発生時累計督促手数料収納額
発生時収納額

発生時延滞金収納額
発生時督促料収納額
発生時報奨金
発生時収納年月日
発生時領収年月日
繰越年月日
備考
還付請求年月日
還付先区分コード
申出フラグ
還付処理番号
歳償区分
充当済納付額
充当済延滞金
充当済加算金
発生時収納日
発生時領収日
充当済日
還付発生調定額
還付発生時加算金
還付済納付額
還付済延滞金
還付済督促料
還付済加算金
還付済日
通知書再発行日
還付口座金融機関コード
還付口座金融機関名
還付口座店舗番号
還付口座金融機関支店名
還付口座種別コード
還付口座番号
還付口座名義人_カナ
還付口座名義人_漢字
還付口座_ゆうちょ銀行記号
還付口座_ゆうちょ銀行番号
還付口座_金融機関種別
公金口座区分
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【クレジットカード納付申込者・契約者情報】
市区町村コード
宛名番号
クレジットカード履歴番号
最新フラグ
申込者_氏名(名称)
申込者_氏名(名称)_フリガナ
申込者_住所(所在地)_郵便番号
申込者_住所(所在地)
申込者_住所(所在地)_市区町村コード
申込者_住所(所在地)_町字コード
申込者_住所(所在地)_都道府県
申込者_住所(所在地)_市区町村名
申込者_住所(所在地)_町字
申込者_住所(所在地)_番地号表記
申込者_住所(所在地)_方書
申込者_電話番号
契約者_氏名(名称)
契約者_氏名(名称)_フリガナ
契約者_住所(所在地)_郵便番号
契約者_住所(所在地)
契約者_住所(所在地)_市区町村コード
契約者_住所(所在地)_町字コード
契約者_住所(所在地)_都道府県
契約者_住所(所在地)_市区町村名
契約者_住所(所在地)_町字
契約者_住所(所在地)_番地号表記
契約者_住所(所在地)_方書
契約者_電話番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【調定履歴情報】
市区町村コード
国保業務詳細コード
徴収方法区分
賦課年度
対象年度
通知書番号
最新フラグ
更正順番
更正年月日
期別
期別税 料額
期別医療一般分
期別医療退職分
期別介護一般分
期別介護退職分
期別支援一般分
期別支援退職分
宛名番号
納期限
更正届出年月日
更正内容
繰越期別税 料額
繰越医療一般分
繰越医療退職分
繰越介護一般分
繰越介護退職分
繰越支援一般分
繰越支援退職分
過誤納金発生事由コード
法定納期限
法定納期限等
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【発行履歴管理】
市区町村コード
国保業務詳細コード
徴収方法区分
賦課年度
対象年度
通知書番号
期別
最新フラグ
納付書管理番号
分割納付管理番号
分割回数
帳票区分コード
前納報奨金
期別税額
延滞金調定額
督促料調定額
OCR1
OCR2
コンビニコード情報
確認番号
納付書納付区分
発行年月日
支払期日
帳票名
発行年月日時刻
帳票作成者
無効ステータス
eL番号
滞納消込特定キー情報1
滞納消込特定キー情報2
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【消込データ情報】
市区町村コード
国保業務詳細コード
徴収方法区分
賦課年度
対象年度
通知書番号
期別
最新フラグ
調定額
督促手数料
延滞金
領収年月日
収入年月日
納付書種別
収納機関番号
納付番号
分納回数
通し番号
金融機関コード
店舗番号
納付区分
データ識別
納税組合コード
確認番号
収納日付
収納時間
収納コンビニ店舗コード
収納コンビニ支店コード
支払予定日
小売業企業コード
地方公共団体コード
収納代行会社企業コード
管理番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

滞納データベース

【住在外者情報】
市区町村コード
宛名番号
履歴番号
最新フラグ
管内管外の区分
世帯番号
行政区 (地区管理)
住民区分
住民種別
住民状態
個人番号
異動年月日
異動届出年月日
異動事由
氏名
氏_日本人
名_日本人
氏名_外国人ローマ字
氏名_外国人漢字
氏名_振り仮名 (フリガナ)
氏_日本人_振り仮名
名_日本人_振り仮名
旧氏
旧氏_フリガナ
通称
通称_フリガナ
通称_フリガナ確認状況
性別
性別表記
生年月日_元号
生年月日
生年月日_不詳フラグ
生年月日_不詳表記
死亡年月日
続柄コード1
続柄コード2
続柄コード3
続柄コード4
続柄表記
世帯主氏名
指定都市_行政区等コード
住所
住所_市区町村コード
住所_町字コード
住所_都道府県
住所_市区郡町村名
住所_町字
住所_番地号表記
住所_方書コード
住所_方書
住所_方書_フリガナ
住所_郵便番号
在留カード等番号
在留カード等番号区分
住所_国名コード
住所_国名等
住所_国外住所
在留資格等コード
在留資格等名称
在留期間等コード_年
在留期間等コード_月
在留期間等コード_日
在留期間等満了年月日
処理年月日
登録部署 (情報を登録した課・係など)
統合宛名フラグ
名寄せ元フラグ
名寄せ先宛名番号
他業務参照不可フラグ
独自施策システム等ID
業務ID
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【電話番号管理】
市区町村コード
宛名番号
業務コード
業務詳細 (科目) コード
連番
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
連絡先区分
電話番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【送付先・連絡先情報】
市区町村コード
宛名番号
業務コード
業務詳細 (科目) コード
軽自管理番号
送付先履歴番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
被保険者番号
児童_宛名番号
送付先区分
送付先を設定する理由
氏名 (名称)
氏名 (名称) フリガナ
住所 (所在地) _郵便番号
住所 (所在地)
住所 (所在地) _市区町村コード
住所 (所在地) _町字コード
住所 (所在地) _都道府県
住所 (所在地) _市区町村名
住所 (所在地) _町字
住所 (所在地) _番地号表記
住所 (所在地) _方書
連絡先区分
電話番号
XE
登録日
利用廃止日
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【代理人情報】
市区町村コード
宛名番号
代理人_宛名番号
業務コード
業務詳細 (科目) コード
代理人_有効期間 (開始年月日)
最新フラグ
代理人_有効期間 (終了年月日)
指定都市_行政区等コード
肩書
XE
連絡先区分
電話番号
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【同一人管理】
市区町村コード
同一人_宛名番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
代表_宛名番号
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【宛名XE管理】
市区町村コード
宛名番号
業務コード
業務詳細 (科目) コード
宛名XE番号
宛名XE履歴番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
入力・閲覧範囲
有効期限 (開始年月日)
有効期限 (終了年月日)
宛名XE内容
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【返戻情報】
市区町村コード
宛名番号
業務コード
業務詳細 (科目) コード
返戻物の種別
履歴番号
賦課年度
相当年度
期別
通知書番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
被保険者番号
児童_宛名番号
返戻調査番号
調査_返戻処理段階の区分
文書番号
帳票名
返戻登録日
返戻日
返戻事由
再発送日
公示日
公示送達日
納期限 (変更前)
納期限 (変更後)
担当者ID
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【返戻調査記録情報】
市区町村コード
返戻調査番号
返戻調査履歴番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
調査記録_調査年月日
調査記録_調査時刻
調査記録_担当者ID
調査記録_調査方法
調査記録_調査内容/結果
送付時点郵便番号
送付時点氏名
送付時点氏
送付時点名
送付時点住所_都道府県
送付時点住所_市区郡町村名
送付時点住所_町字
送付時点住所_番地号表記
送付時点住所_方書
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【処理注意者情報】	
市区町村コード	
宛名番号	
業務コード	
業務詳細 (科目) コード	
抑止開始日	
最新フラグ	
抑止終了日	
処理注意区分	
×	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【金融機関情報】	
市区町村コード	
金融機関コード	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
指定金融区分コード	
金融機関名	
金融機関名_カナ	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【金融機関店舗情報】	
市区町村コード	
金融機関コード	
店舗番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
店舗電話番号	
店舗名	
店舗名_カナ	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【滞納者情報管理】	
市区町村コード	
宛名番号	
最新フラグ	
勤務先_宛名番号	
生活保護受給フラグ	
居所不明者フラグ	
最終接触日	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【滞納明細管理】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細 (科目) コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
配偶者_宛名番号	
国保記号番号	
申告区分	
事業年度開始日	

事業年度終了日	
共有資産番号	
市税事務所コード	
調定額_本税 (料)	
調定額_延滞金	
調定額_督促手数料	
調定額_法人住民税内訳_均等割額	
調定額_法人住民税内訳_法人税割額	
調定額_国民健康保険内訳_医療一般分	
調定額_国民健康保険内訳_介護一般分	
調定額_国民健康保険内訳_介護退職分	
調定額_国民健康保険内訳_支援一般分	
調定額_国民健康保険内訳_支援退職分	
法定納期限	
納期限	
法定納期限等	
指定納期限	
納期の特例	
賦課更正日	
申告年月日	
修正申告年月日	
確定申告提出年月日	
更正決定通知年月日	
申告期限の延長月数	
申告期限	
延長申告期限	
更正請求日	
国税の申告基礎区分	
国税申告 (更正) 年月日	
延滞金強制入力区分	
課税単位 (市町村/行政区) 区分	
収入年月日	
領収年月日	
督促停止区分	
催告発行停止区分	
収納額_本税 (料)	
収納額_延滞金	
収納額_督促手数料	
仮消込収納額_本税 (料)	
仮消込収納額_延滞金	
仮消込収納額_督促手数料	
収納額_法人住民税内訳_均等割額	
収納額_法人住民税内訳_法人税割額	
種別コード	
車両番号 (標識番号) _ 標板文字	
車両番号 (標識番号) _ 分類番号	
車両番号 (標識番号) _ かな文字	
車両番号 (標識番号) _ 一連指定番号	
督促発送区分	
履行状況	
不履行回数	
不履行判定日	
変更納期限	
分割納付の有無	
処分の有無	
執行停止の有無	
欠損の有無	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【滞納者×E管理】	
市区町村コード	
宛名番号	
滞納者×E管理番号	
滞納者×E履歴番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
滞納者×E内容	
滞納者×Eタイトル	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【フラグ管理】	
市区町村コード	
宛名番号	
フラグコード	
フラグ内容コード	
最新フラグ	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【フラグマスタ管理】	
市区町村コード	
フラグコード	
フラグ内容コード	
最新フラグ	
フラグ名称	
フラグ設定担当者コード	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【関連者管理】	
市区町村コード	
関連者_宛名番号	
宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
関連者区分	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【滞納者担当管理】	
市区町村コード	
宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
担当者コード_主担当	
担当者コード_副担当	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【担当者・グループ (班等) 所属管理】	
市区町村コード	
担当者・グループ (班等) コード	
担当者登録年月日	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
担当者前除年月日	
グループ (班等) コード	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【承継納付義務者情報】	
市区町村コード	
納付義務者_宛名番号	
納付義務者_履歴番号	
承継納付義務者連番	
承継納付義務者_宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
異動年月日	
異動事由	
持分_分子	
持分_分母	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【催告発送管理】	
市区町村コード	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細 (科目) コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
発送年月日	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
催告書送付回数	
催告期限	
催告_指定期限	
催告区分	
納付書種類	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【催告発送停止管理】	
市区町村コード	
宛名番号	
催告停止管理番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
催告停止開始年月日	
催告停止理由 (引抜停止)	
催告停止解除年月日	
催告停止解除理由	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【催告発送停止期別情報】	
市区町村コード	
期別_催告停止管理番号	
賦課年度	
課税年度	
通知書番号	
業務詳細 (科目) コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
市税事務所コード	
催告停止年月日	
催告停止理由 (引抜停止)	
催告停止解除年月日	
催告停止解除理由	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【交渉経過管理】	
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	

最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
被保険者番号	
交渉年月日	
交渉場所	
交渉時刻	
交渉内容	
見出し	
本人接触区分	
折衝相手	
担当者コード	
交渉方法	
記録コード	
納付予定年月日	
納付予定金額	
差押予定年月日	
強調表示区分	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【分割納付誓約管理】	
市区町村コード	
分割納付管理番号	
宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
受付年月日	
誓約有無	
現誓約区分	
誓約年月日	
支払方法	
分割回数	
納付金額	
本日納付分	
分割納付開始年月日	
分割納付取消年月日	
分割納付取消理由	
延滞金計算年月日	
処分備考	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【分割納付計画管理】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
分割納付管理番号	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細 (科目) コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
分納誓約履歴番号	
分割回数	
納付書発行回数	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
納付予定年月日	
履行状況	
分割納付金額_本税 (料)	
分割納付金額_督促手数料	
分割納付金額_延滞金	
納付番号	

MPN確認番号	
MPN納付区分	
分割納付金額_	
法人住民税内訳_均等割額	
分割納付金額_	
法人住民税内訳_法人税割額	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【分割納付期別情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
分割納付管理番号	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細 (科目) コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
分納誓約履歴番号	
分割回数	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
納付予定年月日	
分割納付金額_本税 (料)	
分割納付金額_督促手数料	
分割納付金額_延滞金	
分割納付金額_	
法人住民税内訳_均等割額	
分割納付金額_	
法人住民税内訳_法人税割額	
収納額_本税 (料)	
収納額_督促手数料	
収納額_延滞金	
収納額_	
法人住民税内訳_均等割額	
収納額_	
法人住民税内訳_法人税割額	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【徴収 (換価) 猶予管理】	
市区町村コード	
徴収 (換価) 猶予管理番号	
宛名番号	
申請年月日	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
担保財産_財産情報管理番号	
猶予区分	
徴収 (換価) 猶予区分	
許可区分	
不許可事由	
決定年月日	
開始年月日	
終了年月日	
決議年月日	
猶予事由	
延滞金の免除区分	
延滞金の免除率 (手入力)	
取消起算年月日	
取消決議年月日	
徴収 (換価) 猶予取消事由	
担保の設定有無	
起算年月日	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【徴収（換価）猶予期別情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
徴収（換価）猶予管理番号	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細（科目）コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
申請年月日	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
納期限	
猶予金額_本税（料）	
猶予金額_延滞金	
猶予金額_督促手数料	
猶予金額_法人住民税内訳_均等割額	
猶予金額_法人住民税内訳_法人税割額	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【照会先情報】	
市区町村コード	
照会種類コード	
照会先番号	
グループ連番	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
照会_回答先_名称	
照会_回答先_名称_略称	
照会_回答先_住所（所在）_郵便番号	
照会_回答先_住所（所在）	
照会_回答先_住所（所在）_市区町村コード	
照会_回答先_住所（所在）_町字コード	
照会_回答先_住所（所在）_都道府県	
照会_回答先_住所（所在）_市区郡町村名	
照会_回答先_住所（所在）_町字	
照会_回答先_住所（所在）_番地号表記	
照会_回答先_住所（所在）_方書	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【滞納者実態調査情報】	
市区町村コード	
宛名番号	
実態調査管理番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
照会先番号	
照会年月日	
回答年月日	
住民基本台帳登録区分	
居住状況	
転出（居）先住所_市区町村コード	
転出（居）先住所_町字コード	
転出（居）先住所_都道府県	
転出（居）先住所_市区郡町村名	
転出（居）先住所_町字	
転出（居）先住所_番地号表記	
転出（居）先住所_方書	
転出（居）先住所_郵便番号	
転出（居）確定日	

本籍地	
本籍地_市区町村コード	
本籍地_町字コード	
筆頭者名	
勤務区分	
勤務先所在地	
勤務先所在地_市区町村コード	
勤務先所在地_町字コード	
勤務先所在地_都道府県	
勤務先所在地_市区郡町村名	
勤務先所在地_町字	
勤務先所在地_番地号表記	
勤務先所在地_方書	
勤務先名称	
勤務先電話番号	
収入_所得有無	
収入_所得額	
個人住民税課税状況有無	
個人住民税滞納有無	
個人住民税滞納年度	
個人住民税滞納合計額	
固定資産税滞納有無	
固定資産税滞納年度	
固定資産税滞納合計額	
軽自動車税滞納有無	
軽自動車税滞納年度	
軽自動車税滞納合計額	
国民健康保険滞納有無	
国民健康保険滞納年度	
国民健康保険滞納合計額	
介護保険滞納有無	
介護保険滞納年度	
介護保険滞納合計額	
後期高齢者医療滞納有無	
後期高齢者医療滞納年度	
後期高齢者医療滞納合計額	
子ども_子育て支援滞納有無	
子ども_子育て支援滞納年度	
子ども_子育て支援滞納合計額	
その他滞納有無	
その他滞納年度	
その他滞納合計額	
納付誓約の有無	
執行停止の有無	
執行停止の理由	
交付要求の有無	
交付要求の事件番号	
差押の有無	
差押の物件	
生活保護の有無	
不動産の有無	
預貯金の有無	
生命保険の有無	
連絡先	
職業	
扶養家族	
備考	
照会先担当者所属	
照会先担当者連絡先	
照会先担当者氏名	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【実態調査不動産情報】	
市区町村コード	
宛名番号	
実態調査管理番号	
不動産番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
所在地	
家屋番号	

地目	
地積	
床面積	
評価額	
管轄法務局名称	
管轄法務局所在地	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【財産調査管理】	
市区町村コード	
宛名番号	
財産情報管理番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
照会種類コード	
照会先番号	
回答年月日	
財産区分	
財産情報	
共有区分	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【財産情報】	
市区町村コード	
財産情報管理番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
財産区分	
財産詳細	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【財産権利者管理】	
市区町村コード	
財産情報管理番号	
権利者_利害関係者番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
債権額	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【処分財産情報】	
市区町村コード	
滞納処分管理番号	
宛名番号	
財産情報管理番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
一部解除年月日	
一部解除理由	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【差押管理】	
市区町村コード	
処分コード	
差押_滞納処分管理番号	
宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
執行機関_利害関係者番号	

差押送年月日
差押起案年月日
差押決議年月日
差押到達年月日
差押解除起案年月日
差押解除決議年月日
解除年月日
差押財産区分
差押解除（終了）理由
処分備考
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【差押期別情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
差押_滞納処分管理番号	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細（科目）コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
納期限	
処分金額_本税（料）	
処分金額_延滞金	
処分金額_督促手数料	
処分金額_法人住民税内訳_均等割額	
処分金額_法人住民税内訳_法人税割額	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【参加差押管理】	
市区町村コード	
処分コード	
参加差押_滞納処分管理番号	
宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
執行機関_利害関係者番号	
参加差押送年月日	
参加差押起案年月日	
参加差押決議年月日	
参加差押到達年月日	
執行機関差押年月日	
参加差押解除起案年月日	
参加差押解除決議年月日	
参加差押解除年月日	
参加差押財産区分	
参加差押解除（終了）理由	
処分備考	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【参加差押期別情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
参加差押_滞納処分管理番号	
賦課年度	
相当年度	

通知書番号
業務詳細（科目）コード
特別徴収義務者指定番号
期別
申告履歴番号
事業年度番号
児童_宛名番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
宛名番号
被保険者番号
申告区分
事業年度開始日
事業年度終了日
納期限
処分金額_本税（料）
処分金額_延滞金
処分金額_督促手数料
処分金額_法人住民税内訳_均等割額
処分金額_法人住民税内訳_法人税割額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【交付要求（交付破産）管理】	
市区町村コード	
処分コード	
交付要求（交付破産）_滞納処分管理番号	
宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
破産管財人_利害関係者番号	
執行機関_利害関係者番号	
交付要求執行機関_利害関係者番号	
交付要求送年月日	
破産手続開始決定日	
先行差押年月日	
破産手続解除年月日	
交付要求起案年月日	
交付要求種類	
事件番号	
交付要求年月日	
交付要求決議年月日	
交付要求到達年月日	
交付要求解除起案年月日	
交付要求解除決議年月日	
交付要求解除年月日	
交付要求完了年月日	
交付要求財産区分	
交付要求解除（終了）理由	
処分備考	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【交付要求（交付破産）期別情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
交付要求（交付破産）管理番号	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細（科目）コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
債権種別区分	
申告区分	

事業年度開始日
事業年度終了日
納期限
処分金額_本税（料）
処分金額_延滞金
処分金額_督促手数料
処分金額_法人住民税内訳_均等割額
処分金額_法人住民税内訳_法人税割額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【配当計算管理】	
市区町村コード	
処分コード	
配当情報管理番号	
宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
債権現在額	
他機関の債権額	
残余金	
配当時の延滞金額	
延滞金計算年月日	
受入額	
滞納処分費	
残余金交付	
交付期日	
交付時刻	
交付場所	
備考	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【配当財産管理】	
市区町村コード	
配当情報管理番号	
財産情報管理番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【配当利害関係者管理】	
市区町村コード	
処分コード	
財産情報管理番号	
利害関係者番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
配当順位	
債権額	
配当額	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【充当管理】	
市区町村コード	
充当管理番号	
宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
充当日（予定日）	
充当入力年月日	
充当決議年月日	
通知年月日	
充当理由	
処分備考	
削除フラグ	

操作者ID
操作年月日
操作時刻

【充当明細管理】
市区町村コード
合併前_市区町村コード
処分コード
充当管理番号
賦課年度
相当年度
通知書番号
業務詳細(科目)コード
特別徴収義務者指定番号
期別
申告履歴番号
事業年度番号
児童_宛名番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
宛名番号
被保険者番号
申告区分
事業年度開始日
事業年度終了日
延滞金計算年月日
充当額_本税(料)
充当額_延滞金
充当額_督促手数料
充当額_法人住民税内訳_均等割額
充当額_法人住民税内訳_法人税割額
滞納処分費への充当有無
充当額_滞納処分費
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【繰上徴収管理】
市区町村コード
処分コード
繰上徴収管理番号
宛名番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
繰上徴収起案年月日
繰上徴収決議年月日
繰上徴収取消起案年月日
繰上徴収取消年月日
繰上徴収取消理由
繰上徴収後_納期限
繰上徴収後_納期限_時刻
繰上徴収理由
処分備考
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【繰上徴収期別情報】
市区町村コード
合併前_市区町村コード
繰上徴収管理番号
賦課年度
相当年度
通知書番号
業務詳細(科目)コード
特別徴収義務者指定番号
期別
申告履歴番号
事業年度番号
児童_宛名番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
宛名番号
被保険者番号

申告区分
事業年度開始日
事業年度終了日
納期限
処分金額_本税(料)
処分金額_延滞金
処分金額_督促手数料
処分金額_法人住民税内訳_均等割額
処分金額_法人住民税内訳_法人税割額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【検索情報管理】
市区町村コード
処分コード
宛名番号
検索_滞納処分管理番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
検索実施年月日
検索情報
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【検索期別情報】
市区町村コード
検索_滞納処分管理番号
賦課年度
相当年度
通知書番号
業務詳細(科目)コード
特別徴収義務者指定番号
期別
申告履歴番号
事業年度番号
児童_宛名番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
宛名番号
被保険者番号
申告区分
事業年度開始日
事業年度終了日
調定額_本税(料)
調定額_督促手数料
調定額_確定延滞金
調定額_法人住民税内訳_均等割額
調定額_法人住民税内訳_法人税割額
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【利害関係者情報】
市区町村コード
利害関係者番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
住所(所在)_郵便番号
住所(所在)
住所(所在)_市区町村コード
住所(所在)_町字コード
住所(所在)_都道府県
住所(所在)_市区郡町村名
住所(所在)_町字
住所(所在)_番地号表記
住所(所在)_方書
氏名(名称)
氏名(名称)_フリガナ
関係者区分
担当部署
電話番号

削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【公売管理】
市区町村コード
公売財産管理番号
財産情報管理番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
売却区分番号
滞納処分費
公売公告日
公売期間開始年月日
公売開始時刻
公売期間終了年月日
公売終了時刻
公売入場時間_自
公売入場時間_至
公売参加申込開始日
公売参加申込開始時刻
公売参加申込終了日
公売参加申込終了時刻
公売参加申込場所
入札場所
開札年月日
開札時刻
開札場所
公売保証金納付期間開始年月日
公売保証金納付期間終了年月日
公売保証金納付時刻_自
公売保証金納付時刻_至
公売保証金納付場所
公売保証金額
対象財産
公売価額
公売方法
買受人_氏名(名称)
最高値申込者_売却決定年月日
最高値申込者_売却決定時刻
最高値申込者_買受代金納付期限
次順買受申込者_売却決定年月日
次順買受申込者_売却決定時刻
次順買受申込者_買受代金納付期限
落札金額
入札者有無
入札取消年月日
公売財産区分
公売財産詳細
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【執行停止管理】
市区町村コード
執行停止管理番号
宛名番号
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
起案年月日
決裁年月日
執行停止年月日
執行停止種類
執行停止理由
取消起案年月日
取消決議年月日
執行停止取消年月日
執行停止取消理由
処分備考
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【執行停止期別情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
執行停止管理番号	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細(科目)コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
納期限	
執行停止金額_本税(料)	
執行停止金額_延滞金	
執行停止金額_督促手数料	
執行停止金額_	
法人住民税内訳_均等割額	
執行停止金額_	
法人住民税内訳_法人税割額	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【執行停止調査情報】	
市区町村コード	
執行停止管理番号	
調査履歴番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
入力年月日	
調査情報	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【時効管理】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細(科目)コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
2年時効完成年月日	
5年時効完成年月日	
執行停止時効完成年月日	
催告延長期限年月日	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【時効詳細情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
賦課年度	
相当年度	

通知書番号	
業務詳細(科目)コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
時効管理履歴番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
滞納処分管理番号	
時効更新_完成猶予区分	
時効の更新_完成猶予理由	
時効更新年月日	
時効完成猶予開始年月日	
時効完成猶予終了年月日	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【不納欠損期別情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細(科目)コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
宛名番号	
欠損年月日	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
被保険者番号	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
起案年月日	
決裁年月日	
不納欠損事由	
調査担当者コード	
不納欠損メモ	
確認事項	
不納欠損金額_本税(料)	
不納欠損金額_延滞金	
不納欠損金額_督促手数料	
不納欠損金額_	
法人住民税内訳_均等割額	
不納欠損金額_	
法人住民税内訳_法人税割額	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【納付書発行情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細(科目)コード	
申告履歴番号	
事業年度番号	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
児童_宛名番号	
発行システム区分	
発行回数	
発行連番	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
収納額	

延滞金	
督促手数料	
指定期限	
種別コード	
車両番号(標識番号)_	
標板文字	
車両番号(標識番号)_	
分類番号	
車両番号(標識番号)_	
かな文字	
車両番号(標識番号)_	
一連指定番号	
コンビニコード使用期限	
マルチペイメント支払期限	
二次元コード支払期限	
分納誓約日	
収納機関番号	
滞納消込特定キー情報1	
滞納消込特定キー情報2	
納付種別	
納付番号	
MPN確認番号	
MPN納付区分	
バーコード情報	
OCRID	
上段OCR	
下段OCR	
eLTAX納税者ID	
eL番号	
納付済通知書を一意に特定する番号	
時効延長有無区分	
充当用納付書区分	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【延滞金減免申請情報】	
市区町村コード	
延滞金減免管理番号	
申請年月日	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
申請者_宛名番号	
申請者_氏名	
決議年月日	
開始年月日	
終了年月日	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【延滞金減免期別情報】	
市区町村コード	
合併前_市区町村コード	
延滞金減免管理番号	
賦課年度	
相当年度	
通知書番号	
業務詳細(科目)コード	
特別徴収義務者指定番号	
期別	
申告履歴番号	
事業年度番号	
児童_宛名番号	
最新フラグ	
指定都市_行政区等コード	
宛名番号	
被保険者番号	
申告区分	
事業年度開始日	
事業年度終了日	
免除金額	
免除区分	
免除率(手入力)	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

【帳票整理番号管理】
市区町村コード
帳票整理番号
宛名番号
帳票ID
発行年月日
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

【納税者ID管理】
市区町村コード
宛名番号
税目区分
連番
最新フラグ
指定都市_行政区等コード
eLTAX納税者ID
削除フラグ
操作者ID
操作年月日
操作時刻

特定健診データベース

【個人管理】	
個人コード	
送付先フラグ	
除外情報	
	除外事由
	疾病種別
	除外届出日
	除外処理日
	除外開始日
	除外終了予定年月日
	解除届出日
	解除処理日
	解除事由
	解除年月日
連合会送付情報	
	除外情報送付日
	解除情報送付日
	区コード
	被保険者証番号
	個人識別コード
	生年月日
	性別

【年度管理】	
区コード(採番区)	
受診券整理番号	
個人コード	
被保険者証番号	
個人識別コード	
生年月日	
性別	
最新対象区分	
最新負担区分	
初回軽減申請書出力日	
受診利用状況	
受診結果情報	
	受診日
	受診結果コード
	健診機関コード
受診券交付情報	
	交付区コード
	交付日
	有効期限
受診券回収情報	
	回収事由
	回収日
連合会送付情報	
	連合会送付日
健診機関名称	
利用券整理番号	
最新利用券区分	
受診勧奨区分	
保健指導結果フラグ	
利用券交付情報	
	交付区コード
	交付日
	有効期限
利用券回収情報	
	回収事由
	回収日

受付管理・申請業務支援データベース

【受付情報】
管理番号発行システム
管理番号発行区分
管理番号発行区コード
管理番号連番
処理区コード
履歴番号
業務コード
申請書種別コード
申請書種類コード
対象年月
回次
ステータス
ステータス更新年月日
ステータス更新者ID
ステータス更新者
変更前ステータス
受付日
受付区コード
システム登録日
旧管理番号発行システム
旧管理番号発行区分
旧管理番号発行区コード
旧管理番号連番
期限延長回数
期限延長理由コード
期限延長更新年月日
責任職確認済フラグ
責任職確認済更新年月日
返戻保留理由コード
連携済フラグ
支払方法フラグ
一括受付フラグ
一括受付管理番号発行システム
一括受付管理番号発行区分
一括受付管理番号発行区コード
一括受付管理番号連番
更新端末IPアドレス
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

【受付履歴情報】
管理番号発行システム
管理番号発行区分
管理番号発行区コード
管理番号連番
処理区コード
履歴番号
対象年月
回次
ステータス
ステータス更新年月日
ステータス更新者ID
ステータス更新者
変更前ステータス
受付日
受付区コード
旧管理番号発行システム
旧管理番号発行区分
旧管理番号発行区コード
旧管理番号連番
遅延判定基準年月日
遅延判定用期限年月日
遅延判定用経過年月日
期限延長回数
期限延長理由コード
期限延長更新年月日
責任職確認済フラグ
責任職確認済更新年月日
返戻保留理由コード
連携済フラグ
一括受付フラグ
一括受付元管理番号発行システム
一括受付元管理番号発行区分
一括受付元管理番号発行区コード
一括受付元管理番号連番
更新端末IPアドレス
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

【申請書情報】
管理番号発行システム
管理番号発行区分
管理番号発行区コード
管理番号連番
個人コード
証番号
業務コード
申請書種別コード
申請書種類コード
申請者個人コード
受付済フラグ
引抜フラグ
論理削除フラグ
XE内容
XE更新年月日
XE更新者ID
XE更新者
業務キ-1
業務キ-2
業務キ-3
業務キ-4
業務キ-5
業務キ-6
業務キ-7
業務キ-8
業務キ-9
業務キ-10
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

【申請書個別情報】
管理番号発行システム
管理番号発行区分
管理番号発行区コード
管理番号連番
内容1
内容2
内容3
内容4
内容5
内容6
内容7
内容8
内容9
内容10
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

【遅延照会表示情報】
カラム名(論理名)
処理区コード
業務コード
申請書種別コード
申請書類コード
対象年月
回次
総件数
総遅延件数
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

【遅延ステータス別照会表示情報】
処理区コード
業務コード
申請書種別コード
申請書類コード
対象年月
回次
ステータス
総件数
期限超過件数
経過日数超過件数
遅延件数
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

【イベント情報】
区コード
業務コード
申請書種別コード
イベント年月日
表示開始年月日
表示終了年月日
コメント
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

【バッチエラー情報】
エラー発生日時
ジョブネットワークID
エラー発生日
管理番号発行システム
管理番号発行区分
管理番号発行区コード
管理番号連番
処理区コード
業務コード
申請書種別コード
申請書類コード
個人コード
証番号
業務キ-1
業務キ-2
業務キ-3
エラー内容
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

【証番号情報】
業務コード
区コード
証番号
個人コード
カナ氏名
氏名
生年月日
性別
DVフラグ
手入力区分
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

【証番号更新確認情報】
ジョブネットワークID
作成日
リスト種別
業務コード
区コード
証番号
更新前_個人コード
更新前_カナ氏名
更新前_氏名
更新前_生年月日
更新前_性別
更新前_DVフラグ
更新前_手入力区分
更新後_個人コード
更新後_カナ氏名
更新後_氏名
更新後_生年月日
更新後_性別
更新後_DVフラグ
更新後_手入力区分
登録者ID
登録者
登録年月日
更新者ID
更新者
更新年月日
バージョン

統合番号連携システム

個人番号
統合番号
4情報
業務固有番号
自動応答不可フラグ用サイン

オンライン申請管理システム

電子署名検証結果データ
署名検証年月日
署名検証結果
利用者用証明書シリアル番号
署名用証明書の氏名
署名用証明書の生年月日
署名用証明書の住所
署名用証明書の性別

シリアル番号情報ファイル
抽出日
抽出開始日
該当件数
ダミー
市町村コード
住基宛名番号
利用者証明書用電子証明書シリアル番号桁数
利用者証明書用電子証明書シリアル番号

申請内容ファイル	
受付番号	
カテゴリ名称	
制度名称	
制度バージョン	
手続きコード	
手続き名称	
手続き名称通称	
手続きバージョン	
サービス提供者コード	
サービス提供者名称	
申請ステータスコード	
申請ステータス名称	
申請日時	
添付ファイル数	
添付ファイル種別名称	
添付ファイル名称	
申請者情報	
お住いの区	
新しく国民健康保険に加入する人数	
申請者氏名	
申請者氏名(カナ)	
届出日	
連絡先(電話番号)	
申請者生年月日	
申請者住所	
世帯主情報	
世帯主氏名	
世帯主氏名(フリガナ)	
世帯主生年月日	
個人番号	
世帯主住所	
加入者情報	
加入者氏名	
加入者氏名(フリガナ)	
加入者生年月日	
加入者性別	
加入者続柄	
個人番号	
マイナ保険証の有無	

申請情報	
オンライン申請可能な療養内容かの是非	
申請者と世帯主は同一人物かの是非	
振込先の口座名義人と申請者は同一人物かの是非	
申請者と対象者は同一人物かの是非	
一部負担金の負担状況に応じた返還請求への応じることへの是非	
一部負担金に負担状況を医療機関へ照会することへの同意の是非	
第三者行為による傷病届、または自過失及び業務上の傷病等に関する届書の提出の是非	
不備等で連絡することへの承諾の是非	
申請年月日	
申請区	
申請書管理番号	
申請者情報	
申請者氏名	
申請者氏名(カナ)	
申請者生年月日	
申請者住所	
申請者電話番号	
対象者情報	
対象者氏名	
対象者氏名(カナ)	
対象者生年月日	
療養に関する情報	
被保険者記号・番号	
療養内容	
療養期間	
療養の給付を受けることができなかった理由	
傷病の原因	
口座情報	
金融機関名	
銀行コード	
口座種目	
支店名	
支店コード	
口座番号	
口座名義人氏名	
口座名義人氏名(カナ)	

申請情報	
記入日	
被保険者証番号	
申込者氏名	
世帯主との関係	
世帯主の住所	
相続人代表者の住所	
世帯主の氏名	
相続人代表者の氏名	
申込者(又は世帯主)の電話番号	
申込者(世帯主)のメールアドレス	
相続人申請は、配偶者または3親等以内の血族であるかの確認	
振込先情報	
金融機関名	
支店名(店名)	
支店コード(店番号)	
預金種目	
口座番号	
預金者氏名(フリガナ)	
預金者氏名	
受任者の住所	
世帯主との関係	
添付書類	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><本人等からの入手における措置> 国保法第9条、国保法施行規則第27条等の規定により、資格関係の届出、現金給付の申請、減免申請等は世帯主が行うこととされており、窓口での届出・申請により情報を入手する場合は、その場で本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。また、所得情報の申告や徴収方法の変更の申出（口座振替への変更）を受ける際は、窓口において本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。</p> <p>また、本人及び第三者による収納情報については、使用する納付書（納付済通知書）にバーコード化されて格納されており、収納代行業者（金融機関においては納付済通知書）により適正に管理されたいうえで、収納情報としてデータが送られてくるため、対象者以外の情報は伝わり得ない。</p> <p><他課からの入手における措置> 税務主管課から提供されるデータについては、個人の識別が可能な番号を突合することにより、必要な情報の確認を行う。 介護保険主管課から提供されるデータについては、国保法第76条の3及び4で規定された者についてのみ、特別徴収候補者として情報を入手している。</p> <p><年金保険者からの入手における措置> 国保法第76条の3及び4で規定された者についてのみ、特別徴収候補者として情報を入手している。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ○情報連携する際の措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック（※）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合システムとの情報連携は、LG-WANIにて行うため、セキュリティは確保されている。</p> <p>（※）ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>○国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p>○データを登録する際の防止措置 ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p> <p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・対象者の情報に、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。</p>
--------------------------	---

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p><本人等からの入手における措置> 国保法施行規則第2条、第27条等に定められた内容に基づき届出書・申請書様式を作成し必要な情報のみ入手する。必要な様式については、市国保条例施行規則等により規定している。 所得情報の申告や徴収方法の変更の申出を受ける際は、市国保条例施行規則第12条の4、横浜市国民健康保険料口座振替及び自動払込みによる収納事務取扱要領に規定された収入申立書・口座振替依頼書により、必要事項のみを入手する。 金融機関経由で入手する納付済通知書については、必要項目のみをパンチ業者にデータ化させたくえ、収納情報として受け取っている。</p> <p><他課からの入手における措置> 税務主管課から提供されるデータについては、国民健康保険の給付及び保険料の計算に必要な情報のみを選別し受領することで、必要な情報以外の入手を行わないようにする。 介護保険主管課から提供されるデータについては、データベースの項目を規定し、必要な情報以外の入手を行わないようにする。</p> <p><年金保険者からの入手における措置> 年金保険者から入手するファイルは仕様により情報が限定されており、国民健康保険システムにおいてもデータベースの項目が定まっているため、必要な情報しか保持できない。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ・情報連携における措置 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>(※)ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</p> <p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・入手した事務の情報には、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>特になし</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置> 本人からの資格・保険料関係の個人情報の入手は届出によるものであり、現金給付及び現物給付は国保法に明示されている制度であり、対象者本人が利用目的を認識し自発的に利用する制度である。特定個人情報ファイルの管理については、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。国保総合(国保集約)システムの外部インターフェイス仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> <p><オンライン申請管理システムにおける措置> 申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><本人等からの入手における措置> 官公庁発行の証明書により、本人確認を行い、それらの証明書を持っていない場合については、本人しか知りえない情報を口頭により確認する。</p> <p><他課からの入手における措置> 個人コードで突合することにより確認を行う。</p> <p><年金保険者からの入手における措置> 個人の識別が可能な4情報で突合することにより確認を行う。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>○国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><本人からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行う。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルの個人番号又は業務固有番号により真正性を確保する。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p><本人等からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 職員が入力した情報については、読み合わせによるダブルチェックや別担当者による届出書原本との照合を行うなど正確性確保に努める。 資格情報については、定期的に住民基本台帳情報を確認し、必要であれば届出を勧奨し正確性の確保に努める。収納情報については、事前の調定情報(収納すべき保険料額等の情報)との突合をシステム上でやっている。</p> <p><他課からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 月次で所得情報について更新する際は、個人コード等を突合することにより、正確性の確保に努める。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合システムにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市町村の双方に配信され、本市および他市町村の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</p> <p>○国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>特になし</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><本人等からの入手における措置> 届出・申請の際の窓口を個別とし、他の住民に情報が漏れないよう配慮する。 口座振替の結果データについては、テープ等の媒体を施錠可能なケースに収め、十分な警備のもと受け渡しを行い、委託業者からのネットワークを介したデータの受け渡しについては、当事者しか入手不可能な電子証明書の利用を前提に、頻繁にパスワードを変更するなど強固なセキュリティのもと行う。 また、特定個人情報ファイルの管理については、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p> <p>○国保連合会と国民健康保険システムの情報連携における措置 ・国保連合会と国民健康保険システムの情報連携は、LGWANで通信することでセキュリティリスクを確保している。 ※セキュリティ対策の詳細は、LGWANのセキュリティ対策を参照。</p> <p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・申請者がサービス検索・電子申請機能で提出した申請データは、オンライン申請管理システムへ自動的にダウンロードする。また、ダウンロードを、インターネットから切り離されたLGWANを介して、暗号化した通信により行い、漏洩・紛失を防止する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録をできるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用については、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワード、画像認証等が必要となり、権限を制限する。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p> <p><オンライン申請管理システムにおける措置> 当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p>
その他の措置の内容	<p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>(※)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人ごとのログインIDとパスワード、画像認証により管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報 が不正に使用されること のリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <p><統合番号連携システムにおける対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 <p><オンライン申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する必要がある職員を特定し、担当事務を限定した権限のユーザIDを個人ごとに発行する。 ・端末利用時は画像認証により認証し、更に、システム利用時はユーザIDとパスワードにより認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID・パスワードの発効管理 IDカードにより職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発効し、画像認証要素との紐づけを行うことで、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。 ・失効管理 権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>国保連合会は情報システム管理者(市)に対し、管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者(市)は管理者権限IDを用いて、事務取扱担当者に対してIDの発行を行う。 失効(変更)についても同様に、情報システム管理者(市)にて管理する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。 <p><オンライン申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者に端末用ユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づき端末用ユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・事務所管課は、システムを使用する必要がある職員を特定する。 ・システム管理者又はシステム管理者から権限を付与された事務所管課の管理者は、担当事務を限定した権限のシステム用ユーザIDを個人ごとに発行する。 ・事務所管課は、端末及びシステムを使用する権限を有していた職員の異動または退職情報を確認する。 ・異動または退職があった際は、システム管理者が事務所管課からの依頼によりアクセス権を更新するか、又は権限を付与された事務所管課の管理者がアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては個人情報保護に関する職場研修を毎年1回は行い、意識啓発を行う。また、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードを必要とし、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。 ・委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 <p>(※)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p><国保連合会と国民健康保険システムの情報連携における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会と国民健康保険システムとの間の情報連携は、LGWANIによる通信を行い、電子記録媒体による取扱いは行わないようにしている。 <p><オンライン申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可しているほか、職員のパソコンへの特定個人情報ファイルの書き出しをシステムで制限している。 ・バックアップ処理の実行権限を持つものを限定する。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><国民健康保険業務> 契約にて成果物の納品時に、委託業務を行った際の個人情報の取扱い状況及び取り扱った従業者等の報告をしよう定める。</p> <p><市町村保険者事務共同処理業務> ・委託先の従業員等が本市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。 ・情報システム管理者(国保連合会)は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・操作ログを医療保険者等向け中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p><オンライン申請管理システムにおける措置> 作業内容について事前に申請を受け、管理者が承認したうえで実施し、その記録を残す。また、業務完了報告書等にて確認を行う。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><国民健康保険業務> 個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p> <p><市町村保険者事務共同処理業務> ・情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 ・さらに、情報セキュリティ管理者が委託契約の監査・調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求めらる。</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・情報セキュリティ管理者が委託契約の監査・調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求めらる。</p> <p><オンライン申請管理システムにおける措置> 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p> <p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p>

<p>特定個人情報の消去ルール</p> <p>ルールの内容及び ルール遵守の確認方法</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。ルール遵守の確認については、業務完了報告書等や、契約期間中の管理者等からの聞き取りにより行う。</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 ・情報の管理状況及び委託業務の履行状況に関する作業場所における検査
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>

	<p>横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 <p>○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p> <p>○医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>○運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
具体的な方法	
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報システム管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 <p><取りまとめ機関における措置></p> <p>支払基金において次の部分の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」 ・「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」 	
<p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない</p>	
<p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p>	
<p>特定個人情報の提供・移転の記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・定期的に提供・移転を行うものについては、処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。また、実行された処理の実行結果ログを記録する。 ・随時の提供・移転を行った場合は、その都度記録を残す。</p>
<p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>データにより提供する場合は、原則専用線を使用してアップロードしており、アップロードの取扱いについては、事務担当課の職員に限定して事務を執り行う。 紙や電子媒体での受け渡しが必要となる場合は、移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>提供・移転する情報はデータベースから引き出しており、サーバー内の磁気ディスク装置を介して行う等閉塞したネットワークの中でやり取りを行う。また、紙や電子媒体での受け渡しが必要となる場合は、移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。 ・国民健康保険システムは、アクセス制限により特定個人情報を操作できる作業者を制限しており、登録された情報を更新する際には、ログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。また、情報を更新した際には、更新前の情報の履歴を残している。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・自治体中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。 <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
 ・自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 ・自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
 ・自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ・自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容

＜横浜市における措置＞
 ・サーバー機器はガバメントクラウドに設置する。
 ・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。
 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。
 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。
 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。
 ・業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで固定し、所定の場所から移動できないようにする。

＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
 ・事前に申請承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

＜オンライン申請管理システムにおける措置＞
 ・システムのサーバー機器類はデータセンターに設置する。
 ・データセンターでは、入退館管理、サーバー室への入退室管理、機器を搭載するラックの施錠管理、記憶媒体を含む物品の搬出入管理及び通信機器持ち込み制限を行っている。
 ・システムのデータのバックアップは、システム本体の設置場所とは別のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管する。

⑥技術的対策	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容		<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(国保連合会)が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <p><オンライン申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやLGWANと独立したネットワーク内でシステムの運用を行い、ファイアウォールにより不要な通信を遮断する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・サーバー及び端末に、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・システム利用時にユーザーの認証を行い、アクセス権の制御を行う。 ・システムの操作画面では特定個人情報ファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。
⑦バックアップ	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<p>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。 住民登録内だった者の分: 消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。 住民登録外だった者の分: 統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p>	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置> 資格情報、保険料賦課情報については変更の都度新たな情報を上書きし最新の情報で管理している(変更前の情報についても、履歴情報として記録している)。また、資格情報は住民基本台帳情報と突合し、齟齬がある場合は届出の勧奨を行い、住所に疑義のある世帯に対しては現地調査を行い、不現住であった場合は職権にて資格を喪失させている。 給付記録、所得情報、特別徴収情報は、変更・更新があった場合は速やかにその変更を反映させることとなっており、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を保管及び操作することはできない仕組みとしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を保管及び操作することはできない仕組みとしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> <p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・保管期間の過ぎた申請データをシステムにより判別し、バックアップデータも含め、年度毎に一括して消去する。 ・記憶媒体の交換や廃棄の際には、システムの運用保守事業者が、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><取りまとめ機関における措置> 支払基金において次の部分の特定個人情報保護評価を実施している。 ・「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」 ・「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」</p>		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に自己点検を行う。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に監査を行う。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システムにおける措置> 番号法第29条の3第2項(委員会による検査等)による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<横浜市における措置> ・新採用職員研修において、特定個人情報の概要に関する研修を行う(4月)。 ・区保険年金課の新任者・異動者を対象とした全体研修の場において、保険関係事務に特化した研修を行う(4月)。 ・年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
3. その他のリスク対策	
<p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置> 支払基金において次の部分の特定個人情報保護評価を実施している。 ・「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」 ・「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	受付時に本人確認を行う。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧等の手数料は無料。ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険システム
公表場所	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900
⑤法令による特別の手続	特になし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	横浜市役所健康福祉局生活福祉部保険年金課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話 045-671-2421
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和6年7月10日から令和6年8月9日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	期間中意見の提出はありませんでした。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年9月25日
②方法	横浜市個人情報保護審議会における審議
③結果	評価書の内容について修正を求める意見はありませんでした。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
令和3年7月29日	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
令和5年3月17日	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
令和5年11月17日	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事前	
令和6年11月29日	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙2)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事前	

提供先21	後期高齢者医療広域連合								
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第115項) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第117条 								
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の医療の確保に関する法律第84条(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律第85条(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律第104条(保険料)第2項の保険料の賦課に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条(資格取得の届出等)第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条(資格喪失の届出)の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 								
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格に関する情報 保険給付の支給に関する情報 								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 専用線</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 紙</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線								
[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									
⑦時期・頻度	情報照会の都度								

提供先22	都道府県知事等
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第125項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第127条
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条(支援給付の実施)第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③提供する情報	・保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

提供先27	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第144項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第146条
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条(他の法令による給付等との調整)の自立支援給付の支給の調整に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条(申請)第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条(支給認定の変更)第2項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条(申請内容の変更の届出)第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度

(別紙)全項目評価書の変更箇所【I 基本情報】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 <国民健康保険業務> ○各データベース共通	番号法第22条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第22条(特定個人情報の提供)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供】、【情報照会】	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供】・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	第31条の2	第31条の2の2	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報照会】 ・番号法第19条第8号別表第二	46	(削除)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年11月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (1/3)	④収納事務	④収納・滞納事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (2/3)	④保険料の収納情報を管理する。	④保険料の収納・滞納情報を管理する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (3/3)	※ オンライン資格確認 健康保険の被保険者が医療機関等を受診する際に、医療機関等がオンラインにより最新の資格情報等を確認できるようになる仕組み。確認は、マイナンバーカード又は被保険者証に記載された被保険者証番号・枝番等により行う。これにより、既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐこと等が可能となり、事務の効率化・適正化が図られる。	※ オンライン資格確認 健康保険の被保険者が医療機関等を受診する際に、医療機関等がオンラインにより最新の資格情報等を確認できるようになる仕組み。確認は、マイナンバーカード又は被保険者証・資格確認書に記載された被保険者証番号・枝番等により行う。これにより、既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐこと等が可能となり、事務の効率化・適正化が図られる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	新国民健康保険システム	国民健康保険システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	<p>国民健康保険の被保険者の資格管理、給付記録管理、保険料賦課・収納・徴収管理等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格データベース 被保険者の資格管理を行う。 ・給付データベース 資格データベースの情報を基に、国民健康保険の被保険者の給付記録管理を行う。 ・国保税情報データベース 税務システムから所得情報等を受理し、国民健康保険の世帯主及び被保険者の所得情報等について管理・編集する。管理・編集した所得情報等により、被保険者の所得区分の判定を行う。 ・賦課データベース 資格データベースにより管理している世帯主及び被保険者の資格期間及び国保税情報データベースにより管理している所得情報等により保険料額の計算を行い、保険料賦課情報の管理を行う。 また、世帯主から減免の申請があった場合に減免額の計算を行い、決定した減免額を保有する。 ・収納データベース 被保険者の収納管理を行い、新国民健康保険システム全体においては、保険料収納にかかる時効の管理および保険料の徴収額、納付日、確定延滞金などを総合的に記録及び管理している。 納付書の送付や、未納発生時の督促状送付処理、滞納者への催告書送付処理なども行っている。 納付義務者(世帯主)が納付した保険料のデータは、金融機関から取得しているほか、コンビニエンスストアの収納代行業者、特別徴収した年金保険者から直接取得している。 	<p>国民健康保険の被保険者の資格管理、賦課管理、給付管理、収納管理、滞納管理等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通データベース 各業務の共通的な情報の管理を行う。 ・資格データベース 被保険者の資格管理を行う。 ・賦課データベース 所得情報等及び資格データベースにより管理している世帯主及び被保険者の資格期間により保険料額の計算を行い、保険料賦課情報の管理を行う。 また、世帯主から減免の申請があった場合に減免額の計算を行い、決定した減免額を保有する。 ・給付データベース 資格データベースの情報を基に、国民健康保険の被保険者の給付管理を行う。 ・収納データベース 被保険者の収納管理を行い、国民健康保険システム全体においては、保険料収納にかかる時効の管理および保険料の徴収額、納付日、確定延滞金などを総合的に記録及び管理している。 納付書の送付や、未納発生時の督促状送付処理なども行っている。 納付義務者(世帯主)が納付した保険料のデータは、金融機関から取得しているほか、コンビニエンスストアの収納代行業者、特別徴収した年金保険者から直接取得している。 	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	---	---	--	-----------	------------------------------

令和6年11月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能	<p>・徴収データベース 日本年金機構、共済組合等の年金保険者（以下「年金保険者」という。）から送付される特別徴収候補者情報、年金保険者に送付する特別徴収依頼情報や特別徴収停止情報等を記録し管理する。</p> <p>・特定健診データベース 資格データベースの情報を基に、特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の発行管理及び特定健診受診記録等の管理を行う。</p> <p>新国民健康保険システムにおいては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p>	<p>・滞納データベース 被保険者の滞納管理を行い、国民健康保険システム全体においては、保険料滞納事務にかかる滞納処分、執行停止、時効の管理および保険料の徴収額、納付日、確定延滞金などを総合的に記録及び管理している。 納付書の送付や、滞納者への催告書送付処理なども行っている。 納付義務者（世帯主）が納付した保険料のデータは、金融機関から取得しているほか、コンビニエンスストアの収納代行業者から直接取得している。</p> <p>・特定健診データベース 資格データベースの情報を基に、特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の発行管理及び特定健診受診記録等の管理を行う。</p> <p>国民健康保険システムにおいては、個人番号を保有する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能	(記述の追加)	<p>・受付管理・申請業務支援データベース 新規申請書や勸奨分の申請書情報の管理を行う。 申請の全数管理や受付した申請書の進捗状況のステータス管理を行う。 個人情報等の必要情報を申請書に印刷を行う。 各種データ登録作業のデータ投入支援を行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(介護保険システム、後期高齢システム等)	事前	

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能</p>	<p>自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 自治体中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p>	<p>自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 自治体中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システム機能</p>	<p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち、情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能は使用しない。</p> <p>(1) 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ②オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 (※1)当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	<p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち、情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能は使用しないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</p> <p>(1) 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ②被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 ③オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 (※1)当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性</p>	<p><国民健康保険業務> ・資格データベース 世帯主からの届出により、住所や氏名、生年月日等を把握し、その対象者の国民健康保険の被保険者資格台帳を作成する。 その際、療養の給付を受ける期間や保険料を計算する期間についても、併せて管理を行うことで効率的に他の事務を進めることが可能になる。住民登録外被保険者については、被保険者資格の適正化を図るため、個人番号の特定を行う。</p> <p>・給付データベース 世帯主からの申請に基づく現金給付及び被保険者が医療機関等を受診することにより行われる現物給付に基づき、給付情報を作成する。</p> <p>・国税情報データベース 税務システムから受理する所得情報について、国民健康保険の世帯主及び被保険者の個人識別番号を特定した上で更新を行い、所得情報などを管理・編集する。 管理・編集した所得情報等により、保険料の算定を行うほか、被保険者の所得区分の判定を行い、保険給付の金額を決定する資料とする。 この際、市外転入等により横浜市に所得申告の義務がない被保険者については、課税住所地に対して情報照会を行い、保険料の算定、所得区分の判定を行う必要がある。</p> <p>・賦課データベース 被保険者の資格期間及び国税情報データベースで管理している世帯主及び被保険者の所得情報等により、国民健康保険料の計算、及び減免額の計算を行い、対象世帯の国民健康保険の賦課台帳を作成する。</p>	<p><国民健康保険業務> ・共通データベース 各業務で使用する共通的な情報を一元管理する。</p> <p>・資格データベース 世帯主からの届出により、住所や氏名、生年月日等を把握し、その対象者の国民健康保険の被保険者資格台帳を作成する。 その際、療養の給付を受ける期間や保険料を計算する期間についても、併せて管理を行うことで効率的に他の事務を進めることが可能になる。住民登録外被保険者については、被保険者資格の適正化を図るため、個人番号の特定を行う。</p> <p>・賦課データベース 被保険者の資格期間、世帯主及び被保険者の所得情報等により、国民健康保険料の計算、及び減免額の計算を行い、対象世帯の国民健康保険の賦課台帳を作成する。</p> <p>・給付データベース 世帯主からの申請に基づく現金給付及び被保険者が医療機関等を受診することにより行われる現物給付に基づき、給付情報を作成する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	---	---	---	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性</p>	<p>・収納データベース 被保険者の保険料収納状況を管理する。</p> <p>・徴収データベース 年金保険者から送付される特別徴収候補者情報、年金保険者に送付する特別徴収依頼情報や特別徴収停止情報等を記録し管理することで、賦課データベースと連携して徴収方法の適正化を図る。</p> <p>・特定健診データベース 被保険者が年度中1回特定健康診査を受けることができるよう、受診券を発行する。また、特定健康診査の結果に基づき特定保健指導利用券を作成する。</p> <p>○各データベース共通 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、自治体中間サーバーにアップロードを行うとともに、資格情報、給付情報、所得情報等について情報保有機関に対して情報照会を行い、被保険者資格や給付、保険料計算、所得区分管理等の適正化を図る。</p>	<p>・収納データベース 被保険者の保険料収納状況を管理する。</p> <p>・滞納データベース 被保険者の保険料滞納状況を管理する。</p> <p>・特定健診データベース 被保険者が年度中1回特定健康診査を受けることができるよう、受診券を発行する。また、特定健康診査の結果に基づき特定保健指導利用券を作成する。</p> <p>○各データベース共通 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、自治体中間サーバーにアップロードを行うとともに、資格情報、給付情報、所得情報等について情報保有機関に対して情報照会を行い、被保険者資格や給付、保険料計算、所得区分管理等の適正化を図る。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性</p>	<p>(記述の追加)</p>	<p>・受付管理・申請業務支援データベース マイナポータルと連携し国民健康保険の事務手続きに関し、電子申請を実施する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

令和6年11月29日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格データベース 健康保険法等の被保険者情報について情報提供を得られれば、住民基本台帳では確認できない、国保法第6条の該当及び非該当の確認ができ、より正確に被保険者資格の適正化を行えるようになる。 ・給付データベース 他保険者等の給付情報について情報提供を得られれば、本市国保との間での給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。 ・国課税情報データベース 市外転入等により横浜市に所得申告の義務がない被保険者について、当該被保険者の課税住所から所得情報等の提供を得られれば、より適正な保険料の算定、所得区分判定が行えるようになる。 ・賦課データベース 住民登録外台帳で課税されている個人と住民登録内台帳で課税されている個人との紐づけ等により、被保険者の資格期間及び所得情報等の適正化が期待でき、より適正な保険料計算を行えるようになる。 ・収納データベース 従来は文書照会等の手段で他保険者の収納状況を確認していたが、より即時的に確認ができるようになる。 ・徴収データベース 保険料の特別徴収の可否やその金額を管理することで、事務の効率化や納付手段の利便性の向上に資することができる。 ・特定健診データベース 被保険者の資格情報に基づき管理を行うことで、事務の効率化が図られる。 	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通データベース 各業務で使用している情報を一元管理することで、データベースの最適化を行い、各業務間のデータの整合性を確保する。 ・資格データベース 健康保険法等の被保険者情報について情報提供を得られれば、住民基本台帳では確認できない、国保法第6条の該当及び非該当の確認ができ、より正確に被保険者資格の適正化を行えるようになる。 ・賦課データベース 住民登録外台帳で課税されている個人と住民登録内台帳で課税されている個人との紐づけ等により、被保険者の資格期間及び所得情報等の適正化が期待でき、より適正な保険料計算を行えるようになる。 ・給付データベース 他保険者等の給付情報について情報提供を得られれば、本市国保との間での給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。 ・収納データベース 従来は文書照会等の手段で他保険者の収納状況を確認していたが、より即時的に確認ができるようになる。 ・滞納データベース 従来は文書照会等の手段で他保険者の滞納状況を確認していたが、より即時的に確認ができるようになる。 ・特定健診データベース 被保険者の資格情報に基づき管理を行うことで、事務の効率化が図られる。 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(記述の追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付管理・申請業務支援データベース 区役所の窓口混雑の緩和や、市民の申請手続きへの負担の軽減、事務処理の効率化が図られる。 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一主務省令」という。) 第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一主務省令 第24条 ・国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項、第2項 	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第44項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項、第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供】</p>	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二主務省令」という。） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第8号別表第二 42、43、44、45 ・番号法別表第二主務省令 第25条、第25条の2、第26条</p>	<p><国民健康保険業務> 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、132、137、141、145、158、161、164、165、166、173 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第134条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 69、70、71 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条、第72条、第73条</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7</p>	<p>(追加)</p>	<p>(オンライン申請管理システムについて追加)</p>	<p>事前</p>	

(別紙)全項目評価書の変更箇所【別添1(事務内容)】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 図1 事務概略図と特定個人情報保護評価の範囲	(新国民健康保険システムにおける概略図)	(国民健康保険システムにおける概略図) ※国民健康保険システムは、標準準拠システムのシステム構成に従い修正。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 図2 国民健康保険事務の全体図	(新国民健康保険システムにおける事務の全体図)	(国民健康保険システムにおける事務の全体図) ※国民健康保険システムは、標準準拠システムのシステム構成に従い修正。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 図3 オンライン資格確認の準備業務に係る流れ	(別添1)事務の内容 図3 オンライン資格確認の準備業務に係る流れ	(国民健康保険システムにおけるオンライン資格確認の準備業務に係る流れ図)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 図4 オンライン資格確認の準備に係る流れ	追加	(国民健康保険システムにおけるオンライン資格確認の準備業務に係る流れ図)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
	(別添1)事務の内容 図1 事務概略図と特定個人情報保護評価の範囲	追加	オンライン申請管理システムの追加	事前	
	(別添1)事務の内容 図2 国民健康保険事務の全体図	追加	オンライン申請管理システムの追加	事前	

(別紙)全項目評価書の変更箇所【Ⅱファイルの概要】

ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途 (2/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和3年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第106条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条の2第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第24条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第38条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第99条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第106条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条の2第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第24条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第38条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭費の支給に関する情報 出産育児一時金の支給に関する情報 保険給付の支給に関する情報 被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金の支給に関する情報 葬祭費の支給に関する情報 出産育児一時金の支給に関する情報 保険給付の支給に関する情報 被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> 船員保険法第72条第1項(葬祭料)の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第83条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 船員保険法第69条第1項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第72条第1項(葬祭料)の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第83条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	<p>II ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先2全国健康保険協会</p> <p>②提供先における用途(1/2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	<p>II ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先2全国健康保険協会</p> <p>②提供先における用途(2/2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	<p>II ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先11都道府県知事等</p> <p>②提供する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	<p>II ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先7健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課</p> <p>③移転する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の賦課に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ①法令上の根拠	(追加)	・番号法第19条第7号 別表第二(第108項) ・市番号条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ②移転先における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ③移転する情報	(追加)	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ④移転する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	こころの健康相談センターから照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充當を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ⑥移転方法	(追加)	紙	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ⑦時期・頻度	(追加)	情報照会の都度	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ①法令上の根拠	(追加)	・番号法第19条第7号 別表第二(第108項) ・市番号条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ②移転先における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ③移転する情報	(追加)	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ④移転する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ⑥移転方法	(追加)	紙	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ⑦時期・頻度	(追加)	情報照会の都度	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 < 国保連合会からの入手に関する妥当性 > ・特定健康診査等情報の入手に関する妥当性	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条	高齢者の医療の確保に関する法律第20条(特定健康診査)、第24条(特定保健指導)	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <国保連合会からの入手に関する妥当性> ・特定健康診査等情報の入手に関する妥当性	国保法第113条の3	国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <その他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	国民健康保険法施行令(以下国保法施行令という)	国民健康保険法施行令(以下「国保法施行令」という。)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <その他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	横浜市国民健康保険条例(以下市条例という)	横浜市国民健康保険条例(以下「市条例」という。)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <その他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	市条例施行規則第12条の3	横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「市国保条例施行規則」という。) 第12条の4	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <その他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	市条例施行規則第15条(保険料の徴収猶予又は減免)	市国保条例施行規則第15条(保険料の徴収猶予又は減免)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1~28 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	健康保険法第99条第1項	健康保険法第99条第1項(傷病手当金)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	(追加)	健康保険法第104条(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	同法第135条第1項	同法第135条第1項(傷病手当金)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険	健康保険法施行規則第50条第1項(通知)の全国健康保険協会管掌健康保険	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	(追加)	健康保険法第104条の組合管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法施行規則第26条第1項(被扶養者の届出)	船員保険法施行規則第26条(被扶養者の届出)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法第69条第1項	船員保険法第69条第1項(傷病手当金)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途	(追加)	船員保険法第69条第6項(傷病手当金)の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ②提供先における用途	予防接種法施行令第10条第1項ただし書(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療費)の医療費の額の調整に関する事務	予防接種法第16条第1項(給付の範囲)第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号)	私立学校教職員共済法施行規則	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の共済組合の組合員の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)	国家公務員共済組合法施行規則	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法別表第二主務省令第31条の2	番号法別表第二主務省令第31条の2の2	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法第66条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	地方公務員等共済組合法第66条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)	地方公務員等共済組合法施行規程	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ③提供する情報	(追加)	被保険者資格に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務	生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収	第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項(学資の貸与)の学資金の貸与	独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項(学資の貸与)の学資貸与金の貸与	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項(学資貸与金の返還の条件等)の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項(学資貸与金の返還の条件等)の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1、3、6~14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2、4、5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	高額療養費の支給又は高額介護合算療養費の支給に関する情報	高額療養費の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ③移転する情報	高額療養費の支給又は高額介護合算療養費の支給に関する情報	高額療養費の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務	生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収	第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ③移転する情報	高額療養費の支給又は高額介護合算療養費の支給に関する情報	高額療養費の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	後期高齢者医療制度保険料等	後期高齢者医療制度の保険料等	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百十六條の二の規定の適用を受ける者の特例)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高齢者の医療の確保に関する法律第50条	高齢者の医療の確保に関する法律第50条(被保険者)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②移転先における用途	地方税法第314条の2第3項	地方税法第314条の2第3項(所得控除)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	(追加)	移転先14	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 給付データベース【戻入レコード】	(追加)	入院食事代情報 入院外来区分 入院食事代情報 食事回数 入院食事代情報 食事代査定金額 入院食事代情報 食事代支給金額	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 給付データベース【(高額療養費)未申請 明細レコード】	被保険者番号	被保険者証番号	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 給付データベース【支給明細レコード】	被保険者番号	被保険者証番号	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 給付データベース	(追加)	【申請管理連携レコード】 被保険者証番号 該当者個人コード 一般識別フラグ 申請書管理番号 申請年度 申請連番 支給状況	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 提供・移転の有無	11件	14件	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ②提供先における用途	同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。	同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件	9件	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑧再委託の許諾方法	・個人情報取扱特記事項 第8条 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条	・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①委託内容	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(追加)	特定個人情報ファイルの全体	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(追加)	100万人以上1,000万人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲※	(追加)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(追加)	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、みなす世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、みなす世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とみなす世帯主に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は2年間有効、地方自治法第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の現物給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ③委託先における取扱者数	(追加)	10人以上50人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(追加)	専用線	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑤委託先名の確認方法	(追加)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	(追加)	神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑦再委託の有無※	(追加)	再委託する	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(追加)	委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化eto)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑨再委託事項	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条第1項(助成の方法の特例)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条第1項(助成の方法の特例)の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条第1項ただし書(助成の方法)若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条第1項ただし書(助成の方法)若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	1.後期高齢者医療制度の保険料等を滞納している被保険者に電話納付案内を行う。 2.高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百十六条の二の規定の適用を受ける者の特例)の資格取得を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百十六条の二の規定の適用を受ける者の特例)の資格取得を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ③移転する情報	1.電話番号、被保険者証番号、世帯メモ情報、個人コード 2.国民健康保険資格情報	国民健康保険資格情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1.医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ① 国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ② 国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 2.国民健康保険の住所地特例者であり、以下の①、②のいずれにも該当する者 ① 75歳に達した者 ② 厚生労働省で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号(被保険者)の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者	国民健康保険の住所地特例者であり、以下の①、②のいずれにも該当する者 ① 75歳に達した者 ② 厚生労働省で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号(被保険者)の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑦時期・頻度	年3回(4月、9月、1月)	月1回	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	健康福祉局健康安全部保健事業課	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	健康福祉局健康安全部保健事業課	医療局地域医療部がん・疾病対策課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	健康保険法施行規則第24条(被保険者の資格取得の届出)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	健康保険法施行規則第24条(被保険者の資格取得の届出)第1項の全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法第99条第1項(傷病手当金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項(傷病手当金)の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法第99条(傷病手当金)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条(傷病手当金)第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第105条(資格喪失後の死亡に関する給付)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第50条第1項(通知)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第115条(高額療養費)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条の2(高額介護合算療養費)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第120条(被扶養者の届出)の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第50条第1項(被保険者証の検認又は更新等)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法施行規則第6条第1項(被保険者の資格取得の届出)の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	船員保険法施行規則第6条(被保険者の資格取得の届出)第1項の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> 船員保険法第69条第1項(傷病手当金)の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第69条第6項(傷病手当金)の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第72条第1項(葬祭料)の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第83条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 船員保険法第69条(傷病手当金)第1項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第69条第6項の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第72条(葬祭料)第1項の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第73条(出産育児一時金)第1項の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第83条(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第84条(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第38条(被保険者証の検認又は更新)第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 船員保険法施行規則第64条(船員法による療養補償との調整の申請)第1項の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ②提供先における用途	予防接種法第16条第1項(給付の範囲)第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務	予防接種法第16条(給付の範囲)第1項第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第30条の規定による費用の負担の調整に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第30条(費用の負担)の規定による費用の負担の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ②提供先における用途</p>	<p>・生活保護法第19条第1項(実施機関)の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項(申請による保護の開始及び変更)の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条第1項(職権による保護の開始及び変更)の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第77条第1項(費用等の徴収)又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。))に関する事務</p>	<p>・生活保護法第19条(実施機関)第1項の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条(申請による保護の開始及び変更)第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条(職権による保護の開始及び変更)第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第77条(費用等の徴収)第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。))に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途</p>	<p>・私立学校教職員共済法第25条(国家公務員共済組合法の準用)において準用する国家公務員共済組合法第60条の2第1項(高額療養費)の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の3第1項(高額介護合算療養費)の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第61条第2項(出産費及び家族出産費)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則第1条の5の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>・私立学校教職員共済法第25条(国家公務員共済組合法の準用)において準用する国家公務員共済組合法第60条の2(高額療養費)第1項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の3(高額介護合算療養費)第1項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第61条(出産費及び家族出産費)第2項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則第1条の5(被扶養者の認定申請等)の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途</p>	<p>・国家公務員共済組合法第60条の2第1項(高額療養費)の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第60条の3第1項(高額介護合算療養費)の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第61条第2項(出産費及び家族出産費)の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第88条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第95条第3項において準用する同令第92条第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務</p>	<p>・国家公務員共済組合法第60条の2第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第60条の3第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第61条第2項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第88条(被扶養者の申告)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第95条(組合員被扶養者証)第3項において準用する同令第92条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ②提供先における用途</p>	<p>・国保法第57条の2第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第57条の3第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>・国保法第57条の2(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第57条の3(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法第62条の2第1項(高額療養費)の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第62条の3第1項(高額介護合算療養費)の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第63条第2項(出産費及び家族出産費)の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第66条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第94条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第100条第2項において準用する同令第97条第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	・地方公務員等共済組合法第62条の2(高額療養費)第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第62条の3(高額介護合算療養費)第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第63条(出産費及び家族出産費)第2項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第66条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員による被扶養者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第94条(被扶養者の申告)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第2項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ②提供先における用途	老人福祉法第28条第1項(費用の徴収)の費用の徴収に関する事務	老人福祉法第28条(費用の徴収)第1項の費用の徴収に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ②提供先における用途	雇用保険法第37条第8項(傷病手当)の傷病手当の支給の調整に関する事務	雇用保険法第37条(傷病手当)第8項の傷病手当の支給の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条第1項(助成の方法の特例)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条(助成の方法の特例)第1項の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条第1項ただし書(助成の方法)若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条(助成の方法)第1項ただし書若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	健康福祉局健康安全部保健事業課	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第四項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第4項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第108項)	番号法第19条第8号別表第二(第109項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第108項)	番号法第19条第8号別表第二(第109項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月4日	令和9年1月4日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○] その他(ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)	[]その他()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、保険料徴収情報、特定健康診査等情報の管理 ・保険料賦課及び保険給付に必要な所得の判定、保険料の特別徴収の可否とその金額の管理	・国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、保険料滞納情報、保険料徴収情報、特定健康診査等情報の管理 ・保険料賦課及び保険給付に必要な所得の判定、保険料の特別徴収の可否とその金額の管理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、税情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、特別徴収情報、特定健康診査等情報を適正に管理し、国民健康保険制度の健全な運営を行う。特別徴収情報については、特別徴収依頼情報や中止・変更等に係る対象者の情報を年金保険者に提供する。 国民健康保険に加入していない者について保有している税情報は、加入した場合における保険料を仮計算する際に使用する。 また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他の機関等へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、税情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、保険料滞納情報、特別徴収情報、特定健康診査等情報を適正に管理し、国民健康保険制度の健全な運営を行う。特別徴収情報については、特別徴収依頼情報や中止・変更等に係る対象者の情報を年金保険者に提供する。 国民健康保険に加入していない者について保有している税情報は、加入した場合における保険料を仮計算する際に使用する。 また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他の機関等へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成28年1月4日	令和9年1月4日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取扱いを行う。)	[○] その他(保守拠点からの遠隔操作にて取扱いを行う。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取扱いを行う。)	[○] その他(保守拠点からの遠隔操作にて取扱いを行う。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O] その他(保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取扱いを行う。)	[O] その他(保守拠点からの遠隔操作にて取扱いを行う。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 クラウド事業者が管理するデータセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第1項) ・番号法別表第二主務省令第1条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第1項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第2項) ・番号法別表第二主務省令第2条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第2項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第4条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	(追加)	・健康保険法第100条(埋葬料)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第101条(出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法第105条(資格喪失後の死亡に関する給付)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法第105条(資格喪失後の死亡に関する給付)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第143条(家族埋葬料)第1項の日雇特例被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)第1項の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法施行規則第120条(被扶養者の届出)の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法施行規則第120条(被扶養者の届出)の日雇特例被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第3項) ・番号法別表第二主務省令第3条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第3項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第5条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ②提供先における用途	(追加)	・健康保険法第100条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第101条の組合管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(第4項) ・番号法別表第二主務省令第4条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第5項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第7条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ②提供先における用途	・船員保険法施行規則第26条(被扶養者の届出)の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	・船員保険法施行規則第26条(被扶養者の届出)の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第5項) ・番号法別表第二主務省令第5条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第6項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第8条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ②提供先における用途	・船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	・船員保険法施行規則第26条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第9項) ・番号法別表第二主務省令第8条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第11項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第15条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第12項) ・番号法別表第二主務省令第10条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第14項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第18条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第15項) ・番号法別表第二主務省令第11条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第19項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第21条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第17項) ・番号法別表第二主務省令第12条の3	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第27項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第29条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第22項) ・番号法別表第二主務省令第15条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第38項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第40条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第26項) ・番号法別表第二主務省令第19条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第42項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第44条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第27項) ・番号法別表第二主務省令第20条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第48項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第50条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠～⑦時期・頻度	社会福祉協議会	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠～⑦時期・頻度	(追加)	都道府県知事(提供先28から移動)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第33項) ・番号法別表第二主務省令第22条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第56項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第58条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14②提供先における用途	(追加)	・私立学校教職員共済法施行規則第37条の2の私立学校教職員共済制度の加入者による後期高齢者医療制度の被保険者資格の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第39項) ・番号法別表第二主務省令第24条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第65項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第67条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15②提供先における用途	(追加)	・国家公務員共済組合法施行規則第95条(組合員被扶養者証)第3項において準用する同令第92条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15②提供先における用途	(追加)	・国家公務員共済組合法施行規則第113条の4の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第42項) ・番号法別表第二主務省令第25条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第69項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第46項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第69項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第58項) ・番号法別表第二主務省令第31条の2の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第83項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第85条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第3項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第3項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第1項の共済組合の組合員の被扶養者の要件の確認に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18②提供先における用途	(追加)	・地方公務員等共済組合法施行規程第119条の2の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第2項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第3項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第62項) ・番号法別表第二主務省令第33条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第87項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第89条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第78項) ・番号法別表第二主務省令第41条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第111項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第113条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第26項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第42項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③移転する情報	・被保険者に係る資格に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報	保険給付の支給に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ③移転する情報	・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報	・保険給付の支給に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第87項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第125項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ③移転する情報	・被保険者資格に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報	保険給付の支給に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ②移転先における用途	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条(助成の方法の特例)第1項の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条(助成の方法の特例)第1項の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ②移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条(助成の方法)第1項ただし書若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条(助成の方法)第1項ただし書若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第80項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第115項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑥移転方法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O]その他(ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)	[O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []その他()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第94項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第132項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第27項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第48項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	健康福祉局生活福祉部医療援助課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第120項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第158項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保健事業課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第48項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第74項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第80項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第115項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第109項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第145項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の自立支援給付の支給の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ③移転する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	保険給付の支給に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第109項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第145項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の自立支援給付の支給の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ③移転する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	保険給付の支給に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(第102の2項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第139項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所(1/2)	<横浜市における措置> ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。	<横浜市における措置> ・システムのサーバー機器はガバメントクラウドに設置する。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。	事前	重要な変更にあたるため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所(2/2)	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更にあたるため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他()	[○]その他(電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追加)	その他…電子署名関係情報及び個人番号カードに搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号:申請者の本人確認のため	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他()	[○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	

	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10	(追加)	(オンライン申請管理システム運用保守業務委託について追加)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	・オンライン申請管理システムのデータのバックアップは、入退館管理を行っている遠隔地のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管している。	事前	

(別紙)全項目評価書の変更箇所【Ⅲリスク対策(プロセス)】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和3年7月29日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和3年7月29日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和5年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <本人等からの入手における措置> > 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	横浜市国民健康保険条例施行規則（以下「市国保条例施行規則」という。）	市国保条例施行規則	事後	重要な変更に応ずる項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <本人等からの入手における措置> > 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	市条例施行規則第12条の3	市国保条例施行規則第12条の4	事後	重要な変更に応ずる項目ではないため
令和5年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(追加)	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

<p>令和5年11月17日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法</p>	<p>(追加)</p>	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和5年11月17日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>(追加)</p>	<p><クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和5年11月17日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</p>	<p>(追加)</p>	<p>○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化eto)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和5年11月17日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</p>	<p>(追加)</p>	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	--	-------------	--	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 (※)ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ○データを登録する際の防止措置 ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○情報連携する際の措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合システムとの情報連携は、LG-WANIにて行うため、セキュリティは確保されている。 (※)ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ○国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ○データを登録する際の防止措置 ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	---	--	---	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止させるための措置の内容</p>	<p><本人等からの入手における措置> 国保法施行規則第2条、第27条等に定められた内容に基づき届出書・申請書様式を作成し必要な情報のみ入手する。必要な様式については、市国保条例施行規則等により規定している。 所得情報の申告や徴収方法の変更の申出を受ける際は、市国保条例施行規則第12条の4、横浜市国民健康保険料口座振替及び自動払込みによる収納事務取扱要領に規定された収入申立書・口座振替依頼書により、必要事項のみを入手する。 金融機関経由で入手する納付済通知書については、必要項目のみをパンチ業者にデータ化させたくうえで、収納情報として受け取っている。</p> <p><他課からの入手における措置> 税務主管課から提供されるデータについては、国民健康保険の給付及び保険料の計算に必要な情報のみを選別し受領することで、必要な情報以外の入手を行わないようにする。 介護保険主管課から提供されるデータについては、データベースの項目を規定し、必要な情報以外の入手を行わないようにする。</p> <p><年金保険者からの入手における措置> 年金保険者から入手するファイルは仕様により情報が限定されており、新国民健康保険システムにおいてもデータベースの項目が定まっているため、必要な情報しか保持できない。</p>	<p><本人等からの入手における措置> 国保法施行規則第2条、第27条等に定められた内容に基づき届出書・申請書様式を作成し必要な情報のみ入手する。必要な様式については、市国保条例施行規則等により規定している。 所得情報の申告や徴収方法の変更の申出を受ける際は、市国保条例施行規則第12条の4、横浜市国民健康保険料口座振替及び自動払込みによる収納事務取扱要領に規定された収入申立書・口座振替依頼書により、必要事項のみを入手する。 金融機関経由で入手する納付済通知書については、必要項目のみをパンチ業者にデータ化させたくうえで、収納情報として受け取っている。</p> <p><他課からの入手における措置> 税務主管課から提供されるデータについては、国民健康保険の給付及び保険料の計算に必要な情報のみを選別し受領することで、必要な情報以外の入手を行わないようにする。 介護保険主管課から提供されるデータについては、データベースの項目を規定し、必要な情報以外の入手を行わないようにする。</p> <p><年金保険者からの入手における措置> 年金保険者から入手するファイルは仕様により情報が限定されており、国民健康保険システムにおいてもデータベースの項目が定まっているため、必要な情報しか保持できない。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	---	---	--	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止させるための措置の内容</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ・情報総合PCにおける措置 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>(※)ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース 仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ・情報連携における措置 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>(※)ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース 仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> 本人からの資格・保険料関係の個人情報の入手は届出によるものであり、現金給付及び現物給付は国保法に明示されている制度であり、対象者本人が利用目的を認識し自発的に利用する制度である。特定個人情報ファイルの管理については、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ・国保総合PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている 対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> 本人からの資格・保険料関係の個人情報の入手は届出によるものであり、現金給付及び現物給付は国保法に明示されている制度であり、対象者本人が利用目的を認識し自発的に利用する制度である。特定個人情報ファイルの管理については、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている 対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCIにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCIにおいて国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>○国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>○国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>個人番号の真正性確保の措置の内容</p>	<p><本人からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに統合番号連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCIにおける措置 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>	<p><本人からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行う。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルの個人番号又は業務固有番号により真正性を確保する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p><本人等からの入手における措置> ○新国民健康保険システムにおける措置 職員が入力した情報については、読み合わせによるダブルチェックや別担当者による届出書原本との照合を行うなど正確性確保に努める。 資格情報については、定期的に住民基本台帳情報を確認し、必要であれば届出を勧奨し正確性の確保に努める。収納情報については、事前の調定情報(収納すべき保険料額等の情報)との突合をシステム上でやっている。</p> <p><他課からの入手における措置> ○新国民健康保険システムにおける措置 月次で所得情報について更新する際は、個人コード等を突合することにより、正確性の確保に努める。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市町村の双方に配信され、本市および他市町村の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</p> <p>○新国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、新国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>	<p><本人等からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 職員が入力した情報については、読み合わせによるダブルチェックや別担当者による届出書原本との照合を行うなど正確性確保に努める。 資格情報については、定期的に住民基本台帳情報を確認し、必要であれば届出を勧奨し正確性の確保に努める。収納情報については、事前の調定情報(収納すべき保険料額等の情報)との突合をシステム上でやっている。</p> <p><他課からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 月次で所得情報について更新する際は、個人コード等を突合することにより、正確性の確保に努める。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合システムにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市町村の双方に配信され、本市および他市町村の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</p> <p>○国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	--	--	--	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ○国保総合PCと新国民健康保険システムとの間の情報の授受はデータセンター内で行い、使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の担当者だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ○国保連合会と国民健康保険システムの情報連携における措置 ・国保連合会と国民健康保険システムの情報連携は、LGWANで通信することでセキュリティリスクを確保している。 ※セキュリティ対策の詳細は、LGWANのセキュリティ対策を参照。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なの無い情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容</p>	<p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録をできるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	<p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録をできるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・個人ごとのログインIDとパスワード、画像認証により管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・個人ごとのログインIDとパスワード、画像認証により管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	---	--	---	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・ID・パスワードの発効管理 IDカードにより職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発効し、画像認証要素との紐づけを行うことで、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。 ・失効管理 権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 国保連合会は情報システム管理者(市)に対し、管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者(市)は管理者権限IDを用いて、事務取扱担当に対してIDの発行を行う。 失効(変更)についても同様に、情報システム管理者(市)にて管理する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・ID・パスワードの発効管理 IDカードにより職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発効し、画像認証要素との紐づけを行うことで、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。 ・失効管理 権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 国保連合会は情報システム管理者(市)に対し、管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者(市)は管理者権限IDを用いて、事務取扱担当に対してIDの発行を行う。 失効(変更)についても同様に、情報システム管理者(市)にて管理する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・アクセス権限の設定作業は、情報セキュリティ担当が行う。 ・ログインIDとパスワードについては、職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際は、アクセス権限を更新する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・アクセス権限の設定作業は、情報セキュリティ担当が行う。 ・ログインIDとパスワードについては、職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際は、アクセス権限を更新する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録 具体的な方法</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録している。 ・アクセス記録は、データセンター内に5年間保存する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者(市)は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録している。 ・アクセス記録は、データセンター内に5年間保存する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者(市)は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。 (※)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースから データを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、 CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>・国保総合PCと既存の新国民健康保険システムとの間の情報の授受はデータセンター内で行い、使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の担当者だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。 (※)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースから データを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、 CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p><国保連合会と国民健康保険システムの情報連携における措置> ・国保連合会と国民健康保険システムとの間の情報連携は、LGWANIによる通信を行い、電子記録媒体による取扱いは行わないようにしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(異動検索システム関係ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託情報保護管理体制の確認	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づき罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	提供・移転する情報はデータベースから引き出しており、ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う等閉塞したネットワークの中でやり取りを行う。	提供・移転する情報はデータベースから引き出しており、サーバー内の磁気ディスク装置を介して行う等閉塞したネットワークの中でやり取りを行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムの画面において、番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムの画面において、番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。 ・国民健康保険システムは、アクセス制限により特定個人情報を操作できる作業者を制限しており、登録された情報を更新する際には、ログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。また、情報を更新した際には、更新前の情報の履歴を残している。	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。 ・国民健康保険システムは、アクセス制限により特定個人情報を操作できる作業者を制限しており、登録された情報を更新する際には、ログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。また、情報を更新した際には、更新前の情報の履歴を残している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱いに十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱いに十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策 具体的な対策の内容(1/2)</p>	<p><横浜市における措置> ・サーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 ・業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで固定し、所定の場所から移動できないようにする。</p>	<p><横浜市における措置> ・サーバー機器はガバメントクラウドに設置する。 ・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 ・業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで固定し、所定の場所から移動できないようにする。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策 具体的な対策の内容(2/2)</p>	<p>(記述の追加)</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>(記述の追加)</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> 資格情報、保険料賦課情報については変更の都度新たな情報を上書き最新の情報で管理している(変更前の情報についても、履歴情報として記録している)。また、資格情報は住民基本台帳情報と突合し、齟齬がある場合は届出の勧奨を行い、住所に疑義のある世帯に対しては現地調査を行い、不現住であった場合は職権にて資格を喪失させている。 給付記録、所得情報、特別徴収情報は、変更・更新があった場合は速やかにその変更を反映させることとなり、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> 資格情報、保険料賦課情報については変更の都度新たな情報を上書き最新の情報で管理している(変更前の情報についても、履歴情報として記録している)。また、資格情報は住民基本台帳情報と突合し、齟齬がある場合は届出の勧奨を行い、住所に疑義のある世帯に対しては現地調査を行い、不現住であった場合は職権にて資格を喪失させている。 給付記録、所得情報、特別徴収情報は、変更・更新があった場合は速やかにその変更を反映させることとなり、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を保管及び操作することはできない仕組みとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順 手順の内容</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を保管及び操作することはできない仕組みとしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC 27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・対象者の情報に、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・入手した事務の情報には、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> 申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・申請者がサービス検索・電子申請機能で提出した申請データは、オンライン申請管理システムへ自動的にダウンロードする。また、ダウンロードを、インターネットから切り離されたLGWANを介して、暗号化した通信により行い、漏洩・紛失を防止する。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> 当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われない。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・システムを使用する必要がある職員を特定し、担当事務を限定した権限のユーザIDを個人ごとに発行する。 ・端末利用時は画像認証により認証し、更に、システム利用時はユーザIDとパスワードにより認証を行う。</p>	事前	

	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者に端末用ユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づき端末用ユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・事務所管課は、システムを使用する必要がある職員を特定する。 ・システム管理者又はシステム管理者から権限を付与された事務所管課の管理者は、担当事務を限定した権限のシステム用ユーザIDを個人ごとに発行する。 ・事務所管課は、端末及びシステムを使用する権限を有していた職員の異動または退職情報を確認する。 ・異動または退職があった際は、システム管理者が事務所管課からの依頼によりアクセス権を更新するか、又は権限を付与された事務所管課の管理者がアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課が決定する。 ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者又はシステム管理者から権限を付与された事務所管課の管理者が行う。 ・設定変更の結果は、事務所管課が確認する。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法</p>	(追加)	<p><統合番号連携システム及びオンライン申請管理システムにおける対策></p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可しているほか、職員のパソコンへの特定個人情報ファイルの書き出しをシステムで制限している。 ・バックアップ処理の実行権限を持つものを限定する。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p>	事前	

	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	事前	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ・委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 ・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 ・従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	事前	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> 作業内容について事前に申請を受け、管理者が承認したうえで実施し、その記録を残す。また、業務完了報告書等にて確認を行う。	事前	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	事前	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ・遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	事前	

	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・システムのサーバー機器類はデータセンターに設置する。 ・データセンターでは、入退館管理、サーバー室への入退室管理、機器を搭載するラックの施錠管理、記憶媒体を含む物品の搬出入管理及び通信機器持ち込み制限を行っている。 ・システムのデータのバックアップは、システム本体の設置場所とは別のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管する。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・システムのサーバー機器類はデータセンターに設置する。 ・データセンターでは、入退館管理、サーバー室への入退室管理、機器を搭載するラックの施錠管理、記憶媒体を含む物品の搬出入管理及び通信機器持ち込み制限を行っている。 ・システムのデータのバックアップは、システム本体の設置場所とは別のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管する。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容</p>	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・保管期間の過ぎた申請データをシステムにより判別し、バックアップデータも含め、年度毎に一括して消去する。 ・記憶媒体の交換や廃棄の際には、システムの運用保守事業者が、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	事前	

(別紙)全項目評価書の変更箇所【IVリスク対策(その他)】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	IVリスク対策(その他) 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年11月29日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(記述の追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(記述の追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

(別紙)全項目評価書の変更箇所【V開示請求、問い合わせ】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	横浜市役所 市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒231-0017 横浜市中区港町1-1	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和6年11月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	新国民健康保険システム	国民健康保険システム	事前	

(別紙)全項目評価書の変更箇所【別紙1(提供先)】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	【別紙】 提供先21後期高齢者医療広域連合 ③提供する情報	・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報	・保険給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先21 ②提供先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条(資格取得の届出等)第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条(資格喪失の届出)の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	・高齢者の医療の確保に関する法律第84条(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第85条(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条(資格取得の届出等)第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条(資格喪失の届出)の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先22 ②提供先における用途	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項(支援給付の実施)及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条(支援給付の実施)第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先23 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書(一般疾病医療費の支給)に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条(一般疾病医療費の支給)第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先24 ②提供先における用途	・介護保険法第12条(届出等)第3項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第27条(要介護認定)第1項の要介護認定、同法第28条(要介護認定の更新)第2項の要介護更新認定又は同法第29条(要介護状態区分の変更の認定)第1項の要介護状態区分の変更の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第32条(要支援認定)第1項の要支援認定、同法第33条(要支援認定の更新)第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第27条(被保険者証の再交付及び返還)第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第32条(資格喪失の届出)の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	・介護保険法第12条(届出等)第3項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務(第二号被保険者(同法第9条第2号の第二号被保険者をいう。以下この条において同じ。)に係るものに限る。) ・介護保険法第27条(要介護認定)第1項の要介護認定、同法第28条(要介護認定の更新)第2項の要介護更新認定又は同法第29条(要介護状態区分の変更の認定)第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第32条(要支援認定)第1項の要支援認定、同法第33条(要支援認定の更新)第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2(要支援状態区分の変更の認定)第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第27条(被保険者証の再交付及び返還)第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務(第二号被保険者に係るものに限る。) ・介護保険法施行規則第32条(資格喪失の届出)の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務(第二号被保険者に係るものに限る。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先25 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第37条第1項又は第37条の2第1項の規定による費用の調整に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条(他の法律による医療に関する給付との調整)第1項の同法第37条(入院患者の医療)第1項又は第37条の2(結核患者の医療)第1項の規定による費用の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	【別紙】 提供先26 ②提供先における用途	・独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項(学資の貸与)の学資貸与金の貸与又は同法第17条の2第1項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項(学資貸与金の返還の条件等)の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第4項(学資貸与金の返還の期限等)の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	・独立行政法人日本学生支援機構法第14条(学資の貸与)第1項の学資貸与金の貸与又は同法第17条の2(学資の支給)第1項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法第15条(学資貸与金の返還の条件等)第2項の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条(学資貸与金の返還の期限等)第4項の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第17条の3の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先27 ②提供先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項(申請)の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項(支給認定の変更)の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項(申請内容の変更の届出)の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条(申請)第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条(支給認定の変更)第2項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条(申請内容の変更の届出)第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先28 ②提供先における用途	・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項(申請)の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項(支給認定の変更)の支給認定の変更の認定に関する事務	・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条(申請)第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第10条(支給認定の変更)第2項の支給認定の変更の認定に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先21 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第80項) ・番号法別表第二主務省令第43条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第115項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第117条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先22 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第87項) ・番号法別表第二主務省令第44条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第125項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第127条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第88項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第128条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先24 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(第93項) ・番号法別表第二主務省令第46条第1項、第2項	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第131項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第133条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先24 ②提供先における用途	・健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先25 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第97項) ・番号法別表第二主務省令第49条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第137項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第139条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	【別紙】 提供先25 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条(他の法律による医療に関する給付との調整)第1項の同法第37条(入院患者の医療)第1項又は第37条の2(結核患者の医療)第1項の規定による費用の調整に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条(他の法律による医療に関する給付との調整)第1項の同法第37条(入院患者の医療)第1項、第37条の2(結核患者の医療)第1項又は第44条の3の2第1項の規定による費用の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先26 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第106項) ・番号法別表第二主務省令第53条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第141項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第143条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先27 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第109項) ・番号法別表第二主務省令第55条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第144項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第146条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先28 ①法令上の根拠～⑦時期・頻度	都道府県知事	削除(提供先13へ移動)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

公表年月日	内容	件数	再発防止策
1 令和3年12月17日	区役所で保管していた、平成28年度の3か月分の該当区で交付したマイナンバーカードに係る交付関連書類を紛失した。	1931件	書類の保管場所一覧を作成し、執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。
2 令和4年11月11日	本市施設の運営委託業者の再委託者が、電車内で社用パソコン入りの荷物の盗難に遭い、当該パソコン内に保存されている施設利用者等の個人情報を紛失した。	528件	委託先に対して、委託約款に定められた個人情報の適切な取扱いを徹底するとともに、持ち出し可能な媒体に個人情報を保存しない等個人情報に関するリスク管理の徹底するよう指導する。当該指導を受け、委託先においては、パソコン内にはデータを置かず、ファイルサーバに保存する運用とし、パスワードの二重化、強度の見直し等のセキュリティ対策を講じる。
3 令和5年9月11日	財政局において、「特別徴収個人別明細表」を本来送付すべきではない会社に送付してしまった。	217件	封筒の宛名作成の際には、会社ごとに付番している指定番号により送付先の検索を行うことを徹底する。また、このルールについて、研修等により改めて周知・徹底する。
4 令和6年1月15日	区役所で保管していた、自動車臨時運行許可申請書のファイルを1年度分誤廃棄した。	240件	課内で行政文書の廃棄に係るルールの再確認を実施し、行政文書の保管場所、保管方法の見直しを行った。また、文書廃棄の際に使用するチェックリストを作成し、2名以上で廃棄対象文書であることを確認しながら廃棄することを徹底する。
5 令和6年5月1日	区役所で保管していた、令和元年度に支給手続を行った介護保険の高額合算療養費に関する申請書等(特定個人情報を含む)を紛失した。誤廃棄をした可能性が高いと考えられる。	2559件	廃棄文書の保管箱に、廃棄年度ごとに色の違うテープを貼り、廃棄の時期を視覚的に明確にする。また、廃棄文書目録と対象文書を複数の職員で突合することを徹底する。
6 令和6年5月7日	こども青少年局で運営しているWEBサイト上で、WEBサイトの設定誤りにより、表示する必要のない市民の氏名が表示される状態となっていた。	1665件	本市と事業者で、WEBサイト上の全機能について点検を行った。サイト回数等を行う際は、稼働前の確認・テストを両方で徹底する。
7 令和6年5月15日	こども青少年局で、市内法人等と個人情報のやり取りを行っているクラウドサービス上で、閲覧権限の設定ミスにより、法人が、無関係な者の個人情報を閲覧できる状態となっていた。	468件	クラウドの権限設定等を変更する場合には、設定内容に誤りがないかを複数人で確認するよう徹底する。また、誤った権限を設定してしまった場合には、閲覧に制限がかかるよう、クラウドサービスの設定を修正した。